

S
A
S
E
B
O

7TH
SASEBO CITY
MASTER PLAN

第 7 次
佐 世 保 市
総 合 計 画



ごあいさつ



「海風 薫り 世界へはばたく

“キラっ都” SASEBO」をめぐして

「平成」から「令和」へ。

新たな時代の幕開けを迎え、わたしたちは、新たな希望と幸多き未来に期待をふくらませています。

「令和」という言葉は万葉集の梅花の歌が典拠とされており、「人々が美しく心を寄せ合う中で、文化が生まれ育つ」という意味が込められています。

春の訪れを告げ、見事に咲き誇る梅の花のように、市民の皆様のそれぞれの花を、大きく美しく咲かせることができるようなまちにしていきたい。

ここに住み生活する市民の皆様が、これからも笑顔で幸せを感じながら暮らし続けられるようなまちにしていきたい。



そのような思いを込め、このたび、第6次総合計画を引き継ぎ、さらに将来にわたり持続可能なまちづくりを推し進めるための「第7次総合計画」を策定しました。

わたしたちのまちには、「世界で最も美しい湾クラブ」に認定された九十九島に代表される豊かな自然、九十九島かきに代表される美味しいグルメ、世界文化遺産「黒島の集落」や、2つの日本遺産「鎮守府」・「三川内焼」に代表される先人たちが大切に守り育んできた歴史・文化・伝統など多彩な魅力が溢れています。

「Society 5.0」の到来など、社会はめざましく変化してまいります。これらに柔軟に対応し、発想力を高めながらスピード感を持って地域課題にしっかりと向き合っていくことで、これまで築いてきた本市の魅力をもっと磨き上げていくとともに、市民全体で本市の価値を高めながら、シビックプライドをもったまちの創生（地方創生）につなげてまいります。

この新しい令和の時代を市民の皆様が夢と希望を持って住み続けられるよう、市民の皆様とともに「市民力」を結集しながら、本市の将来像である「海風薫り 世界へはばたく“キラっ都” SASEBO」の実現に向け、全力で取り組んでまいり所存でございますので、引き続き、ご理解とご協力をいただきますようよろしくお願いいたします。

最後になりましたが、計画策定にあたり、市民の皆様や、市議会、審議会等の関係者の方々から、貴重なご意見やご提言をいただくなど種々ご協力を賜りましたことにつきまして、心から感謝申し上げます。

令和2年3月

佐世保市長

朝長則男



目次

佐世保市の紹介	2
総合計画を楽しむ ～「佐世保大好き」への「はじめの一步」	4
序 論	
第1章 総合計画策定にあたって	1 1
第2章 総合計画策定の背景	1 5
基本構想	
第1章 基本理念	2 7
第2章 将来像	2 8
第3章 基本目標	3 1
基本計画	
序章 基本計画の概要	3 8
第1章 しごと	4 5
第2章 ひと	6 5
第3章 まち	8 1
第4章 くらし	1 1 1
第5章 行政経営	1 4 5
第6章 総合計画の推進にあたって	1 5 7
附属資料	
1 佐世保市総合計画条例	1 6 1
2 策定経過	1 6 2
3 策定体制	1 6 5
4 佐世保市議会総合計画調査特別委員会	1 6 6
5 佐世保市総合計画審議会	1 6 7
6 庁内の検討体制	1 7 0
7 主な分野別計画等の一覧表	1 7 2
8 社会指標・K P Iの解説	1 7 7
9 連携する政策・施策	1 8 9
10 用語解説	1 9 3

本計画中「〇〇〇*」と表記されているものは、P193以降の「用語解説」を参照。

佐世保市の紹介

市章



明治44年10月に制定

カタカナの「サセホ」を組み合わせて、図案化したものです。

菱形の囲いのうち、右斜め上が「サ」、左斜め下が「セ」を表し、中央に「ホ」を入れています。

平成14年に市制施行100周年を記念して、「カノコユリ」を市の花に制定しています。

花卉の斑点を鹿の子絞りにたとえたものが花名の由来で、花ことばは「荘厳」、「上品」、「慈悲深さ」です。

「カノコユリ」は国内では絶滅が心配されていますが、佐世保市では、南九十九島一帯・世知原町・吉井町・里美町など海岸から山地まで、局所的ですが広く生育しています。

南九十九島が、国内でも有数の自生地です。

市の花

カノコユリ



市の歌

昭和27年に市制施行50周年を記念して、「佐世保市歌」を制定しています。

多数の応募の中から入賞した郷土の作家・辻井一郎（永石三男）氏の作品を歌詞とし、佐世保にゆかりのある作家吉田絃二郎氏の校定を経て、昭和の日本を代表する作詞家・作曲家堀内敬三氏（『若き血』（作詞・作曲 慶應義塾応援歌）、『蒲田行進曲』（作詞）、『家路（遠き山に日は落ちて）』（作詞））の手により完成しました。

曲中には、九十九島や烏帽子岳といった美しい自然を有し、海と山に囲まれた港町である佐世保市らしさが見事に表現されています。

佐世保市歌

一 みどりの山に 囲まれて
七つの洋に 展げゆく
波をしずめの この港
集まる商船も 日にしげく
ほまれの歴史 享けつぎて
栄えいやます わが佐世保

二 八重の汐路に かすみたる
九十九島の 島々に
松のこかげの 綾なして
平和のすがた かもめ飛ぶ
ほまれの歴史 享けつぎて
栄えいやます わが佐世保

三 その名もゆかし 烏帽子の
嶺の朝陽と 競いつつ
世界に伸びる 産業の
資源の山に 命わく
ほまれの歴史 享けつぎて
栄えいやます わが佐世保

市の木 ハナミズキ



平成元年に「ハナミズキ」を市の木に制定しています。4月から5月、パステルカラーの紅白の花から受ける印象は明るく都市的であり、その姿はアメリカの桜といわれるだけあって見ごたえがあります。

国際都市を目指す本市イメージの引き立てに最適の樹木であり、本市の発展に明るい彩りを添えています。

平成24年に市制施行110周年を記念して、「佐世保市PRバッジ」を制作しています。

市役所売店、九十九島水族館、九十九島動植物園などで販売されています。

【絵図】

天然の自然美を有する九十九島と穏やかな波、そして美しい夕日や空をイメージしています。

【文字】

『1902』は佐世保市制スタートの年。青色は佐世保の美しく澄みわたる空と海をイメージし、プレミアム感が漂うといわれる濃紺を採用しています。

市のPRバッジ



西海讃歌 副題～佐世保市民に捧ぐ～

本市をイメージした曲の依頼を受けた團伊玖磨氏（オペラ『夕鶴』、童謡『ぞうさん』『おつかいありさん』『やぎさんゆうびん』等）が、弓張岳展望台を訪ねた折、平戸出身の作詞家・詩人：藤浦洸氏（美空ひばり『悲しき口笛』『東京キッド』等）の詩碑（西海国立公園指定10周年（昭和40年）を記念して市に贈った詩を刻んだ詩碑）をみて作曲のイメージを展開し、昭和44年に完成した曲です。

西海国立公園の海と島の広がりをおぼせる荘重な曲の中に、ジャガタラお春の哀しい物語を日本調のメロディーとリズムの中に描き出し、後半の『空いっぱい』の合唱によって曲全体のイメージ展開を図った、雄大な西海の讃歌です。県内の天気予報のBGMとして長年使用されたこともあり、佐世保市民のみならず、長崎県民からも親しみ、愛されてきた名曲のひとつです。



「佐世保大好き」への「はじめの一步」

「佐世保」を「知る」ことから始めよう

佐世保が「ヤバイ!?!」

「佐世保がヤバイ」、この言葉を耳にして、あなたはどんなふうに受け止めますか？

お歳を召した方ならきっと「え、なにか問題あり!?!」とトラブルを想像し心配されることでしょう。しかし若い世代、中高生のヤバイは、今では「カッコいい」とか「素敵」「キュート」「超クール（カッコいい）」という意味でも使われるようになりました。同じ言葉でも世代や置かれた立場や育った環境、あるいはそれが発せられるシチュエーションでニュアンスが変わるのです。

かつては、お酒を飲んだ締めとして食べて、お土産にもしていた地元のおなじみ「ハンバーガー」が、今は「佐世保（SASEBO）」と冠がついて、よその街・他府県の人からは「一度はぜひ食べてみたい」と憧れられるものになっています。

20年前になるでしょうか。佐世保で自分たちがふだん口にしてしているハンバーガーが全国的ブームになって、「佐世保ご当地グルメの佐世保バーガー」になるのは、当時は、誰も思いもよらぬことでした。ブームが少し落ち着いたらといえ、今でも佐世保

バーガーのバテやバンズは日々発展し、あるいは昔からのスタイルを変えず守っているからこそ、「佐世保バーガーが超おいしい!」「佐世保バーガーが超オモシロイ!」「佐世保バーガーがヤバイ」となっているのです。



「LIKE」と「LOVE」

「ヤバイ」という言葉ひとつとってもそうですが、同じことを話しているつもりでも、じつはチンプンカンプンということが時として起こり得ます。だからこそ、言葉をじっくりと丁寧に見直す、吟味することにより鮮明に見えてくるものがありますね。

英語の「LIKE（好き）」と「LOVE（愛す）」の違いを意識されることはありますか。日本サッカー産みの親であるデッドマール・クラマーが〈好きだけでは一流になれない。愛することによって、はじめて一流への道が拓かれる〉という意味の言葉を残しています。

好きというのはただ楽しむという段階。それを愛するということまで高めることではじめて苦しみも生まれ、その苦しみを乗り越えていく情熱が本当の

プロを育てるということです。

惚れ込んでこそ一流なのです。

「LIKE」ではなく「LOVE」のレベルまで高めよう

本書「第7次佐世保市総合計画」を手にとって読もうとする方は、佐世保について、「かなり詳しい」「ある程度詳しい」「興味がある」という方でしょう。「そんなことはもう知っている」という部分も多いかもしれませんが、でも、だからこそその落とし穴があるともいえるのです。

たとえば「佐世保は明治22年に海軍の鎮守府が置かれたことで、国家プロジェクトで急速に発展した街。それまではほとんど何もない寒村だった」と表現される方が多いようです。



前段の〈急速に発展した〉は正解です。でも「何もない寒村だった」はけっして正しい表現とはいえません。海軍以前にも歴史はあり、人々の活発な営みがあったからこそ、鎮守府を受け入れる下地があり、街が急速に発展していくことが可能であったともいえるのです。

あるいは「三川内焼」。佐世保の鎮守府同様、平成28年に文化庁の日本遺産に認定された「三川内焼」はかつて平戸藩の御用窯であり、「唐子絵」は平戸藩のお留焼としてここでしかつくりすることができませんでした。三人、五人、七人と描かれる唐子の数で献上先がより格上へ変わったといわれています。平戸のお殿様の庇護のもと「透かし彫り」や「置き上げ」「卵殻手(薄づくり)」「菊花飾細工」など高い技術が守られ継承されてきたわけです。ただ、柿右衛門や今右衛門といった人間国宝(スター)が三川内にいないこともあり、全国的な知名度はお隣の佐賀・有田などに比べると高くはありませんでした。

しかし、三川内のブランドはとくに近年再評価され、とくにクオリティの高いホンモノ志向の陶磁器好きの方から高く評価されています。



毎年、東京の渋谷ヒカリエで開催される展示会での「1000種(趣)1000枚の豆皿」は、他の地域からも真似されるほどになり、三川内焼は先陣を切って、いわば新しい風を吹かせているといえるのです。

ぜひ、佐世保の〈わかっていづもり〉〈知っているつもり〉を再点検してみましょう。当たり前だと思っていることに世代間ギャップがあったり、あまり大

したことがないと思っていることがじつはとんでもなくスゴイことだったり、新しいものが見えてくるかもしれません。

佐世保のことを「好き」のレベルでなく「大好き」へ、あるいは「LIKE」を「LOVE」のレベルまで高めていきましょう。

「佐世保大好き！」と 発信してくれる人がいる!!

黒島の天主堂で17年ぶりに結婚式が執り行われました(2018年9月)。



新婦は沖縄出身、新郎は長崎市出身でしたが、いまは神奈川県にお住いの方で、黒島の集落が「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」の構成資産のひとつとして世界文化遺産登録されたのを知り、ここで結婚式を挙げたいと思われ、問い合わせをされ、準備を進められたとのこと。

おふたりとも黒島出身者ではありませんが、島民の方々が何十人も参列し皆で祝福されたといえます。

じつは世界遺産登録直前の2018年4月下旬に料理家の栗原はるみさん取材で黒島にご案内したのですが、この取材時に「聖堂で結婚式が挙げられたことは？」という質問に「もうずいぶんとなく、これからも予定はなし」と回答いただいていま

した。その後の世界遺産登録で黒島のメディア露出が増え、あれよあれよという間に、新しい明るい出来事につながったのでしよう。「結婚」はカトリックでは「秘跡」のひとつとして捉えられるとても大切なものなので、人口400少し、島民の8割がカトリックの黒島では、まさに「喜ばしいニュース(福音)」となったのでした。

ちなみに既述の料理家、栗原はるみさんも、取材の折には「ふくれ饅頭」や「黒島豆腐」を島の人たちといっしょにつくるなどして温かい交流をされました。取材後、黒島のウエルカムハウスの黒板に「くろしま、大好き！」という言葉を残していただき、取材最後は涙、涙のお別れとなりました。



栗原さんといっても男性の方にはあまりピンとこないかもしれませんが、レシピ本が世界一を獲得し、NHKなどの料理番組で活躍する日本一有名(人気)な料理家です。そのナンバー1の人に「黒島大好き、もう一度来たい」と言っていたことも島民の人にとっての喜び。写真の「くろしま大好き 栗原はるみ」を黒島の人々は半年以上たっても消せないでいるそうです。

「佐世保ファン」を増やして、 元気になる!?

黒島で結婚式を挙げたふたりはこの地に移住されるわけではないので、少子高齢化に歯止めがかかるわけではありません。でも観光で訪れたいいくつかのうちのひとつではなく、一生の思い出の地として心に刻まれ、いろいろな人に語り続けられることでしょう。

また栗原はるみさんに「黒島はほんとうに素敵なところでした、大好きな場所になりました」と発信いただいたことで、すぐにアクションを起こす人は少なくとも、何十万という人の心には黒島が刻まれることになりま（栗原さんの訪れた黒島を10ページで特集した『haru_mi』は発行部数25万部、その他WEBや電波を併せると相当な数となります）。

黒島については「世界遺産登録」というわかりやすいキーワードはありますが、黒島の「ファン（関係人口）」が増えることで、黒島が元気になっていく。その姿を目にして周りの人、ほかの地域の人も勇気づけられる、ファンもますます増えていく。あるいは故郷に帰ってきてもいいかなと思う人が増えるという好循環を生み出していくのではないのでしょうか。

よその真似ではなく、 内なるものを光らせよう

佐世保ファン（関係人口）を増やす、街をより活性化するためには、まず自分たちが街をよく知ること、いろいろな視点で街を見直すこと、学び直すことで

す。前項のように、自分たちの地域資産を見直し、後ろ向きでなく何かをはじめようとするので道は必ず拓けます。話題になったからとか評判だからといって、それを安易に真似をしても長続きはしません。佐世保バーガーが大ブームになったときに、いろいろなところでご当地バーガーが生まれましたが、姿を消してしまったものも多いですね。「佐世保」には、「佐世保ならではの」「佐世保発祥」というものがほんとうにたくさんあります。

防空壕をそのまま商店街に活用している今も元気な「とんねる横丁」があったり、海軍の武器庫だった洞窟を夏季限定のレストランにしたり……、ユニークな活用例を目にすることができます。



鎮守府を置くということは、軍事施設や兵器武器をつくるということだけでなく、道の整備であったり、浄水の確保だったり、病院をつくったり、街のインフラを整えていくということでもあります。この点においては、戦争遺構を負の遺産してとらえるだけではなく、現代にもつながる「近代土木の結晶」としてとらえることができますし、それらが「過去形」でなく、さまざまな形で自分たちの暮らしにつながっているとイえるのです。

「さるくシティ403」で毎冬「きらきらフェスティバル」が

開催され、12月の第1水曜日には「きらきら大パーティ」が開催されます。2000人、3000人が一堂に会して忘年会をするというのは、これも他所ではまず考えられないこと、まさに佐世保ならではです。

でも、そもそも、このパーティが実現できるのは、街中に1キロ強の直線アーケードがあるからで、それは日本海軍の「街づくり」の図面がベースになっています。商店街中央にずらりと並べる長テーブルも通常は商店街にあるものではありません。どこから持ってくるものかなど意識する人はいませんが、自衛隊の教育施設から数百単位で借り受けることができるから成り立つわけですね。

商店街活性化のイベントもじつは日本海軍の歴史とつながっている、それも佐世保ならではの特色です。

あれも、これもと 「佐世保ならではの」いっぱい!

もちろん、旧日本海軍、海上自衛隊、米海軍基地関連だけでなく、歴史でいえば既述したように、平戸藩との関わりで三川内焼はもちろん、江迎の陣屋跡や今も続く千灯籠であるとか、それ以前にそもそも福井洞窟などの遺跡もたくさんあります。

自然の美しさという点においては「九十九島」は「世界でもっとも美しい湾クラブ」に加盟が認められていますし、グルメという点でも九十九島の特異な自然が育む魚介類、とくに「九十九島かき」はパルシーで「九十九島かき食うカキ祭り」が20年以

上、毎年開催されていますが、これは近年の牡蠣焼小屋ブームの先駆けであり、また海を眺めながら数千人単位でということ自体が、まず他ではなかなか見られない光景です。

2013年、2014年に「九十九島かき 世界と出会う」というタイトルで東京都内複数の大使館御用達レストランでフェアが開催され、たくさんの著名人、文化人が「九十九島かき」を堪能しました。ある有名フランス料理シェフからは「この牡蠣を空輸してフランス人に食べさせたらおもしろいね」と絶賛されました。「九十九島かき」はまさに世界に誇れる牡蠣なのです！

そして佐世保ならではのグルメといえば「レモンステーキ」もありますね。



構成作家として、映画監督、プランナーなどとしてマルチに活躍し、くまモンの産みの親でもある小山薫堂さんに、2010年に佐世保市内のレストラン数軒で「レモンステーキの食べ歩き・味比べ」をしていただき、「味も最高です！レモンステーキというネーミングも素晴らしい！」と絶賛、雑誌の特集で紹介していただいたことがあります。

知る、理解する

自分の街を好きになる前提にあるのは「知る・理解する」こと。

自分の街のことを良く知れば、深く理解すれば、おのずと好きになり、もっと知りたい、そして、そのことを他の人にも知ってほしいと願うようになるはずです。

いちばん怖いのは「無関心」「知らない」「興味がない」ということでしょう。たとえば廊下にゴミが落ちているとします。気がついて拾わないのは悲しいですが、後ろめたさを感じたり、あとで戻ってきてやっぱり拾うという可能性はあります。しかしゴミが落ちていること自体に気がつかなければ、拾うということにはつながっていきません。誰もゴミに気がつかなければゴミはそのままです。あるいは汚れがどんどん進んでいってしまいます。

「反対も邪魔もしないからどうぞご勝手に、おまかせします」ではなく、やはり、まずは「知る・理解する」努力が必要です。

「上流は下流を思いやり、下流は上流に感謝する」という言葉があります。川は上流と下流がつながっています、海にもつながっています。しかし、そのことをふだん、あまり意識することはありませんね。しかし上流の水源がダメになってしまえば必然的に下流もダメになってしまう、上流は下流にも責任をもたないといけないし、下流も自分たちは知らないという態度は本来、とってはいられないということなのです。これを田舎と都市部、あるいはお隣の市町村同士の関係に置き換えてもいいかもしれません。

伝えることより、 伝えることが大事

佐世保市内に本社をおく「ジャパネットたかた」の前社長高田明氏が『伝えることから始めよう』という書籍のなかで「伝えることより、伝えることが大事」だと説いています。どれだけ相手の心を動かせることができるかが大事で、カメラをセールスする一例としてズームが何倍で、解像度がこれでお年寄りに性能を細かく説明しても相手の胸に刺さらない。そこで、「携帯で写真を撮ってもプリントすることはないでしょう？ でもこのカメラでお孫さんの節目の記念日に撮影しておいて、それを20歳のお祝いのおきに大きく伸ばしてプレゼントしたら喜ばれますよ、そのためにはやはりこのカメラが…」と勧めると、そうかなあと前のめりになってくるということです。

もちろん、公平公正で正しい情報であることは基本ですが、伝え方にも工夫が必要ということを示唆してくれるお話です。

この総合計画が、みなさんの佐世保理解、佐世保好きへの第一歩となることを願っています。

そして、この総合計画をもとに、佐世保市民一人ひとりが良き理解者であると同時に、良き伝え手となっていくことを期待しています。

させばまちづくりコラムニスト

蒲田 正樹

大手出版社で雑誌編集長などを歴任、現在は雑誌や書籍の編集に携わりながら、自治体の広報PRやマーケティングもサポート。著書に『驚きの地方創生「日本遺産・させばの底力」』『驚きの地方創生「京都・あやべスタイル」』等

序論

Introduction



第1章

総合計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

平成29年に市制施行115周年を迎えた佐世保市は、平成17年4月1日に旧吉井町、旧世知原町と、平成18年3月31日に旧宇久町、旧小佐々町と、平成22年3月には旧江迎町、旧鹿町町と合併し、新市としてのスタートを切りました。また、平成28年4月には中核市へ移行し、基礎自治体としての機能を強化することで、市民生活に密着した多くの事務を市民にとってより身近なところで行う行政サービスを充実させ、市民の利便性のさらなる向上を図ってきました。さらに、平成30年9月には、行政区域の枠を超え、様々な分野で相互に強みを伸ばし、地域全体を活性化するために形成された「西九州させば広域都市圏*」について、本市は連携中枢都市宣言を行い、圏域全体の経済をけん引し、圏域の住民全体の暮らしを支える役割を担っていくことを表明しました。

これまで本市では、「ひと・まち育む“キラっ都”佐世保～自然とともに市民の元気で輝くまち」を将来像とする「第6次佐世保市総合計画」(計画期間:平成20年度～令和元年度)に基づき、各種の施策・事業を展開してきました。「ひと(市民)が中心のまちづくり」を基本理念として、旧6町との合併及び中核市として新しく生まれ変わった本市が未来へと力強く飛躍するための基礎体力を培うとともに、「ひと育て」と「まち育て」をまちづくりの両輪とした「自然とともに市民の元気で輝くまち」への着実な歩みを進めてきたところです。

この間、少子高齢化と人口減少社会の急速な進行、更には東日本大震災、平成28年熊本地震等のような予期せぬ災害の発生を教訓とした防災・減災意識の高まりなど、本市を取り巻く社会情勢は大きく変化してきました。また、経済・社会のグローバル化の進展や外国人観光客の急増により、産業政策や観光戦略は大きな転換が求められていますし、情報通信技術等の急速な進歩は、わたしたちの社会、働き方、仕事、生活を快適に変え得るものとして、非常に大きな可能性を秘めています。

一方、地方分権改革*の流れの中で、自治体自らの判断と責任のもと、自主的かつ自律的な行財政運営が求められるようになる中、本市には、基礎自治体としてこれまで以上に市民の皆さんの日常生活に密接に関連したサービスを行い、社会の変化に柔軟な対応をしながら様々な役割を果たしていくことが期待されるようになりました。

このような中、市民の皆さんが安全で安心して、生きがいと幸せを実感できる暮らしをおくるためには、本市が守り築き上げてきた自然、歴史・文化、産業、都市基盤等の共有の財産を活かしながら、行政はもとより、自治体の一員である市民や事業者が、それぞれの役割と責任を自覚し、お互い協力・連携してまちづくりを進めていくことが必要です。

「自分たちのまちは、自分たちでつくる」という思いのもと、将来を見通しつつ、時代の変化や課題に的確に対応していくための「まちづくりの設計図」として、ここに「第7次佐世保市総合計画」を策定しました。

2 計画の名称

本計画の名称は「第7次佐世保市総合計画」とします。

3 計画の役割

本計画は、佐世保市が今後目指すべき将来像と、将来像を達成するためのまちづくりの目標と取組を総合的に示すものであり、人口減少に歯止めをかけ、持続可能で幸せな社会を実現することを趣旨としています。

また、まち・ひと・しごと創生総合戦略は、本計画と同一の趣旨・同一のまちづくりの方向性をもつことから、「総合戦略」を包含し、官民連携を前提とした一体的な計画として策定することとしています。これらを踏まえて、本計画は、具体的に次の6つの役割を担います。

- 本市が策定する全ての計画の上位に位置し、事業を実施する場合の基本的な根拠となる計画
- 本市の行財政運営を行うにあたっての指針（方向性）を示す計画
- 市民、事業者、行政等がともにまちづくりを進める計画（まち・ひと・しごと創生総合戦略※）
- 西九州させば広域都市圏※の発展を目指す計画
- 旧軍港市転換法※に基づく旧軍港市転換計画※
- 国・県等が地域計画を策定する場合の基本となる計画

4 計画策定の視点

本計画は、次の3つの視点を持って策定しています。

●みんなの総合計画

行政だけの総合計画ではなく、市民、関係団体、事業者等の様々な立場の皆さんと話し合い、目的を共有し、ともに取り組んでいく方向性を記載した総合計画

●戦略性のある総合計画

本市の目指すまちづくりの姿とその方向性を明確にし、それを実現するための具体的な数値目標を設定しながら、戦略的に事業を展開する総合計画

●確実な実効性をもつ総合計画

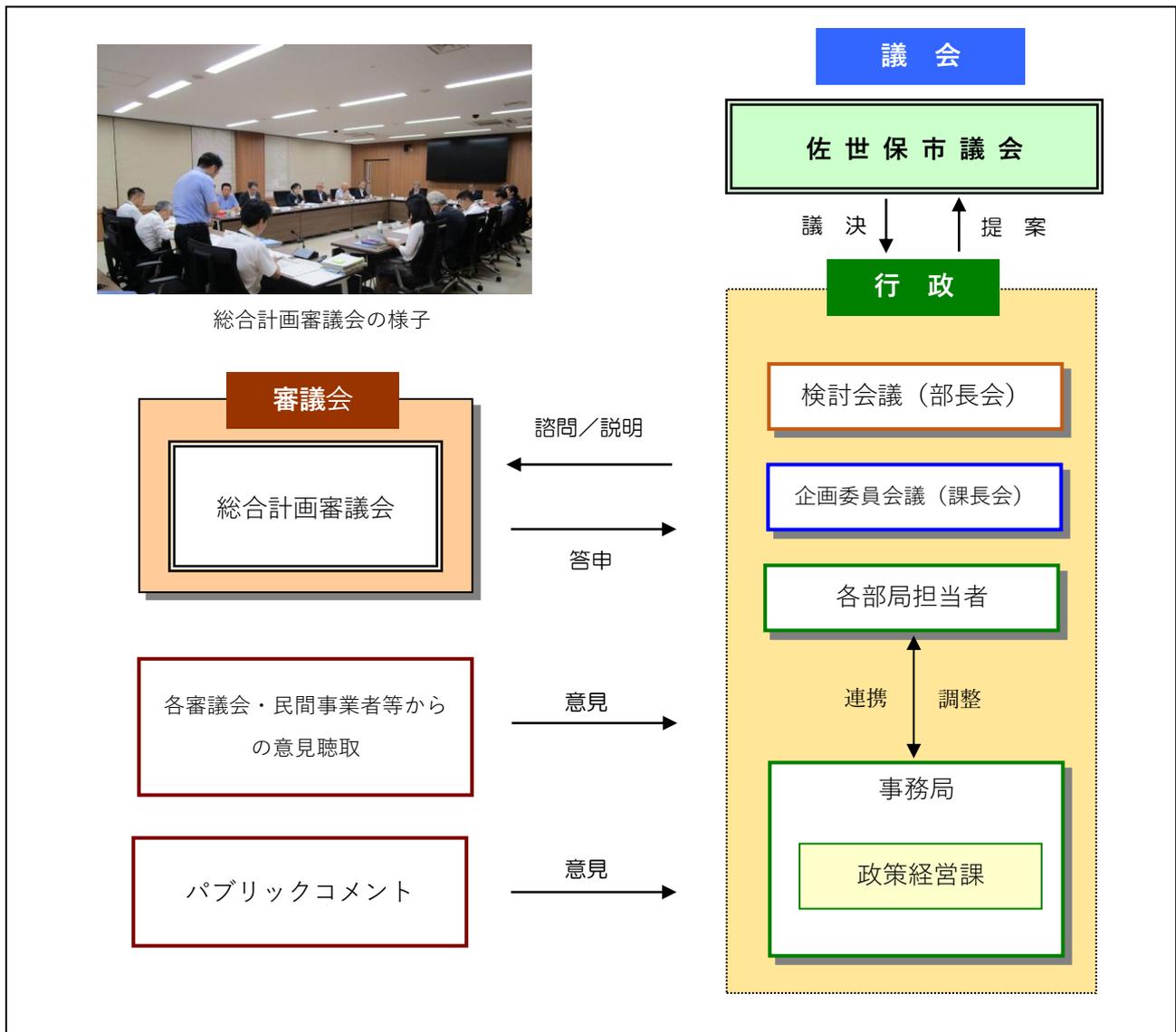
P D C Aサイクルにより、設定した数値目標を効果的に進行管理することで、着実な目的達成へと向かう実効性のある総合計画

5 計画策定のながれ

本計画の策定にあたっては、まちづくりの各分野の専門家及び市民公募委員から組織された「佐世保市総合計画審議会」において、平成29年度から30年度までの2ヶ年度にわたって議論を重ねていただきました。

また、本市の方向性を長期間展望し、本市における総合的かつ計画的な行政の運営を図るため市政の理念、本市の将来像及び基本目標を内容とする基本構想について、広く市民の皆様のご意見を募集（パブリックコメント）するとともに、基本計画についても、本市に設置された各審議会及び事業者等から意見を聴き取り、基本計画に反映させました。

策定体制



6 計画の構成等

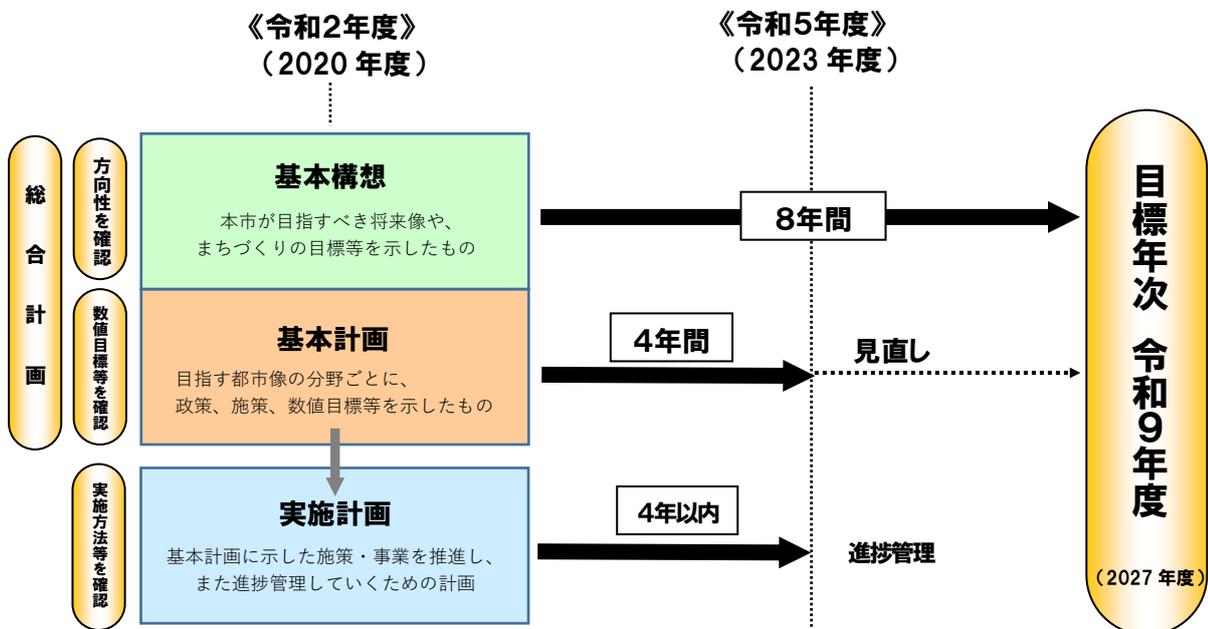
本計画は、「基本構想」、「基本計画」で構成され、基本計画に基づき「実施計画」が策定されます。

「基本構想」は、佐世保市総合計画条例に基づき、概ね10年程度の期間を展望しながら、長期的な視点で本市における総合的かつ計画的な運営を図るための基本的な方針を示しています。

また、「基本計画」は、基本構想に基づき実施すべき政策・施策を示しており、社会情勢や市民のニーズを的確に捉え行政課題へ迅速に対応するため、その計画期間を市長任期と連動したものとします（計画1期あたり4年間）。

そのため、基本構想における目標年次については概ね10年程度を展望した中で設定することとし、本計画の基本構想では令和9年度（2027年度）とします。

なお、実施計画は基本計画の期間内において、4年以内の期間をもって策定し、社会情勢、財政事情等の変化を見ながら、1年を経過するごとに検討を加え、見直しを行います。



第2章

総合計画策定の背景

1 総合計画の位置付け

[総合計画とは]

総合計画とは、行政運営を行うにあたっての指針で、本市が策定するすべての計画の上位に位置し、事業を実施する場合の基本的な根拠となり、また、市民が活力を維持し、かつ健やかに暮らしていくための行政と市民の役割に関して必要となる基本的な考え方を示したもので、佐世保市総合計画条例に基づき策定される計画です。

[総合計画の歴史的背景]

これまでは、地方自治法の規定により、自治体に基本構想の策定が義務付けられていました。しかし、平成23年の地方分権改革によりこの規定は廃止され、基本構想の法的な策定義務がなくなりました。これは、基本構想を策定するかどうかは、各自治体の判断に委ねられることとなったことを意味します。

そして、本市としては、市としての将来ビジョン（目指す姿）や行政経営の基本的な考え方を示しながら各種まちづくりの展開を図っていくことは重要であり、今後とも総合計画の策定は必要であると判断し、平成27年3月に佐世保市総合計画条例を制定しました。

今回、佐世保市総合計画条例に基づき、初めての総合計画を策定するにあたって、総合計画の存在意義、地方分権改革の主眼等を改めて確認し、総合計画策定の背景について整理します。

1 地方自治の成り立ち

大日本帝国憲法には、地方自治に関する規定はありませんでしたが、戦後、日本国憲法において、「地方自治」の条項が設けられ、地方自治は憲法によって保障されました。

自治とは、みずからの自由な意思にもとづいて行為を行うことです。そして、地方自治とは、地方公共団体の自治をいうのですから、

- (1) 地方公共団体を構成している住民の自由な意思にもとづいて、その団体の意思が決定される。
- (2) 地方公共団体の意思決定が、他からの干渉なしに自由に行われる。
- (3) 地方公共団体の行為は、みずから自由に決定した意思にもとづいて行われる。

ということが出来ます。

憲法における地方自治の規定は、地方自治が中央政府への権力の集中を妨げるという自由主義的な側面と、「地方自治は民主主義の学校である」という民主主義的な側面とに着目したものと考えられています。戦後の地方自治は、民主主義を実現する有力かつ重要な手段として取り扱われ、その役割を担ってきました。

2 地方分権改革

地域における行政の自主性・自立性を高め、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を目指すことを目的とする地方分権が、平成5年からスタートします。これは、国・地方の機能分担等の見直しを始めとして、国・地方の関係等の改革を進め、地方分権の推進を図るものです。

平成23年8月に施行された改正地方自治法における基本構想義務付けの廃止は、このような地方分権改革の流れにありました。

国の議論の中でも、「基礎自治体優先」「明快、簡素・効率」「自由と責任、自立と連帯」などを地方分権の基本原則として掲げ、その一項目として「個別法令による地方自治体に対する事務の義務付けについて、撤廃・緩和するよう見直し」する方針が定められ、条例制定権の拡大が求められています。

つまり、改正地方自治法において基本構想の策定義務が廃止になった意義は、自治体に総合計画が不要となったという意味ではなく、地方自らが、その権限と責任において、独自の方向性を見出すための改正であったと捉える必要があります。

[本市における総合計画]

今回、平成23年の地方自治法改正後初めて、本市が独自に総合計画を策定することとなりました。市町村は「住民に最も身近な行政」であり、これらが策定する総合計画は「住民に最も身近な計画」であるということが出来ます。

地方自治は、構成する住民の自由な意思にもとづき、自らの権限と責任でなされるものです。本市独自の事業を、市民と行政がともに考え、ともに行動することで、本市が「魅力ある地方」に生まれ変わっていくことができると考えます。

また、この総合計画は、人口減少に歯止めをかけることを目指した計画としても策定しており、この意味で、地方創生をひとつの大きな目的としています。したがって、本計画では、国の「まち・ひと・しごと創生基本方針」や県の「長崎県まち・ひと・しごと創生総合戦略※」を勘案し、これら方針等の基本目標を包含した「本市の目指すべき4つの都市像」を設定すると同時に、その達成に向けた重要業績評価指標（KPI）、基本的方向性等を記載することで、まち・ひと・しごと創生総合戦略との一体的な推進を図っていきます。

2 佐世保市の姿

[地勢・位置]

本市は、九州の北西端、長崎県の北部に位置する都市です。市中心部から長崎市までは約80km、福岡市まで約100km、東京まで約1,000km、中国上海市まで約800kmの位置にあります。

総面積は県全体の約10%にあたる426.06km²（令和元年10月1日現在）を有しています。市内では烏帽子岳（568m）や将冠岳（445m）、牧の岳（301m）、国見山（776m）等の山系が連なり、臨海部ではリアス海岸が形成され、各所に半島や岬が見られます。このリアス海岸と大小の島々が織り成す複雑な自然景観は、西海国立公園「九十九島」として称賛されています。

気象条件は、対馬暖流の影響を受け、年平均気温17.3度（平成27年）、年平均降水量約2,143mm（平成27年）と温暖な気候です。

[本市のあゆみ]

本市に人々が暮らすようになったのは、今から約4万年前のことです。それ以来の佐世保のあゆみは、福井洞窟や泉福寺洞窟といった洞窟遺跡の発掘調査や、奈良時代に国が作った肥前國風土記等の古文書の記述から窺い知ることができます。佐世保地方で最も古い地名として、この付近での交通の要衝であった早岐は、既に肥前國風土記に「速来」として現れています。

平安時代の終わり頃から、長崎県北部や佐賀県唐津地方に「松浦党」と呼ばれる武士集団が現れ、地域ごとに土地を支配していました。この武士団「松浦党」の中心的存在だった宗家松浦氏は、相浦を根拠とし、分家である平戸松浦氏と激しい攻防を繰り返しました。また、有田・伊万里など内陸からの道と、北松浦と東彼杵を結ぶ海岸沿いの道の交差点に位置する早岐では、自然と「市」が開かれるようになりました。この市には、五島、平戸方面からは魚類、乾物等を積んだ船が押し寄せ、遠く佐賀、福岡の陸地からは茶、陶器等を持った人々が集まり、盛んに海陸物産の交換が行われました。この「早岐茶市」は連綿として今日まで続けられており、毎年5月には多くの買い物客で賑わっています。

江戸時代の初めからは新田開発が行われるようになりました。最初は早岐新田や宮崎新田、相浦では川下新田などを藩が直接行っていましたが、その後、個人も行うようになりました。その代表的なものが、相浦川河口に広がる干潟の干拓として開発された大潟新田です。また、離島部への開拓を目的とした移住も行われ、黒島には秘かにキリスト教を信仰していた潜伏キリシタンが多く移住しました。

新田開発と並行して行われた街道整備として、平戸から佐世保や早岐を通り、東彼杵で長崎街道につながる「平戸往還」があります。参勤交代などでこの往還を利用するため、街道筋である江迎、中里、佐世保、早岐には藩主が休息や宿泊する本陣が置かれました。

近代における地方都市としての発展の歴史は、市制施行からの本市のあゆみで見ることができます。明治初期までは人口約4,000人の半農半漁の村でしたが、その後、明治19年に旧海軍の鎮守府と軍港の設置が決定されてから急速に発展し、明治35年に村から一挙に市になりました。なお、平成28年には中核市へ移行、平成30年には「西九州させば広域都市圏※」の連携中枢都市宣言を行い、平成31年には連携市町とともに「西九州させば広域都市圏」を形成しました。

人口は昭和35年の約262,000人をピークに、その後は250,000人前後で推移しています。戦後は平和産業港湾都市として、造船や炭鉱を柱にした発展を経て、現在は造船等の製造業とともに県北地域の商業・観光業・サービス業の中心都市となっています。

本市のあゆみ（年表）

※人口及び世帯数は、明治35年から大正5年までは佐世保市の調査、大正9年以降は国勢調査によるもの。

年	人口(人)	世帯数	佐世保市に関わる主な出来事	日本に関わる主な出来事
明治35年	45,766	7,694	市制施行	
明治37年				日露戦争の勃発
明治39年			市内に初めて電灯が灯る	
明治40年	76,012	13,789	水道の給水が開始	
大正元年	88,453	13,155	市内にガス供給事業が開始	
大正3年				第一次世界大戦の勃発
大正5年	106,676	17,206		
大正7年			佐世保軽便鉄道株式会社の設立	第一次世界大戦の終結
大正9年	87,022	16,545	市立実費診療所の設置 (総合病院の前身)	国際連盟の発足 第1回国勢調査の実施
大正12年				関東大震災が起こる
大正14年	95,385	18,038		
昭和2年			市営自動車事業の開始 佐世、日宇の両村が佐世保市に編入	
昭和4年				ニューヨークで株価の大暴落 「世界恐慌」の発端へ
昭和5年	133,174	23,650		
昭和10年	173,283	30,457		
昭和13年			北松浦郡相浦町が佐世保市に編入	
昭和14年				第二次世界大戦の勃発
昭和15年	205,989	42,693		
昭和17年			早岐町、大野町、中里村、皆瀬村が佐世保市に編入	
昭和20年			国有鉄道、松浦線の全線開通 空襲により市街の大半が焼失 佐世保鎮守府解体、市の人口が半減	広島、長崎に原爆投下 終戦
昭和22年	175,233	44,497		
昭和23年			佐世保港が貿易港に指定 佐世保市保健所の設置	
昭和25年	194,453	47,580		朝鮮戦争の勃発
昭和27年			佐世保が米海軍基地に指定 佐世保市教育委員会の発足 佐世保市が佐世保港の港湾管理者となる	
昭和28年			海上警備隊(現在の海上自衛隊) 佐世保地方総監部の設置	テレビ放送の開始
昭和29年			柚木、黒島の両村が佐世保市に編入	
昭和30年	258,221	55,753	西海国立公園指定の告示 東彼杵郡折尾瀬、崎針尾、江上の3村が佐世保市に編入 西海橋の開通 相浦陸上自衛隊駐屯部隊の設置	
昭和31年				日本が国際連合に加盟
昭和33年			東彼杵郡宮村が佐世保市に編入	
昭和35年	262,484	60,087		
昭和36年			佐世保市亜熱帯動植物園のオープン	
昭和39年			米原子力潜水艦「シードラゴン」が本邦初寄港地として佐世保港に入港	東京オリンピックの開催
昭和40年	247,069	61,948		
昭和41年			四ヶ町商店街のアーケード完成	
昭和43年			米原子力空母「エンタープライズ」が初めて佐世保港に入港	

年	人口(人)	世帯数	佐世保市に関わる主な出来事	日本に関わる主な出来事
昭和 45 年	247,898	68,232		大阪万博の開催
昭和 46 年			佐世保地域広域市町村圏の指定	
昭和 47 年			佐世保市立総合病院の発足	
昭和 48 年				第1次オイルショック
昭和 49 年			市庁舎の竣工	
昭和 50 年	250,729	72,466		
昭和 53 年			三川内焼が国の伝統的工芸品に指定	
昭和 54 年				第2次オイルショック
昭和 55 年	251,187	77,676		
昭和 57 年				長崎大水害が起こる
昭和 58 年			体育文化館の落成 博物館島瀬美術センターの落成	
昭和 60 年	250,633	79,972		バブル経済へ突入
昭和 63 年			第3セクターとして松浦鉄道(MR)発足 西九州自動車道(佐世保大塔～波佐見有田間)開通	
平成 2 年	244,677	82,224	佐世保市立総合病院が新築、移転	
平成 3 年				湾岸戦争の開戦 バブル経済の崩壊
平成 4 年			ハウステンボスの誕生	
平成 6 年			西海パールシーリゾートのオープン	
平成 7 年	244,909	87,860		阪神淡路大震災が起こる
平成 10 年			西九州自動車道(佐世保みなと～佐世保大塔間)開通 西海パールラインの開通	長野冬季オリンピックの開催
平成 12 年	240,838	90,105		
平成 13 年			アルカス S A S E B O のオープン J R ・ M R 佐世保駅高架化における全面供用開始	ニューヨーク同時多発テロ
平成 14 年			市制施行 1 0 0 周年	ワールドカップ日韓大会開催
平成 17 年	248,041	96,048	吉井町、世知原町との合併	愛知万博の開催
平成 18 年			小佐々町、宇久町との合併	
平成 20 年				リーマンショック
平成 21 年			中央保健福祉センター(愛称:すこやかプラザ)の供用開始	
平成 22 年	261,101	104,583	江迎町、鹿町町との合併 西九州自動車道(相浦中里～佐世保みなと間)開通	
平成 23 年			西九州自動車道(佐々～相浦中里間)開通	東日本大震災が起こる
平成 27 年	255,439	105,011		
平成 28 年			中核市へ移行 「鎮守府」と「三川内焼」が日本遺産に認定	
平成 29 年			佐世保港が「国際旅客船拠点形成港湾」に指定	
平成 30 年			九十九島が「世界で最も美しい湾クラブ」に加盟認定 「黒島の集落」が世界文化遺産登録	
平成 31 年			西九州させば広域都市圏の形成	

3 これまでの主な取組

平成20年度から令和元年度まで（第6次計画期間内）における本市の主な取組(事業)

分野	主な取組
しごと (経済)	<ul style="list-style-type: none"> ● 第10回全国和牛能力共進会の開催(平成24年度) ● 国土交通省から「海風の国」佐世保・小値賀観光圏の認定(平成25年度) ● 佐世保工業団地「ウエストテクノ佐世保」の造成工事が竣工(平成25年度) ● 「長崎県・佐世保市 IR 推進協議会」を県と共同で設置(平成25年度) ● 佐世保相浦工業団地整備開始(平成29年度～) ● 九十九島が「世界で最も美しい湾クラブ」に加盟認定(平成30年度)
ひと (人財)	<ul style="list-style-type: none"> ● 行政組織「子ども未来部」新設（平成20年度） ● 「子ども未来基金」創設（平成22年度） ● 「佐世保市総合教育センター」がオープン(平成22年度) ● 佐世保公園内に大型遊具を配置した「きららパーク」の開設(平成23年度) ● 「東部子育て支援センター(市立早岐保育所)」の移転・供用開始(平成24年度) ● 「針尾送信所」が国重要文化財に指定(平成24年度) ● 「学校給食センター」本格稼働に伴う完全給食実施(平成25年度) ● 「東部スポーツ広場体育館」の供用開始(平成26年度) ● 「子ども発達センター」の常磐町への移転・供用開始(平成26年度) ● 「長崎がんばらんば国体・長崎がんばらんば大会」の開催(平成26年度) ● 「三川内焼」「鎮守府」の日本遺産認定(平成28年度) ● 「幼児まどか教室」開設（平成29年度） ● 母子保健の相談窓口「ままんちさせぼ」開設（平成29年度） ● 「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」が世界文化遺産に登録(平成30年度)
まち (都市基盤)	<ul style="list-style-type: none"> ● ごみ処理券を廃止し、指定ごみ袋購入補助券方式を導入(平成20年度) ● 西九州自動車道佐々佐世保道路・佐世保道路（佐々～佐世保みなと）開通（平成21年度～平成23年度） ● 栄・常盤地区市街地再開発（平成21年度～平成26年度） ● 西部下水処理場供用開始（平成22年度） ● 三浦地区みなとまちづくり計画における開発事業「させぼ五番街」開業(平成25年度) ● 佐世保港「三浦岸壁」の供用開始(平成26年度) ● （新）山の田浄水場供用開始（平成27年度） ● 「佐世保港国際ターミナルビル(愛称:葉港テラス)」の開設(平成27年度) ● 佐世保港が国際旅客船拠点形成港湾に指定(平成29年度) ● 三浦岸壁の延伸工事完了、16万トン級の大型客船が寄港可能に（平成30年度） ● バス運行体制一体化による市営バス廃止(平成30年度)

分野	主な取組
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">くらし (市民生活)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 市政懇談会開始(平成20年度) ● 中央保健福祉センター「愛称：すこやかプラザ」の供用開始(平成21年度) ● 佐世保市立総合病院内に「救命救急センター」を開設(平成24年度) ● 佐世保市歯・口腔の健康づくり推進条例の制定(平成24年度) ● 旧市域の防災行政無線運用開始(平成24年度) ● 戸籍、住民票等のコンビニエンスストアでの交付サービス開始(平成27年度) ● 「佐世保市東消防署」の新庁舎竣工(平成27年度) ● 「佐世保市立総合病院」の地方独立行政法人化(平成28年度) ● 地区自治協議会が全27地区で設立(平成25～29年度) ● 佐世保市地域コミュニティ活性化推進条例の制定(平成29年度) ● 佐世保市犯罪被害者等支援条例の制定(平成29年度) ● 相浦地区複合施設「愛称：あいあいプラザ」の供用開始(平成30年度)
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">その他市政全般</p>	<p>【 市政 】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 韓国坡州市と国際親善都市締結(平成20年度) ● 江迎町、鹿町町との合併(平成21年度) ● 中国瀋陽市と友好交流都市締結(平成23年度) ● 「徳育推進のまちづくり」宣言(平成24年度) ● 新「佐世保市民憲章」を制定(平成25年度) ● 韓国釜山広域市西区と国際親善都市締結(平成25年度) ● 韓国坡州市と姉妹都市締結(平成25年度) ● 中核市への移行(平成28年度) ● 連携中枢都市宣言(平成30年度) <p>【 基地関連 】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 赤崎貯油所の一部返還(平成20年度) ● 前畑弾薬庫の移転・返還に係る日米合同委員会合意(平成22年度) ● LCAC 暫定駐機場の西海市への移転(平成24年度) ● 立神岸壁の一部返還(平成25年度) ● 陸上自衛隊崎辺分屯地の開設(平成30年度)

4 まちづくりの主な課題

人口減少が見込まれる社会の中で、元気な地域を次の世代につなげていくためには、若者の活躍、子育て環境の改善、新たな雇用づくりと付加価値の向上などの様々な活性化策に取り組む重要性がさらに高まっており、また、地域を担う人材を育成することにより地域コミュニティを活性化させる取組等も重要となってきます。

「しごと」が「ひと」を呼び、「ひと」が「しごと」を呼び込む好循環を確立するとともに、その好循環を支える「まち」に活力を取り戻すことによって、これからの時代に対応した「くらし」やすいまちをつくるために、分野ごとに主な課題を次のように整理しました。

しごと《経済》

問題点の整理

- 人口減少による域内の市場規模の縮小（需要減）と併せて、労働力の中心となる15歳以上65歳未満の労働者（生産年齢人口）の急減により労働力が減少（供給減）することで、地域経済の縮小が予想されます。特に、若年層の流出は、将来的に地域経済の活力が減退する要因となります。
- 小売業、宿泊業、飲食サービス業等の産業は、大都市圏と比較すると生産性（付加価値）が低い傾向にあります。また、小売業やサービス業の市場規模は、一般的に周辺人口と比例するため、地方においては縮小が予想されます。
- 製造業や建設業等の産業は、これまで本市の地域経済を牽引してきた重要な産業ですが、団塊世代の大量退職により人材確保が困難な状況にあることに加え、経済のグローバル化によって従来のビジネスモデルが変化し、地場企業の競争力が低下しています。
- 農林水産業等においては、特に担い手不足や高齢化が問題となっており、本市推計によると、10年後の担い手は、農業で約70%、漁業で約78%に減少するとされています。一方、資源という観点から見ても、耕作放棄地の拡大、乱獲による水産資源の枯渇が懸念されています。

ひと《人財》

問題点の整理

- 少子化の問題や核家族化の進行、女性の社会進出に伴う共働き家族の増加等に見られるライフスタイルの多様化など、子どもや子育てを取り巻く環境が大きく変化しています。
- グローバル化・少子高齢化の影響やA I・I Tの進化等に伴い、社会の大幅な変化が予想される中、新しい時代に対応できる資質や能力が、十分とはいえない状況です。
また、急激に国際化・多様化する社会においては、既存の価値観に捉われずに様々な問題解決ができる人材が不足しています。
- 少子高齢化や価値観の多様化、SNS普及等、社会情勢の変化に伴い、支え合いや他者を思いやる意識の希薄化が進んでいます。
- 自らが生まれ育った郷土を愛し、誇りを持つこと、また、豊かな心を持った子どもを育てることが必要です。

まち《都市基盤》

問題点の整理

- 人口減少社会の進展が予想されるまちづくりの問題として、居住区域内の人口密度の低下による、小売店、病院等の生活関連サービスの縮小・撤退が予想され、生活圏の維持が困難になることが懸念されています。
また、世帯数の減少や新築需要によって、空き家も一貫して増加傾向にあり、人口密度が低くなることで自動車利用への依存度が高まり、公共交通事業の採算が悪化、特に周辺地域において移動手段の確保が不十分な状況です。
- 災害発生時の被害を最小限に食い止めるための、想定被害箇所の把握やその対策が十分でない状況にあります。
- 公共インフラの多くは老朽化が進んでおり、人口減少が進み、激甚化する気象災害にも対応することが求められる中、既存インフラを計画的かつ戦略的に維持・更新しなければ、市民一人あたりの負担額は飛躍的に増大することになります。

くらし《市民生活》

問題点の整理

- 社会情勢の変化や人々の価値観の多様化等に伴って、地域と行政との関係性も変化を余儀なくされ、地域で活躍する担い手の減少も相まって、地域コミュニティの活力低下が懸念されています。しかし、行政においては予算、人員ともに減少傾向であり、平時・非常時において、これまでどおりの役割が担えるかは不透明です。
- 18歳から34歳の未婚者のうち、「いずれ結婚するつもり」とアンケートに答えた人は、男性85.7%、女性89.3%を占めていますが、初婚年齢や50歳時未婚率は上昇し続けており、出生率低下の要因となっています。
(第15回出生動向基本調査：国立社会保障・人口問題研究所：2015年)
- 保健の分野については、日常生活が制限されることなく生活できる期間を意味する健康寿命が重要なキーワードとなりますが、個人の自己管理面によるところが大きいため、行政の行う健康増進の取り組みだけでは不十分な状況です。また、広域化する感染症への対応は、市単独での取り組みでは困難な状況になってきています。
- 医療や福祉においては、今後増大する高齢者の医療費や、減少が予想される医療機関・医療及び介護従事者等の問題に対しては、これまでの社会保障の枠組みでは対応困難なものもあると考えられます。

行政経営《マネジメント》

問題点の整理

- 人口減少社会下においては、これまでの価値基準で既存事業を継続することが、必ずしも最良とは言えない状況にあります。そのため、何を目的として施策を実施するのかという整理を、再度明らかにする必要があります。
また、事業効果を最大限に発揮するための、社会・経済状況等の詳細な動向把握が十分ではない状況です。
- 行政資源（ヒト・カネ）の減少する状況下で、多様化・複雑化する市民ニーズに的確に対応するための、職員の質や事務処理の仕組みといった基礎的な力が不足しています。また、市民と行政の円滑なコミュニケーションが十分とは言えない状況です。
- 人口減少社会において、税収の増加が見込めず、医療や介護といった社会保障費の増加が予想される中、国と地方の役割分担と税配分の見直しによる地方税財源の充実により、自らの判断と責任による地域の実情に沿った自立した行政展開が十分とは言えない状況です。

基本構想

Basic Concept



第1章

基本理念

本市のまちづくりは、常にひと（市民）が中心です。

また、すべての市民が健康で、幸せを実感しながら暮らすことができる社会を構築し、これを持続していくことが前提となります。

しかし、これまで世の中が経験したことの無い人口減少社会を迎え、労働者をはじめ様々な担い手が不足することで、社会全体の生産力、消費や社会的負担に大きな影響がでてくることが予想されます。

このようなことへの対応をまちづくりという視点で考えると、広く社会参加を促し担い手を確保すること、また、負担増に対応するため大胆で先進的な取り組みを展開していく必要があると言えますが、このために必要とされる考え方（理念）は、「共生」社会を前提とし、「多様性」という強みを活かして「創造」「挑戦」することではないかと考えられます。

そこで、第7次佐世保市総合計画の推進にあたっては、市民全体（市民・事業者等・行政）で佐世保の価値を高め、シビック（市民の、都市の）プライド（誇り）をもって、市内外にこれを力強く発信し、人口減少社会においても持続可能で幸福な社会の実現を目指していくこととします。

そして、その心構えとして、次の4つを基本理念として置くこととします。

変革、発展を推し進め、活力あふれるまちづくりに**「挑戦」**します。

常に高いクオリティと新たな価値を求め、夢と希望に輝くまちを**「創造」**します。

様々な文化、価値観を互いに尊重し認め合う**「多様性」**のあるまちをつくれます。

郷土愛、共感を育み、ともに暮らし支え合う**「共生」**の精神を持つまちづくりを行います。

第2章

将来像

佐世保市の将来のイメージ

海風 薫り 世界へはばたく “キラっ都”^とSASEBO

日本本土最西端の地である佐世保。

平成から令和へ大きな時代の節目を迎え、佐世保がもつ可能性を形にすべく、本市も今まさに新時代へ進もうとしています。

市民が育んできた“寛容性”と“多様性”を地域の誇りとしながら、異文化理解や英語教育によるグローバルな人材育成、海外クルーズ客船の寄港など、世界に目を向けた事業を積極的に展開していく。

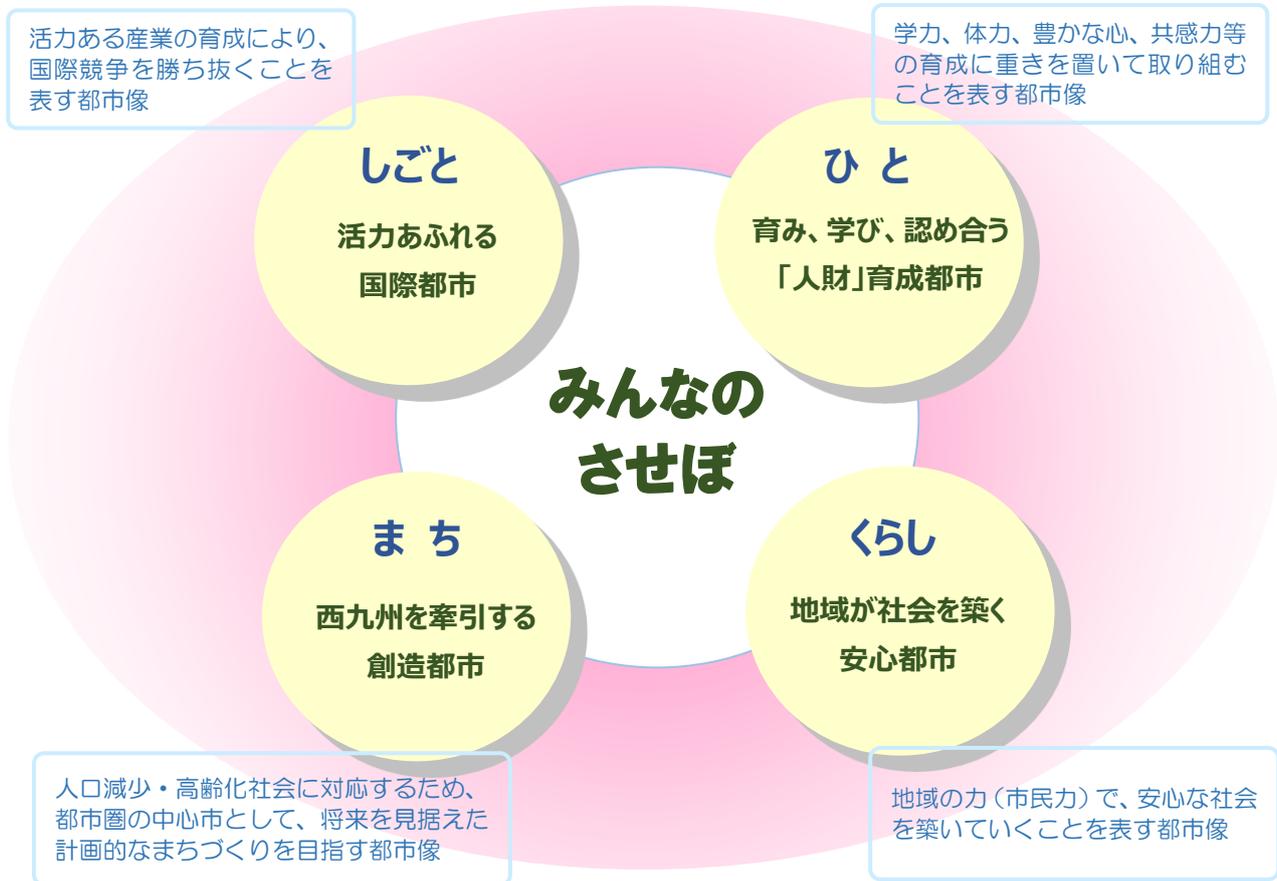
そして、世界中にきらめく感動を広げたい。

海風薫る日本の最西端・佐世保が、国際都市“SASEBO”として、世界へはばたきます。



各分野において目指す都市像

人口減少局面において、本市が目指すべき都市像は、わかりやすく提示するため、一定の方向性を共有する政策ごとのまとまりで、具体性のあるものとして表します。



目標とすべき社会の状態

人口減少社会においては、少子高齢化の進展、生産年齢人口の減少による経済規模の縮小、労働力の不足、医療・介護給付費の増大など社会保障制度の受益と負担のバランスの崩壊、税収減による行政サービスの低下など、今後、様々な社会的課題に直面することになります。

また、わたしたちの生活や経済を支えている道路、上下水道、廃棄物処理施設、港湾等の社会インフラの維持・更新に係るコストが増加し、このままでは本市の経済・社会水準の維持を図ることは困難となります。

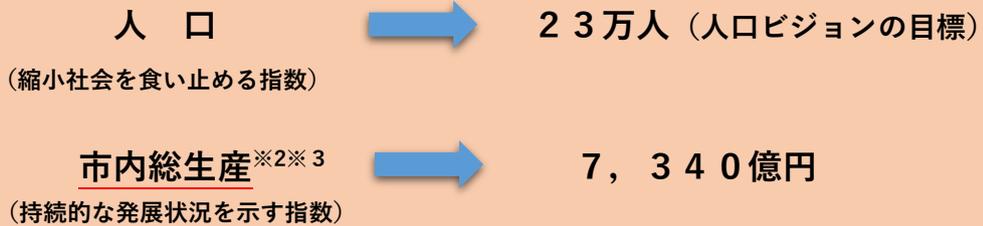
このことを踏まえ、縮小する社会へ対応していくとともに、限られた労働力でより多くの付加価値を生み出し、市民一人あたりの生産性を高めることで、持続的な発展を目指す必要があります。

そこで、本計画においては、目標とすべき社会の状態として、次のような「堅持すべき目標」と「社会の状態の好転を目指すターゲット」を掲げました。

堅持すべき

目標^{※1}

令和9年(2027年)



※1人口と総生産、2つの目標達成を目指すもの(市内総生産は平成27年度の数値)

※2市内総生産=(第1次、第2次、第3次)産業+輸入品に課される税等

※3総生産維持のためには、一人あたりの生産性を高めることが必要

社会の状態の 好転を目指す ターゲット

人口・経済規模のみならず、生活の質の維持・向上に必要となる要素にも着目。
社会の状態のうち、どの部分を良くするのか具体的なターゲットを明示します。

しごと

- 市内総生産(1次、2次、3次)を維持します
- 就職率を維持します

ひと

- 出生率を向上させます
- 生涯学習を行う市民を増やします

まち

- 都市部(都市核[※]、地域核[※]、生活核[※]等)における人口密度を維持します
- 水を常に安定的に供給します
- 公共下水道の普及率を高めます
- 道路アクセスを向上させます
- 水害・土砂災害による死亡者をだしません
- 温室効果ガスを削減します
- 佐世保港を利用する船舶を増やします

くらし

- 暮らしの安全・安心を高めます
- 健康寿命を延伸させます
- 火災による被害を軽減させます
- 救急搬送者の生存率を高めます
- 災害による死亡者をだしません

第3章

基本目標

共通概念

まちづくりの方向性を示すにあたって、政策・施策全体に影響を与える考え方です。



※4 官民協働の標準化…社会状態の向上という目的のため、官民が定期的な情報交換等により、相互の動向を把握した上で、経済活動や行政事務を行う「官民協働」を一般的な考え方とするもの。

※5 コンパクト+ネットワーク…行政や医療・介護、福祉、商業、金融等生活に必要な各種サービスが効率的に提供できるよう、これらの機能を一定の地域に誘導することで「拠点」をつくり、交通や情報ネットワークによって「拠点」同士を結ぶ「つながり」をつくること。

まちづくりの方向性

共通概念を踏まえた上で、本市の将来を見据え、特出して取り組む方向性を分野ごとに提示します。

しごと《経済》

目指すべき方向性

観光・産業振興

国際規模の観光振興

特定複合観光施設*（IR）の誘致、世界文化遺産、日本遺産、九十九島（世界で最も美しい湾クラブ*加盟）など多様な地域資源の活用により、国際的な観光都市を目指します。

付加価値の向上

品質向上等によるブランド化やプロモーションによる差別化を図るとともに、IoT等の活用、スマート工場化等の生産基盤の整備などによる省力化を通して労働生産性を高めます。経営の多角化や海外輸出等の収益性を高める取組などを促進し、付加価値の向上を図ります。

技術力の向上・継承

生産性向上のため、技術力・競争力を強化する取組に注力します。

また、ものづくり企業における技能継承とスキルアップ、経営力強化のための研修会等を通じて人材育成を支援します。

企業体の活性化

事業所の経営改善や事業継承を図るとともに、世代交代を含む新陳代謝の促進を支援します。

新たなビジネスモデルの創出

ロボット、IoT、AIなどの新たなイノベーションやアウトソーシングなどを通して新たなビジネスモデルを創出できるよう積極的に支援するとともに、IT分野などにおいて先駆的に取り組む創業者や企業の誘致に向けた取組を進めます。

魅力ある商業集積の形成

多様化する消費者ニーズに対応できる魅力ある個店の集積形成を目指し、域内需要の確保と、観光需要、EC*など域外需要の取り込みに対する支援を強化します。

労働力の確保

若者の定着と、高齢者、女性など多様な人材が活躍できる環境の形成を主眼としつつ、企業と求職者のニーズを的確にとらえ、マッチングを図ることで、多様な人材の地元への定着を促進、地場企業の採用力を向上させます。特に第1次産業においては新たな労働力として、経営の法人化・団体化、就業者の新規参入を進めます。

資源の維持

地域の共同活動に係る支援により多面的機能を有する農山村の地域資源を維持・継承します。また、水産センターの機能強化による収益性の高い種苗の開発と生産性を高める漁場環境の改善に努めます。

多様な就労の場の創出

製造業やオフィス系企業等の誘致による多様な就労の場と大規模な雇用を確保します。

ひと《人財》

目指すべき方向性

出産・子育て

ライフデザイン構築支援

妊娠・出産等に関する医学的・科学的に正しい知識の普及を通じ、ライフデザイン構築のための支援を展開します。

多様で質の高い子育て支援

子育て支援に係る地域のニーズや国の動向等に対応した多様で質の高い事業展開を図るとともに、地域全体で出産・子育ての希望をかなえられるようサポートする環境づくりの実現を目指します。

教育

学力及び体力の向上

客観的データの活用・分析をもとに指導改善と学習環境の整備に努めます。

豊かな心を育む

学校・地域・家庭が一体となって協力し合い、生命尊重、思いやり、正義感や公正さ、感動する心等、豊かな人間性と社会性を育むための教育を行います。

新たな教育のニーズ

グローバル社会に対応するため、地域特性を活かした英語教育、またICTへの早期順応等を図り、必要なアイデンティティ[※]の確立を目指すとともに、郷土愛を醸成する取組を推進します。

生涯学習・生涯スポーツ環境の充実

生涯学習及び生涯スポーツの情報・機会・場が提供され、市民自らが学び、スポーツを続けられる環境の充実を図ります。

まち《都市基盤》

目指すべき方向性

都市形成

持続可能な都市の形成

快適で安心して暮らすために、都市部に都市機能や居住を誘導しながら、拠点間を交通網で効率的につなぎ、コンパクトでネットワーク化された都市を目指します。

災害に強いまちづくり

危険箇所や避難場所を事前に把握・周知するとともに、住民の生命を守るための危険度に応じた効果的な対策を進めます。

公共インフラ

都市基盤の整備推進

本市の最重点課題に位置付けられた、必要不可欠な公共インフラに関しては、引き続き早期整備を目指します。

優先度の明確化

公共インフラについては市民生活や経済活動を支えるという観点に基づき、優先度を明確にしたうえで、整備・維持するものを選択します。

くらし《市民生活》

目指すべき方向性

地域コミュニティ

住民主体の地域づくり

住み慣れた地域で誰もがいつまでも安心して暮らせる地域社会の形成に向け、地域における防災力向上のための支援など、自らの手による地域づくり意識を醸成します。

担い手の育成

将来的な公共領域の担い手として期待される、地区自治協議会の運営充実にに向けた支援に取り組めます。

地域体制の補完

様々な社会貢献活動を行うNPOを支援し、地域コミュニティの機能を補完する仕組みづくりを行います。

移住の促進

県外からの移住及び若者の定住を促進することで、地域の活性化を図ります。

動機付けの仕組みづくり

結婚を促すために商業ベースの活動との連携や、動機が高まる仕組みづくりを検討します。

保健

健康寿命の延伸

市民の主体的な健康づくりの推進に向け、民間と連携して情報発信や機会提供を充実させるとともに、健康づくりに取り組むインセンティブ*を導入し地域活性化を目指します。

広域的な危機管理体制

健康危機管理機能は県との役割分担を整理し、県等の関係機関と連携し、広域的な危機管理体制の強化に取り組めます。

医療・福祉

包括的取組による地域福祉

地域共生社会実現に向け、住民等と連携した地域福祉活動の充実を図ることで、地域福祉を推進するとともに、地域包括ケアシステム*を実践します。

ICTの活用

医療分野と介護分野の効率的な連携や、担い手不足解消のため、ICTの活用を積極的に検討します。

医療人材の確保

地域医療体制の維持に向け、県との役割の明確化と連携強化を図りながら、医療人材の確保に取り組めます。

行政経営《マネジメント》

目指すべき方向性

行財政運営

客観的成果の分析から導かれる選択と集中

行政評価は実績の分析を前提として、事業選択に必要な評価を行うツールとすることで、選択と集中を促進し、効果を高めるとともに効率化を図ります。

市民の視点に立った効率的で効果的な行政運営の推進

人事評価制度や職員研修の充実・強化による人材育成、戦略的広報・広聴の取組の充実、A I等の先進技術を含めたICTの積極的な利活用によって、社会情勢を踏まえ市民ニーズに柔軟に対応しながら市民の視点に立った効率的で効果的な行政運営を推進します。

持続可能な財政運営

地方交付税*が示す行政規模や他都市との比較、市民負担とサービス水準の調整等により適正な行財政規模に是正するとともに、公共施設等の長寿命化、集約・複合化を進めることにより行政コストの縮減に努めます。

さらに、資産の有効な利活用や新たに行う重要な政策分野について法定外目的税*を導入するなど財源の確保に努め、健全な財政運営を行うことで行政サービスの安定的な提供を行います。

政策と組織の一体化

政策と組織を一体化させることで、部局長のマネジメント力を発揮しやすい環境を整備します。

基地との共存共生

本市の基本姿勢である「基地との共存共生」に基づき、市全体で基地所在に係る負担軽減や地域経済の活性化に取り組むとともに、今後とも佐世保港のすみ分けに資する施策の実現に向け、引き続き国に要請していきます。

基本計画

Basic Plan



序章

基本計画の概要

1 基本計画の目的

基本計画は、基本構想に掲げた本市の将来像（各分野において目指す都市像や目標とすべき社会の状態）を実現するため、政策・施策・事業の内容や目標等を示すものです。

2 基本計画の構成

基本計画は、「まちづくりの取組」からなる『まちづくり編』と、「行政経営の取組」と「総合計画の推進にあたって」からなる『経営編』をもって構成します。



3 基本計画の政策・施策体系

基本構想では、「しごと」「ひと」「まち」「くらし」の4つの分野において、本市が目指すべき都市像を設けました。

基本計画では、これらの都市像を実現するための政策、施策、事業等を主な内容として策定されています。

「政策」	… 目指すべき社会状態に変化させるための方針（基本構想に掲げる4つの都市像を実現するために、望まれる姿や課題、今後の方向性を示すもの）
「施策」	… 目指すべき社会状態に変化させるために行う行政活動（政策を実現するための基本的な目的・目標）
「事業」	… 施策を実現するために行う個別の取組・方向性

※政策・施策・事業の見直しに伴い、必要に応じて基本計画は変更されます。

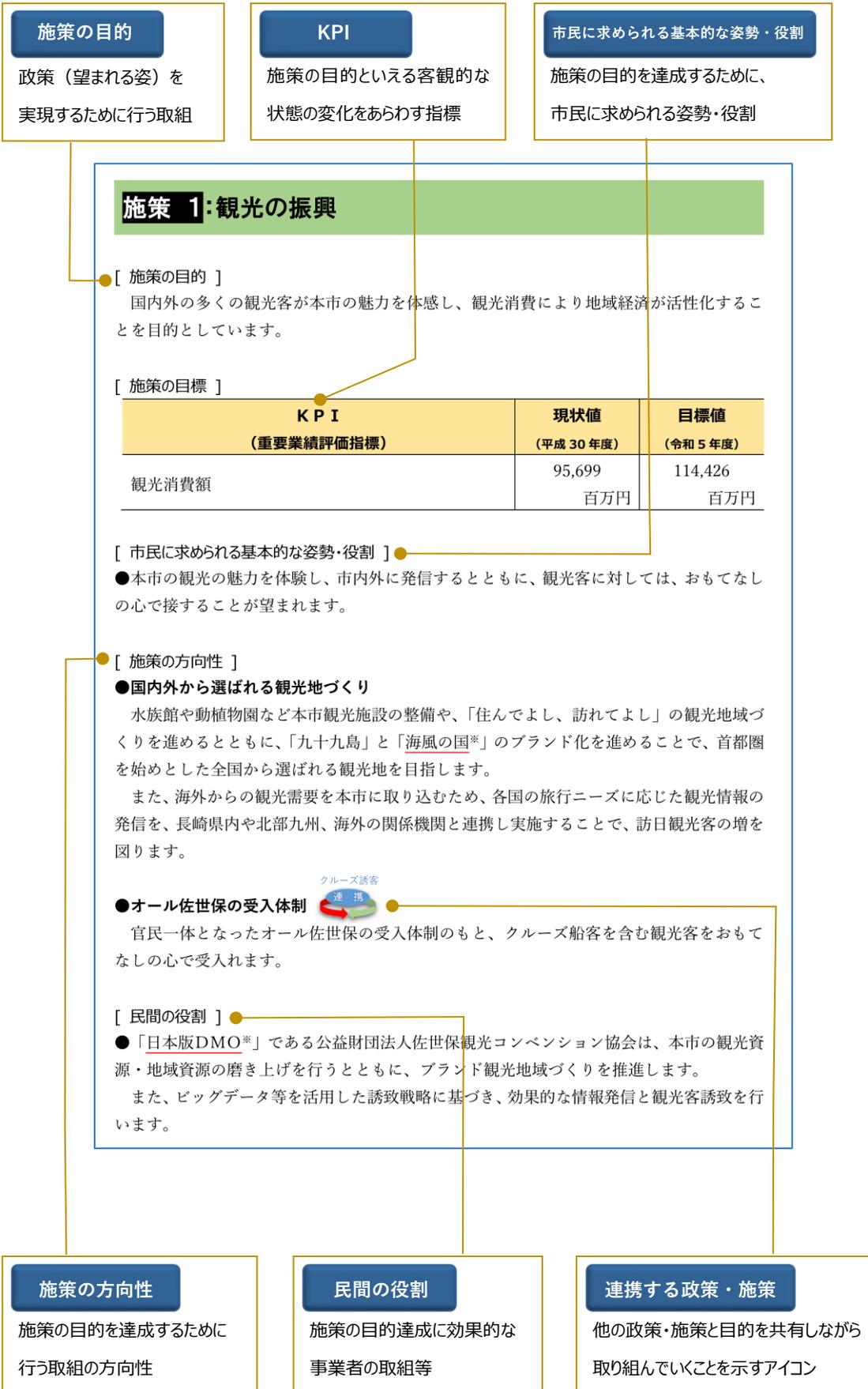
分野	政策	施策
しごと	観光商工政策	① 観光の振興 ② 地場企業の振興 ③ ふるさと納税制度の推進 ④ 競輪事業収益の確保
	農林水産政策	① 農林業の振興 ② 水産業の振興
	企業立地政策	① 企業立地の推進
ひと	子ども未来政策	① 母子保健の推進と安心な育児環境の充実 ② 地域での子どもと子育ての支援 ③ 幼児教育・保育の充実
	教育政策	① 学校教育の充実 ② 豊かな心を育むまちづくり ③ 生涯学習・生涯スポーツの充実
まち	都市政策	① 居住誘導の推進 ② 地域の特性に応じたまちづくりの推進 ③ 市営住宅の戦略的な整備 ④ 公園の機能充実
	水道政策	① 水の安定供給の推進 ② 公共下水道の普及推進と安定処理
	土木政策	① 暮らしと成長を支える道路ネットワークの充実 ② 命を守る斜面地・浸水対策の推進
	環境政策	① 環境保全活動の推進 ② ごみの減量化と適正処理の促進
	港湾政策	① 人流と物流を支えるみなとづくり
くらし	市民生活政策	① 地域コミュニティの活性化の推進 ② 安全安心施策の推進 ③ 人権尊重と男女共同参画社会の推進
	保健福祉政策	① 健康づくりの推進 ② 質の高い地域医療体制の充実 ③ 高齢者になっても健康で自立した生活ができる環境づくり ④ 障がい者の自立と社会参加の環境づくり ⑤ 健康を守る安全な生活環境づくり ⑥ 国民健康保険事業等の適切な実施 ⑦ 生活保護の適正な実施と自立促進 ⑧ 福祉サービスの適正化の推進
	消防政策	① 火災や自然災害対策の推進 ② 救急・救助の高度化 ③ 火災予防対策の推進
	防災危機管理政策	① 災害や緊急事態に対応できる体制の充実強化

4 基本計画の構成と見方

政策ページ



施策ページ



まちづくり編

目指す都市像ごとに、各政策・施策の内容を記載しています。



第1章

しごと

都市像

1

活力あふれる国際都市

観光商工政策

- 施策 1 : 観光の振興
- 施策 2 : 地場企業の振興
- 施策 3 : ふるさと納税制度の推進
- 施策 4 : 競輪事業収益の確保

農林水産政策

- 施策 1 農林業の振興
- 施策 2 水産業の振興

企業立地政策

- 施策 1 企業立地の推進

政策名

観光商工政策



- 施策 1：観光の振興
- 施策 2：地場企業の振興
- 施策 3：ふるさと納税制度の推進
- 施策 4：競輪事業収益の確保

望まれる姿

人や財が流入・交流する活力ある産業のまち

部局の使命

将来にわたって活力ある地域社会を支える地場産業を支援し、地域資源を活かした産業づくりと交流人口の拡大を進め、活力と賑わいにあふれるまちづくりの実現を目的としています。

政策の指標

社会指標	現状値 (平成 28 年度)	目指す方向
市内総生産（第 2 次・第 3 次産業）	737,540 百万円	→

問題点の整理

《施策 1》

- 日本人観光客は、人口の減少とレジャーの多様化等に伴い、今後大幅に減少することが見込まれています。

《施策 2》

- 市内企業の持続的かつ安定的な経営が、少子高齢化、人口減少の進行に伴う人手不足と国内市場の縮小等により、困難になりつつあります。また、総じて市内企業の保有する設備は、老朽化しており、生産効率が低くなっています。
- 商店街における商品販売額は、商圈人口の減少やネット通販など消費行動の多様化等に伴い、加速度的に減少することが見込まれます。特に地域商店街は、売上減少等に伴い事業の承継が困難となり、空き店舗が増加しています。

- 「させぼ産品*」は、総じて認知度が高いとは言えず、販売額が伸び悩んでいます。
- 市内中小企業は、福利厚生等を含めた雇用環境の整備の遅れや、多様な働き方への対応が要因の一つとなり、新規学卒者をはじめとした生産年齢人口の市外流出が続いており、今後、人手不足が更に加速することが見込まれています。

《施策3》

- 多くの自治体がふるさと納税に対する返礼品として、観光・物産商品を贈っており、自治体間の競争が激化しています。

《施策4》

- ナイター競輪、ミッドナイト競輪の開催等により、車券売上及び事業収益は堅調に推移しているものの、記念競輪などグレードが高いレース（GⅠ、GⅡ、GⅢ）の車券売上は全国的に減少傾向にあります。

問題解決の方向性

《施策1》

- 観光客の実態に係るデータの収集と分析を行い、関係機関と連携した地域資源のさらなる磨き上げと情報発信、誘致活動を展開することで、国内外から本市を訪れる観光客数と観光消費額の増加につなげます。

《施策2》

- 業種を問わず、ITやAIなどの利活用をはじめ、生産効率の高い設備の導入に向けた取組、人材育成や事業承継などの経営課題の解決に向けた取組を支援します。また、起業化や新分野進出、事業拡大など、ニーズに即した随時効果的な支援を行うとともに、IoTやIT分野などにおいて先駆的に取り組む創業者や企業の誘致に向けた取組を進めます。
- 魅力ある個店の創出等を促進することで、魅力ある商業集積の形成を図るとともに、観光需要やインターネット販売などの域外需要の取込を促進します。
- 特産品の認知度向上に向けた情報発信と販路拡大の支援に取り組むとともに、魅力ある新たな「させぼ産品*」の創出やブランド力の向上に向けた取組を支援し、販売促進に取り組みます。
- 市内事業者の働き方改革への取組と多様な働き方への対応を促進します。

《施策3》

- ふるさと納税制度を活用し、インターネットやカタログ等でのPRを行うことで、購買力の高い都市圏における認知度向上を図り、本市特産品等の販売額向上につなげていきます。

《施策4》

- 適正・安全な競輪の開催により車券売上と収益の確保に努め、一般会計への持続的かつ安定的な繰出しを行います。

西九州させぼ広域都市圏における方向性

《経済成長のけん引》

- 圏域内の観光資源を有機的に結び付け、域内交流人口の拡大及び経済活動活性化を検討していきます。
- ビッグデータ等を活用した観光客の周遊動向等の科学的な分析を行い、圏域の自治体で情報の共有化を図るとともに、共通するコンセプトを持った自治体の観光資源を活用したインバウンドセールスを行っていきます。
- 若年層をはじめ、就職を希望する世代に対して、県と一体となって地場企業の認知度向上、圏域の魅力周知など、地元定着に向けた情報発信を行う等、就職、定住の地としての圏域をPRすることで圏域内就職促進に努めます。
- 創業支援では、「創業前」、「創業準備」、「創業後」の各段階において支援を行うようにしていますが、創業後の支援についても、連携市町の商工会議所や商工会等、関係支援機関と連携して支援体制の充実を図ります。
- 連携市町の創業希望者に対しても、産業支援センターにおいて来所による創業相談が受けられるほか、セミナーやイベントについても周知・広報を行い、積極的に参加を促します。
- 中小企業における労働福祉に関して、圏域全体のサービス充実に努めます。
- 造船業における共通課題の解決、効率性及び生産性の向上に資する取組の可能性について検討を進めます。
- 進出企業と圏域内企業との取引拡大を図り、地域経済への波及効果が得られるよう努めます。
- 圏域内特産品を販売促進する機会、仕組みづくりを行っていきます。
- 海外ビジネス、異業種交流分野等での研修・セミナー開催を通じて、事業者間の連携や新事業・新分野の展開に向けた機運醸成に努めます。

施策 1: 観光の振興

[施策の目的]

国内外の多くの観光客が本市の魅力を感じ、観光消費により地域経済が活性化することを目的としています。

[施策の目標]

K P I (重要業績評価指標)	現状値 (平成 30 年度)	目標値 (令和 5 年度)
観光消費額	95,699 百万円	114,426 百万円

[市民に求められる基本的な姿勢・役割]

- 本市の観光の魅力を感じ、市内外に発信するとともに、観光客に対しては、おもてなしの心で接することが望まれます。

[施策の方向性]

●地域資源の活用による観光消費の拡大



本市を代表する観光地である西海国立公園で、世界で最も美しい湾クラブ*に加盟した九十九島とハウステンボスに加え、世界文化遺産「黒島の集落」や、2つの日本遺産「鎮守府」と「三川内焼」をはじめとした本市の魅力ある地域資源の更なる磨き上げと情報発信、誘致活動を関係機関と連携して行うことで、国内外からの交流人口の増加を図り、観光消費額の拡大に繋がります。

●国内外から選ばれる観光地づくり



水族館や動植物園など本市観光施設の整備や、「住んでよし、訪れてよし」の観光地域づくりを進めるとともに、「九十九島」と「海風の国*」のブランド化を進めることで、首都圏を始めとした全国から選ばれる観光地を目指します。

また、海外からの観光需要を本市に取り込むため、各国の旅行ニーズに応じた観光情報の発信を、長崎県内や北部九州、海外の関係機関と連携し実施することで、訪日観光客の増を図ります。

●オール佐世保の受入体制



官民一体となったオール佐世保の受入体制のもと、クルーズ船客を含む観光客をおもてなしの心で受入れます。

[民間の役割]

- 「日本版DMO※」である公益財団法人佐世保観光コンベンション協会は、本市の観光資源・地域資源の磨き上げを行うとともに、ブランド観光地域づくりを推進します。
また、ビッグデータ等を活用した誘致戦略に基づき、効果的な情報発信と観光客誘致を行います。
- ハウステンボス株式会社やさせぼパール・シー株式会社など民間観光関連事業者は、施設の魅力アップとサービス向上などによる顧客満足度の向上を図ることで、佐世保観光の魅力向上とリピーター獲得に繋がります。
- 多くの観光客が訪れるイベントや、地域の行事や祭りなどの実施団体は、市民主導で自立したイベントとして創り育て、交流人口の増加に繋がります。
- 宇久町観光協会やNPO法人黒島観光協会などの地域団体は、公益財団法人佐世保観光コンベンション協会などと連携し、世界文化遺産など地域資源を活用した観光地域づくりに努め、離島エリアや各地域への誘客に取り組みます。



九十九島の昼景



九十九島の夕景

施策 2: 地場企業の振興

[施策の目的]

地場企業の経営基盤の安定と強化が進むとともに、市民が安定して働くことができる環境を整えることで、地域経済が活性化することを目的としています。

[施策の目標]

K P I (重要業績評価指標)	現状値 (平成 30 年度)	目標値 (令和 5 年度)
利益を上げた企業の割合	45.0%	47.8%

[市民に求められる基本的な姿勢・役割]

- 企業が生み出す製品や、地場産品に愛着と誇りを持ち、地産地消と地域内循環に配慮することが望まれます。
- 地元で働く意思を持ち、自己の能力向上に努めることが望まれます。

[施策の方向性]

●経営基盤の強化・企業経営の安定

経済情勢を踏まえて中小企業の資金ニーズに対応した制度融資を行うとともに、少子高齢化の進行や雇用形態の多様化など、中小企業を取り巻く経営環境の変化により事業承継などの新たに生じた課題解決に向けた取組や、企業における人材のスキルアップや技術・技能の承継に向けた取組への支援を行うことで、企業の新陳代謝を図るとともに、経営基盤の強化を促進し、経営の安定を図ります。

●生産性向上と新たな付加価値の創出

企業の生産効率向上や新たな事業展開に向けた取組や、市場ニーズを踏まえた新製品開発や新たな販路開拓への取組への支援を行うことで、企業の生産性向上と新たな付加価値の創出を促進します。

●新規創業・新分野進出等支援

創業や新分野への進出への支援や、IT・AIの活用に向けた取組等への支援を行うため、大学や高専などの高等教育機関との連携を進めるとともに、産業支援センターの充実を図り、企業の事業拡大と競争力強化を図ります。

●魅力ある商業集積の形成

商工会議所や民間まちづくり組織と連携し、魅力ある個店を創出・集積させることで地域の価値を引き上げ、さらなる商業者の流入を促し、魅力ある商業集積を形成します。また、

観光需要、インターネット販売等による域外需要の取込を視野に入れた取組を推進します。

●「させぼ産品」の販売促進

「させぼ産品※」の認知度向上に向けた情報発信、魅力ある商品の開発やブランド確立のための取組と販路拡大を進めることで、「させぼ産品」の販売促進を図ります。

●多様な働き方への対応支援

若者の定着と、女性、高年齢者、外国人など、多様な人材の活躍の場の整備促進と市内事業者の働き方改革への取組を支援することで、労働環境の変化への対応を図ります。

[民間の役割]

- 地場銀行や県保証協会など金融機関等は、本市制度融資への協力や各社独自の金融の取組により地場企業の資金調達等の円滑化を図り、企業経営の安定化と経営基盤の強化に加え、地域経済の活性化の支援に取り組みます。
- 佐世保商工会議所や佐世保市北部商工会、宇久町商工会など専門的知見を持つ産業支援機関は、中小企業の抱える経営課題解決や経営基盤強化に向けた支援や競争力強化への支援等を行うことにより経営の安定と企業活動の活性化に取り組みます。
- 大学や高専など高等教育機関は、各機関が有する専門的知見をもとに連携し、市と一体となって創業や企業におけるIT・AIの活用や、学生によるイベント開催、調査業務など市内産業の全体的な活性化に向けた支援に努めます。
- 一般社団法人佐世保物産振興協会は、「させぼ産品」のPRと販路拡大に取り組みます。
- 商店街組織等やSASEBOまち元気協議会※は、買い物環境の整備やイベントを行うことで商業の活性化に取り組みます。
- 民間のまちづくり組織は、エリアマネジメント※をはじめとしたまちづくりの手法を研究・実践することで、まちなかの活性化を推進することが望まれます。
- 市内事業者は企業の維持・拡大に努めるとともに、働き方改革や多様な人材の雇用への取組に努めることが望まれます。
- 公益財団法人佐世保市中小企業勤労者福祉サービスセンターは、市内中小企業等の福利厚生増進を支援します。

施策 3:ふるさと納税制度の推進

[施策の目的]

本市特産品の認知度と販売額の向上を目指し、ふるさと納税による寄附額増加を目的としています。

[施策の目標]

K P I (重要業績評価指標)	現状値 (平成 30 年度)	目標値 (令和 5 年度)
ふるさと納税制度による寄附額	18.5 億円	25 億円

[市民に求められる基本的な姿勢・役割]

- 本市のふるさと納税や地場産品について、市外の親せきや友人等に P R することが望まれます。

[施策の方向性]

●本市特産品等の認知度及び販売額向上

本市の旬の特産品等の適切な情報発信など、本市の特産品等の P R を積極的に行うことで、ふるさと納税による寄附額の増加及び本市特産品の販売額向上につなげていきます。また、他自治体との競合が激化しているなか、魅力的な返礼品開発を行うとともに、ウェブ上での商品の魅せ方を改善するなど、寄附者から返礼品として選ばれるための魅力の強化を図ります。

- 寄附金は、寄附者の意向を基に活用し、地域の活性化につなげるとともに、寄附金の使い道についても公表していきます。

[民間の役割]

- 一般社団法人佐世保物産振興協会や公益財団法人佐世保観光コンベンション協会等は、返礼品の発送管理等を適正に行い寄附者の満足度向上に努めます。
- 返礼品を提供する事業者は、正確・迅速に寄附者へ返礼品を送付することが求められています。あわせて、寄附者に選ばれる商品開発や、培ったノウハウの自社のマーケティングへの活用等に取り組むことが望まれます。

施策 4: 競輪事業収益の確保

[施策の目的]

競輪事業から一般会計へ持続的かつ安定的に繰出すため、競輪収益を確保することを目的としています。

[施策の目標]

K P I (重要業績評価指標)	現状値 (平成 30 年度)	目標値 (令和 5 年度)
競輪事業の事業収益額	776,297 千円	416,000 千円

[施策の方向性]

● 事業収益の確保

競輪事業の運営について包括委託を行い、受託事業者と連携し競輪開催業務の適正・確実かつ効率的な運営を行うとともに、ハード・ソフトの両面におけるお客様満足度向上を図り、事業収益を確保し一般会計への持続的かつ安定的な繰出しに努めます。また、老朽化した施設の改築を行い、安全で利用しやすい競輪場づくりに努めます。

[民間の役割]

- 公益財団法人 J K A は、市と連携し安全・公正な競走を実施します。
- 競輪選手会は、日々の訓練により選手個々の競技力向上を図るとともに、場内場外での様々なイベントについて積極的に企画・参加し、競輪競技の認知度向上と競輪ファンの拡大に取り組みます。



佐世保競輪場

政策名

農林水産政策



施策1：農林業の振興

施策2：水産業の振興

望まれる姿

魅力ある「産品」と元気な農林水産業のまち

部局の使命

地域の特色を生かした「産品」と、元気な「担い手」の育成による、農林水産業の活性化を目的としています。

政策の指標

社会指標	現状値 (平成28年度)	目指す方向
市内総生産（第1次産業）	14,734 百万円	→

問題点の整理

《施策1》

- 農村部では、都市部より高齢化や人口減少が進行していることから、農業の担い手が不足しており、生産基盤の整備や一定規模の産地形成が困難になっています。

《施策2》

- 漁村部では、都市部より高齢化や人口減少が進行していることから、漁業の担い手が不足しており、漁場環境の維持や一定規模の操業が困難になっています。

問題解決の方向性

《施策1》

- 生産基盤の整備、産品の生産性と品質向上による産地の強化など、農業所得の向上を図り、「儲かる農業」の仕組みを確立することで、新規就農者など担い手の確保につなげます。

《施策2》

- 生産基盤、漁場環境の整備、水産資源の維持、操業の効率化などによって漁業所得の向上

を図り、「儲かる水産業」の仕組みを確立することで、新規就業者など担い手の確保につなげます。

西九州させぼ広域都市圏における方向性

《経済成長のけん引》

- 地域の農水産物の消費拡大促進のため、圏域で連携した販促活動により多種多様な商品が揃うことで集客力・認知度・農水産物販売力の向上につなげていきます。

《生活関連機能サービスの向上》

- 海域の資源回復が必要であるため、海域全体での栽培漁業の推進等、水産資源の増殖を図っていきます。
- 新規担い手となる人材の確保及び技術研修・着業支援、着業後の離職防止等を圏域全体で図り、漁業者の減少に歯止めをかけていきます。

施策 1: 農林業の振興

[施策の目的]

儲かる仕組みをつくり、ひとを呼び込む農林業の実現を目的としています。

[施策の目標]

K P I (重要業績評価指標)	現状値 (平成 30 年度)	目標値 (令和 5 年度)
新規就農者数	11 人	11 人
認定農業者* 1 人あたりの生産額	2,088 万円	2,257 万円
農山村の持つ地域資源の維持・継承面積	1,531ha	1,531ha

[市民に求められる基本的な姿勢・役割]

- 地域が生み出す農林畜産物を推奨することが望まれます。

[施策の方向性]

● 新規就農者の確保

U J I ターン人材などを活用し、就農支援策を講じることで新規就農者の確保を図ります。さらに、働きやすい環境づくりと、外国人材を含む新たな労働力の確保並びに経営の法人化を推進し、次代の農業担い手の育成・確保を図ります。

● 生産性と品質の向上による農業者の所得向上

経営資源の集約、I o T、A I などを活用した生産基盤の整備による効率化を図るとともに、近隣市町と連携した取組も視野に入れながら、生産性の向上を推進します。あわせて、地域の特性に適合した品種の導入や高付加価値なブランド製品の生産を推進し、各製品の品質向上に加え、国内外での販路拡大に取り組むことで農業者の所得向上を図ります。また、安定した流通のために卸売市場（青果・花き・食肉）の活性化を図るとともに、農作物の被害防止等を図るための有害鳥獣対策に取り組めます。

● 農山村の持つ多面的機能を有する地域資源の適切な維持・継承

地域農業の共同活動組織や森林活動団体との連携により、持続可能な営農を支える「ため池」などの農林業の基盤整備及び、森林施業など多様な取り組み活動を推進します。また、集落営農組織や農作業受託組織など、地域農業を支える団体の設立を推進します。

[民間の役割]

- ながさき西海農業協同組合は、行政と情報を共有し、新規就農者の掘り起しを積極的に行います。
また、営農指導の充実による品質の向上と経営規模の維持・拡大を推進し、加えて多様な販路を開拓することにより、組合員の所得向上に努めます。
- 土地改良区は、農業施設をはじめ、農村の有する地域資源の適切な管理と農業担い手への農地集積を図ります。
- 長崎北部森林組合は、森林所有者及び本市と連携を図りながら、適切な森林整備に努めます。



西海みかん



長崎和牛

施策 2: 水産業の振興

[施策の目的]

儲かる仕組みをつくり、ひとを呼び込む水産業の実現を目的としています。

[施策の目標]

K P I (重要業績評価指標)	現状値 (平成 30 年度)	目標値 (令和 5 年度)
新規就業者数	12 人	12 人
漁業者 1 人あたりの漁獲高	1,185 万円	1,296 万円

[市民に求められる基本的な姿勢・役割]

- 地域が生み出す水産物を推奨することが望まれます。

[施策の方向性]

●新規就業者の確保

U J I ターン人材などを活用し、就業支援策を講じることで新規就業者の確保を図ります。さらに、働きやすい環境づくりと、新たな労働力の確保並びに経営の法人化を推進し、次代の漁業担い手の育成・確保を図ります。

●生産性の向上による漁業者の所得向上

漁港などの生産環境の充実、I o T、A I などを活用した新規設備導入による操業の効率化に加え、国内外での販路拡大に取り組むことで、漁業者の所得向上を図ります。さらに、漁業経営の多角化、産地加工並びに、新種苗導入による養殖漁業の推進等により漁業経営の安定を図ります。

また、安定した流通のために水産市場の活性化を図るとともに、消費者意識に高まりのある「食の安全・安心」に対応するため、高度衛生管理の実現に向け取り組みます。

●水産資源の維持及びそれを育む漁場環境の適切な保全

付加価値の高い種苗の研究・開発及び生産拡大のため、水産センターの機能強化・充実に取り組み、水産資源の維持増大を図ります。また、地域漁業活動組織との連携による、藻場や干潟など、漁場環境の回復を図ります。

[民間の役割]

- 漁業協同組合は、行政と協力し藻場や干潟の回復の取り組みを積極的に行うとともに、漁場の資源管理や、新種苗の導入による養殖漁業などの取り組みを推進します。

また、経営指導を推進し、加えて多様な販路を開拓することにより、組合員の所得向上に努めます。



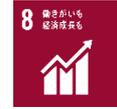
九十九島かき



恵まれた海の幸

政策名

企業立地政策



施策1：企業立地の推進

望まれる姿

雇用を生み出す魅力と活力のあるまち

部局の使命

製造業及びオフィス系企業など魅力ある雇用を生み出す企業立地を実現させ、市外への人口（特に若年層）流出抑制及びU J Iターンによる流入増加を図ることを目的としています。

政策の指標

社会指標	現状値 (平成30年度)	目指す方向
就職率	45.6%	→

問題点の整理

《施策1》

- 本市の生産年齢人口は、一定の規模で推移しながらも緩やかに減少していますが、特に、20歳から24歳の年代において転出超過の状況が顕著に見受けられます。
また、本市の有効求人倍率は1.45倍（H31.4）と高い水準で推移しているものの、事務系求職者に限定すると0.47倍（H31.4）と低い状態です。

問題解決の方向性

《施策1》

- 製造業の受け皿となる佐世保相浦工業団地へ新卒者を含めた若者の採用やU J Iターンによる採用など、本市地方創生の推進に大きく寄与するような製造業の企業立地を早期に実現します。
また、オフィス系企業についても、既存企業の事業拡張を含めた誘致活動を行い、事務系求職者の雇用の場を創出します。

西九州させぼ広域都市圏における方向性

《高次の都市機能の集積・強化》

- 就職に伴う若年層の流出を抑制することなどを目的として、各市町で取り組む企業誘致を連携して取り組むことにより、圏域内での雇用促進、若者の定着に結び付けていきます。

施策 1: 企業立地の推進

[施策の目的]

新たな企業が立地し、立地企業がさらなる投資を行うことで、魅力ある雇用環境が創出・拡大されることを目的としています。

[施策の目標]

K P I (重要業績評価指標)	現状値 (平成 30 年度)	目標値 (令和 5 年度)
立地企業の新規雇用計画人数 (平成 18 年度からの累計)	3,051 人	3,600 人

[施策の方向性]

●多様な就労の場の確保

魅力ある企業の立地実現のため、県・長崎県産業振興財団との連携を密にし、対象業種の「選択と集中」による効率的な企業誘致活動を展開していきます。

立地が期待されるオフィス系企業については、民間が行うオフィスビル整備について支援を行うことで受け皿を確保していきます。

また、製造業については、佐世保相浦工業団地へ早期の企業立地を実現するとともに、新たな受け皿確保について国内の経済情勢や企業の設備投資動向などを踏まえながら検討していきます。

さらに、立地企業の操業（採用）支援などアフターフォローを充実させ、立地企業のより一層の投資に繋げていきます。



佐世保相浦工業団地

都市像

2

育み、学び、認め合う「人財」育成都市

子ども未来政策

施策1 母子保健の推進と安心な育児環境の充実

施策2 地域での子どもと子育ての支援

施策3 幼児教育・保育の充実

教育政策

施策1：学校教育の充実

施策2：豊かな心を育むまちづくり

施策3：生涯学習・生涯スポーツの充実

政策名

子ども未来政策



施策1：母子保健の推進と安心な育児環境の充実

施策2：地域での子どもと子育ての支援

施策3：幼児教育・保育の充実

望まれる姿

子どもを安心して産み、楽しく育て、子どもが健やかに成長できるまち

部局の使命

子どもが一個の人格として尊重され、最善の利益を享受しながら、健やかに成長できることを目的としています。

政策の指標

社会指標	現状値 (平成30年度)	目指す方向
合計特殊出生率	1.71	↗
子ども女性比	0.22470	↗

問題点の整理

《施策1》

- 子どもや子育て家庭を支えてきた地域社会における子育て機能の低下を受け、妊娠、出産、子育て等の面で市民ニーズが多様化しており、特に多くの市民が子育てに係る経済的負担を感じています。また、児童虐待について、市民の意識の高まりなどから、虐待に係る相談や通告等が増加する傾向にあります。

《施策2》

- 身近な地域に相談できる相手がいないため、助け合う機会も少なくなっていることから、子育て家庭が孤立し、その負担感が増大しています。また、子どもの放課後における生活をめぐっては、核家族化の進展や女性の社会進出等の変化に伴い、その過ごし方が多様化し、居場所について、ニーズの高まりとともに、質の確保も求められています。

《施策3》

- 保育所等の待機児童について、平成17年度から年度当初には発生していないものの、年度途中において解消するまでには至っていない状況にあります。また、ライフスタイルや就業形態等が多様化する中、幼児教育・保育へのニーズもきめ細やかなものに変化しています。

一方、乳幼児期は人格形成の基礎を培う大事な時期であることから、幼児教育・保育において、質の確保が重視される傾向にあります。

問題解決の方向性

《施策1》

- 安心して妊娠、出産、子育てができるよう切れ目のない支援を行うとともに、児童虐待の未然防止等の観点から、育児不安の軽減に資する様々な取組を推進します。
- また、市民の利便性等を考慮した各制度の適切な運用を通じ、子育て家庭への経済的支援の充実を図ります。

《施策2》

- 地域における子育て支援の充実を図るとともに、子どもと子育てに関して、地域全体で支え合う環境づくりを推進します。

《施策3》

- 幼児教育・保育における量の確保と質の向上に取り組むとともに、市民ニーズに応じた多様な事業・サービスの展開を図ります。

西九州させぼ広域都市圏における方向性

《高次の都市機能の集積・強化》

- ゲートウェイ機能※強化を図り、拠点施設（子ども遊び場）の整備を進めていきます。

《生活関連機能サービスの向上》

- 県の事業(保健所等)と重複するものは、従来どおりの対応が適当である等、事業内容によって広域化の可能性は異なると考えますが、「療育環境改善※」、「ファミリーサポート※」、「病児・病後児保育室の利用」、「幼児教育の充実」等、自治体間における施設・機能の相互利用等を含め検討を進めていきます。



佐世保公園 きららパーク

施策 1: 母子保健の推進と安心な育児環境の充実

[施策の目的]

保護者が安心して妊娠・出産・子育てができ、子どもが健やかに成長できるようにすることを目的としています。

[施策の目標]

K P I (重要業績評価指標)	現状値 (平成 30 年度)	目標値 (令和 5 年度)
乳幼児健康診査受診率	95.4%	96%
乳幼児福祉医療費受給資格の認定率	99.2%	100%

[市民に求められる基本的な姿勢・役割]

- 母子の健康管理や育児不安の軽減等に資する各種支援について、日頃から情報の収集に努めるとともに、必要に応じた適切な利活用を図りながら、子どもの健やかな成長を支えることが望まれます。

[施策の方向性]

● 妊娠・出産等に関する知識の普及



幼児期から思春期における健康教育や啓発活動等を通じ、妊娠・出産等に関する医学的・科学的に正しい知識の普及を図ります。

● 母子への切れ目ない支援と育児不安の軽減



地域で孤立することなく、安心して妊娠、出産、子育てができるよう、子育て世代包括支援センター（ままんちさせぼ）を中心に、子育てに関する様々な相談に対応します。また、関係機関と連携・協力しながら、子どもや保護者の状況を把握し、虐待が疑われる事案の早期発見に努めるとともに、必要時の個別ケース会議の開催を通じて、子育て家庭が抱える様々な問題への対応を協議し包括的な支援を実施することにより、児童虐待の未然防止を図るなど育児不安の軽減に資する様々な取組を行います。

● 子どもの療育と発達支援

障がいや発達に心配のある子どもに対する療育支援にあたり、子ども発達センターを中心に、保健・福祉・医療・保育・教育分野等における関係機関との連携を図るとともに、必要に応じて、子どもの通う保育所・幼稚園や学校等の訪問による施設支援等を行います。

●経済的支援の充実

子育て家庭の経済的支援の充実のため、児童手当や児童扶養手当、福祉医療費について適切に制度を運用するとともに、周知・広報の強化による制度に関する認知度の向上を図ります。

また、子育てワンストップサービスの活用等を通じ、各制度の事務手続きの簡素化・効率化を進めるとともに、市民にとって利便性の高い支援を行います。

[民間の役割]

- 産科や小児科などの医療機関や助産師会、民生児童委員、地域の子育て支援の関係団体等は相互に連携することで、妊娠期から切れ目のない包括的なサポート体制で支援を行います。



施策 2: 地域での子どもと子育ての支援

[施策の目的]

子育て家庭が、地域で支えられながら楽しく子育てできるようにすることを目的としています。

[施策の目標]

K P I (重要業績評価指標)	現状値 (平成 30 年度)	目標値 (令和 5 年度)
地域子ども・子育て支援事業の平均利用回数	37.3 回	50 回

[市民に求められる基本的な姿勢・役割]

- 身近にいる子どもに関心を持ってふれ合い、地域の親睦を深めながら子どもを育てる活動を進めることが望まれます。

[施策の方向性]

●地域における子育て支援の充実



地域における子どもと子育ての支援を進めるため、保育所等に通っていない乳幼児とその保護者が相互に交流等を行う地域子育て支援センター、子育て等の援助を受ける方とその援助を行う方との相互援助活動をコーディネートするファミリーサポートセンター等の事業を推進します。

また、子育て講演会の開催等を通じ、地域で子どもや子育てを支えようとする市民意識の醸成を図ります。

●地域における子どもの健全育成



放課後児童クラブの運営等による子どもの健全育成に資する居場所づくりを図るとともに、各種団体や関係機関等の連携強化等の面で様々な取組を進めます。

また、天候の影響を受けることなく子どもと保護者が楽しく遊び・学べる「屋内遊び場」を官民連携のもとで名切地区の公園内に整備し、運営することにより、子ども・子育てを通じ人が集い、繋がり合う場の創出を図ります。

[民間の役割]

- 町内会等の地域関係団体及び子どもの育成に関わりのあるボランティア団体、NPO法人などは、身近にいる子どもに関心を持ち、体験学習の機会を提供するなど、子どもを育てる活動を積極的に進め、子育てに係る地域コミュニティの輪を広げるよう努めます。

施策 3: 幼児教育・保育の充実

[施策の目的]

子どもが充実した幼児教育・保育サービスを受けられ、また、保護者が子育てと仕事を両立できるようにすることを目的としています。

[施策の目標]

K P I (重要業績評価指標)	現状値 (平成 30 年度)	目標値 (令和 5 年度)
保育所等待機児童数 (10月1日現在)	5人	0人
幼児教育・保育の量の確保率 (10月1日現在)	100.7%	100%

[市民に求められる基本的な姿勢・役割]

- 幼児教育・保育に係る各種サービスについて、日頃から情報の収集を行うとともに、子育てと仕事の両立など、状況に応じて適切な利活用を図ることが望まれます。

[施策の方向性]

● 幼児教育・保育における量の確保と質の向上

幼児教育と保育の充実のため、国による無償化等の影響を考慮しながら、幼稚園や保育所、認定こども園等の需要に対して、定員の拡充や保育士等の確保を通じ、必要な供給量を確保します。

また、幼児教育センターを中枢として、幼児教育・保育全般に関する調査・研究を行うとともに、幼稚園教諭・保育士に対する各種研修・講座の開催等を通じ、幼児教育・保育の質の向上を図ります。

● 幼児教育・保育における多様な事業・サービスの展開

共働き家庭の増加や多様な就労形態など幼児教育・保育を取り巻く環境の変化に応じて、延長保育、一時預かり、病児保育等に係る市民ニーズに対応できる体制を整えながら、様々な事業・サービスを展開します。

[民間の役割]

- 幼児教育・保育を行う施設等は、需要に対する供給量の確保や幅広いニーズに対応するなど、利用する市民の立場を考慮したきめ細やかな支援を行います。

特に、幼児教育・保育における質の向上のための取組については積極的に推進します。

政策名

教育政策



- 施策1：学校教育の充実
- 施策2：豊かな心を育むまちづくり
- 施策3：生涯学習・生涯スポーツの充実

望まれる姿

学校教育及び社会教育を充実し、誰もが生涯を通じ、あらゆる場で学び、支え合うことができるまち

部局の使命

学校教育や生涯学習環境の場において、子どもたちを含む市民が生涯を通じて自らが学び、文化、スポーツ等に親しむことができる環境の充実を図ることにより、生きがいに満ちた暮らしを実現します。

政策の指標

社会指標	現状値 (平成30年度)	目指す方向
市民1人あたりの生涯学習に関わった回数	8.8回/人	↗

問題点の整理

《施策1》

- これからの時代を生きる力、次代を切り開く力の育成に向けた教育の質の向上、また、教育と地域を含めた社会との連携強化による個人と社会の不断の成長が課題です。

《施策2》

- 核家族化や少子高齢化、高度情報化等により、子どもを取り巻く環境が変化している中で、他者への関心の低下等から、子どもを健やかに育む地域の連携・支援等が希薄化（弱体化）しています。

《施策3》

- 生涯学習の場や機会に関する情報提供が十分でないことから、生涯学習への市民意識の高まりや学習成果の活用が活性化されていない状況にあります。
また、スポーツ施設及びスポーツ活動のサポートが十分に対応できていません。

問題解決の方向性

《施策1》

- よりよい学校教育を通してよりよい社会を創るという理念を共有し、学校・家庭・地域が一体となった教育の充実を推進します。

《施策2》

- 学校・家庭・地域が連携し社会全体で、豊かな心や人間性と社会性を育む地域の教育力を高め、青少年の健全育成活動や体験学習活動等を推進します。

《施策3》

- 公民館、図書館、少年科学館等の社会教育施設において、生涯学習情報や、市民ニーズ・地域課題の解決に応じた学習機会・場の提供を積極的に行い、また地域の関係団体と連携を図ることで学習活動の啓発、学習機会の提供に努め、市民の自己実現や地域の問題を解決していく契機となる生涯学習に寄与していきます。
市民がスポーツ（する・みる・ささえる）に親しめる環境づくりを推進します。

西九州させぼ広域都市圏における方向性

《生活関連機能サービスの向上》

- 共通する文化財に関する情報発信や文化財事務に関する共通課題の解決について、検討を進めていきます。
- 各学校が地域特性（地域・子どもの実態）に応じて学校経営を行うことが最適です。ただし、教職員が共通の研修を受講することにより情報共有や指導技術等を錬磨することができ、教職員の資質向上につなげていきます。
- 圏域の図書館相互利用により利用者の利便性及び文化水準の向上につなげていきます。

施策 1: 学校教育の充実

[施策の目的]

児童・生徒が、夢と志を持ち、可能性に挑戦するために必要な力（確かな学力、豊かな心、健やかな体）を身につけ、変化の激しいこれからの社会を主体的・創造的に生き抜くことができるよう、学校・家庭・地域が一体となった教育の充実を図ることを目的としています。

[施策の目標]

K P I (重要業績評価指標)	現状値 (平成 30 年度)	目標値 (令和 5 年度)
全国学力調査結果	95.0%	100.0%
全国体力・運動能力調査結果	98.3%	100.0%
全国学習状況調査児童生徒質問紙結果	100.4%	102.0%

[市民に求められる基本的な姿勢・役割]

- 家庭や地域は、学校と連携・協働しながら子どもたちの教育を行うことが望まれます。

[施策の方向性]

●確かな学力及び体力の向上

各学校の創意工夫や地域特性を生かした学校経営ビジョンに基づく、特色ある学校づくりを推進するとともに、客観的データに基づいた授業改善に努め、児童・生徒の学力及び体力の向上を図ります。また、諸研修の充実を図り、教職員の資質を向上させることにより、児童・生徒の学力の向上及び生涯にわたって運動に親しむ資質や能力の育成につなげます。

●豊かな心を育む教育の充実

全教育活動を通じて行う道徳教育の充実と、家庭や地域との連携を重視した心の教育を推進することにより、生命を尊重する心、いじめを生まない思いやり、郷土を愛する心をはじめとする道徳性の涵養を図り、児童・生徒の豊かな人間性と社会性の育成に努めます。

●新しい時代に求められる資質・能力の育成



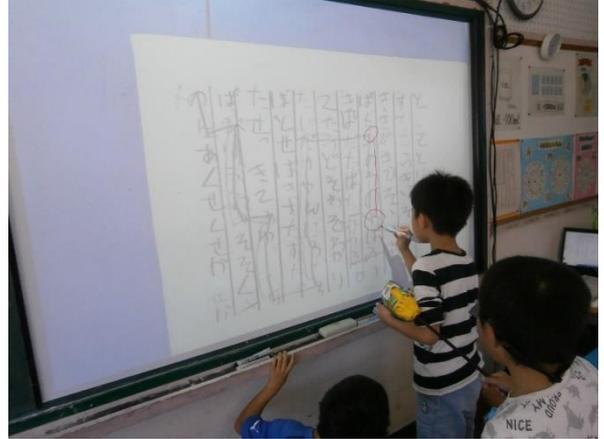
新学習指導要領に基づいた教育実践を徹底するとともに、社会の現状や2030年以降の変化（技術革新、グローバル化の進展、雇用環境の変化等）に対応した教育及びICT利活用のための基盤の整備等に努めることにより、変化の激しいこれからの社会を主体的・創造的に生き抜く力を育みます。

●時代の变化に合った新しい学校の創造

学習環境を維持するための適切な学校規模、持続可能な学校施設の更新、学校と地区自治協議会との関わりといった輻輳する課題を、総合的、複合的に検討し、今の時代に合った新しい学校へと再編していきます。



学校での授業の様子



学校での授業の様子

施策 2: 豊かな心を育むまちづくり

[施策の目的]

学校・地域・家庭が一体となって、市民一人ひとりが社会に対して主体性を持ち、思いやりのある活動（行動）ができる意識の醸成を目的としています。

[施策の目標]

K P I (重要業績評価指標)	現状値 (平成 30 年度)	目標値 (令和 5 年度)
放課後子ども教室等に携わった大人の人数	23,018 人	24,000 人
健全育成事業への参加者数	24,955 人	27,000 人

[市民に求められる基本的な姿勢・役割]

- 学校・地域・家庭が一体となって青少年育成に対する意識を醸成するため、市民が青少年育成活動に取り組むことが望まれます。

[施策の方向性]

●学校・地域・家庭・行政の連携促進

子どもたちを地域で見守り心豊かに育むため、学校・家庭・地域が連携・協力し、安全で豊かな放課後の時間を実現するための放課後子どもプランの充実に努めるとともに、保護者や青少年育成関係者をはじめとした市民への研修・支援等を行うことにより、子どもたちを健やかに育む地域の教育力の向上を図ります。

●青少年の健全育成

青少年健全育成を行う団体への支援を通じて、地域での啓発活動や環境浄化活動に携わる市民の関心を醸成するとともに、青少年を取り巻く環境に目を配りながら、非行・犯罪の未然防止のための補導（愛のひと声）を地道に行うことで、事件・事故に巻き込まれないための見守りを実施していきます。

また、「心豊かな人」「明るく住みよいまち」を創造していくために、佐世保徳育推進会議との協働により青少年をはじめとした市民全体への啓発事業に取り組み、思いやりの心や規範意識等の醸成といった徳育の推進を図っていきます。

[民間の役割]

- 地域住民等は放課後子ども教室の運営委員会等へ幅広く参画し、地域の特性に応じた活動を展開することにより、子どもたちに多様な見守りや学習、体験・交流の機会と場を提供することが望まれます。

- 佐世保市青少年育成連盟等は、青少年育成への関心を喚起する啓発活動の実施や青少年育成に関わる団体や関係者を対象とした講演・研修の実施により、実態に即した青少年の健全育成活動に取り組みます。
- 佐世保徳育推進会議は、一徳運動などにより本市の徳育啓発に取り組みます。

施策 3:生涯学習・生涯スポーツの充実

[施策の目的]

地域のつながりや豊かな郷土を作るために、多くの市民が生きがいをもって生涯学習・生涯スポーツに取り組むことができる環境を充実させることを目的としています。

[施策の目標]

K P I (重要業績評価指標)	現状値 (平成 30 年度)	目標値 (令和 5 年度)
生涯学習事業への参加者数	151,685 人	164,000 人
生涯学習拠点施設の利用者数	1,509,075 人	1,517,000 人
拠点スポーツ施設の利用者数	530,348 人	534,000 人

[市民に求められる基本的な姿勢・役割]

- 市民が自ら学んだことを披露・発表・活用することで学習の成果の周知と生涯学習の啓発を図ることが望まれます。
- 市民が学習やスポーツ（する・みる・ささえる）を行う機会を捉えて、自主的に学習活動やスポーツに取り組んでいくことが望まれます。

[施策の方向性]

●生涯学習の環境整備

市民が自らの意思で生涯にわたり学び続けることのできる学習の「場」（公立公民館、市立図書館、少年科学館等）と「情報」（主催講座や講演会、体験活動、地域の社会教育活動等）の提供や周知を図ります。

なお、公立公民館は、生涯学習の実践の場としての機能に加えて、地域づくりの活動拠点としての機能充実を図るため、コミュニティセンター(仮称)へ移行します。

●生涯学習の充実

生涯学習拠点の充実と、市民の関心の高い講座や地域の問題解決のための講座など、多様な講座の実施により、受講者の自己実現を支援するとともに、地域の課題解決に主体的に取り組む人材の育成を図ります。

また、本市の特性と資源を活かしグローバル人材の育成と都市アイデンティティ[※]の確立のため、「英語で交わるまち S A S E B O」プロジェクトを構成する諸事業を展開します。

●歴史文化の保存・活用・継承

郷土の歴史・文化を今に伝える文化遺産（有形・無形文化財、伝統文化等）を市民共有の財産として適切に保存し、後世へ継承していくため、文化財の調査・整備、伝統文化の顕彰・支援等を推進し、生涯学習などへの活用を図ります。また、郷土の文化遺産に対する市民の関心を喚起し、保護意識の醸成を図るため、ホームページでの情報発信や市民向け講座等学習機会の提供を図ります。

●生涯スポーツの充実

市民が日ごろからスポーツ（する・みる・ささえる）に触れる機会を充実させるために、施設管理者や公益財団法人佐世保市体育協会と連携して、スポーツ団体、スポーツ大会、スポーツボランティア等の情報について積極的な情報発信を行います。

[民間の役割]

- 現在、活動しているサークルが拡充されて、生涯学習活動が一層活性化することが望まれます。
- 指定管理者及び公益財団法人佐世保市体育協会は、市民がスポーツに触れる機会を充実させるため、広く情報を発信するなど、スポーツ（する・みる・ささえる）に関する情報の提供の推進に取り組みます。



サマースクール



公民館主催講座



郷土史体験講座



市民体育祭

都市像

3

西九州を牽引する創造都市

都市政策

- 施策1 居住誘導の推進
- 施策2 地域の特性に応じたまちづくりの推進
- 施策3 市営住宅の戦略的な整備
- 施策4 公園の機能充実

水道政策

- 施策1 水の安定供給の推進
- 施策2 公共下水道の普及推進と安定処理

土木政策

- 施策1 暮らしと成長を支える道路ネットワークの充実
- 施策2 命を守る斜面地・浸水対策の推進

環境政策

施策1 環境保全活動の推進

施策2 ごみの減量化と適正処理の促進

港湾政策

施策1 人流と物流を支えるみなとづくり

政策名

都市政策



- 施策1：居住誘導の推進
- 施策2：地域の特性に応じたまちづくりの推進
- 施策3：市営住宅の戦略的な整備
- 施策4：公園の機能充実

望まれる姿

人口減少・少子高齢化社会において都市機能を維持できるまち
～コンパクト・プラス・ネットワーク型都市構造の実現～

部局の使命

人口減少、少子高齢化社会においては、居住や都市機能の集積による「密度の経済※」の発揮を通じて、住民の生活利便性の維持・向上、生産性向上による地域経済の活性化、行政サービスの効率化等による行政コストの削減などが重要であり、その実現のための都市政策の推進を目的としています。

政策の指標

社会指標	現状値 (平成30年度)	目指す方向
都市部（ <u>都市核</u> ※、 <u>地域核</u> ※、 <u>生活核</u> ※等）における人口密度	44人/ha	→ (40人/ha)

問題点の整理

《施策1》

- 都市機能や居住区域の拡がりを許容するまちづくりを続けていくと、人口密度が低く拡散した都市となってしまう、少ない人口で多くの公共施設の維持管理などの費用を負担することになり、サービス効率の低下が懸念されます。

《施策2》

- 近年、人口減少・少子高齢化など社会情勢が大きく変化しており、斜面地等の既成住宅地においては、防災面や住環境面など様々な課題を抱えております。
また、中心市街地においては、一定の都市機能の集積は図られているものの、戦後、建築

された建物の耐震性や老朽化、細分化された土地の有効活用などの課題が顕在化してきております。

《施策3》

- 昭和30年代から高度成長期に建設された多数の市営住宅が、老朽化による更新時期を迎えています。

《施策4》

- 公園を安全で快適な憩いの場として市民へ提供することが重要であります。公園施設の老朽化や公園数の増加等により、公園における適切な維持管理が難しい状況です。

問題解決の方向性

《施策1》

- コンパクトでまとまった市街地のなかで効率よく都市活動を営むために、都市部において適正に居住誘導を図ります。

《施策2》

- 各々の拠点(核)において、地域の実情を踏まえた上で、将来のまちの姿を見据えながら、近年の社会情勢の変化やまちづくりにおける各地域の特性に応じて、まちづくりを推進します。

《施策3》

- 建物の老朽化や将来の人口減少等の課題に適切に対応していくため、計画的な修繕や建替えによる集約を推進します。

《施策4》

- 公園において、利用者に安全で快適に利用していただくために、施設再編や長寿命化計画による改修などを行い、機能充実を図ります。

西九州させぼ広域都市圏における方向性

《高次の都市機能の集積・強化》

- ゲートウェイ機能*強化を図り、拠点施設(拠点公園)の整備を進めていきます。
- 佐世保市域において中心拠点の都市機能を維持し、将来のまちのあるべき姿の調査研究や広域的な調整に取り組みながら、コンパクト・プラス・ネットワークの実現を目指し、連携中枢都市として相応しい高次都市機能の集積・強化を図りつつ、圏域全体との連携を可能とする交通ネットワークの強化を図っていきます。

《生活関連機能サービスの向上》

- 関連性のある景観資源のPRのために、関連市が一体となり情報発信を行うことを検討していきます。
- 相互の景観形成や景観資産の保全を図るため、バッファゾーン※となるエリアでの認識共有を検討していきます。

施策 1: 居住誘導の推進

[施策の目的]

佐世保市都市計画マスタープラン[※]等のまちづくり計画により、適正に都市部への居住誘導を図ることを目的としています。

[施策の目標]

K P I (重要業績評価指標)	現状値 (平成 30 年度)	目標値 (令和 5 年度)
市街化区域内の人口密度	44.5 人/ha	43.7 人/ha

[市民に求められる基本的な姿勢・役割]

- 居住誘導に対する意識を持ち、各種の活動に参加することが望まれます。

[施策の方向性]

- 持続可能なまちを目指した居住誘導の推進



都市の現状と課題をふまえ、人口減少の中にあっても一定のエリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスや地域コミュニティが持続できるように、あわせて防災上安全な区域を考慮した居住誘導区域等を設定します。また、そのエリアへ居住の誘導や医療、福祉、公共施設などの都市機能誘導の推進を図り、将来においても市民が安心して快適に生活できるような、まちづくりを目指します。

- 安全・安心な居住環境の維持

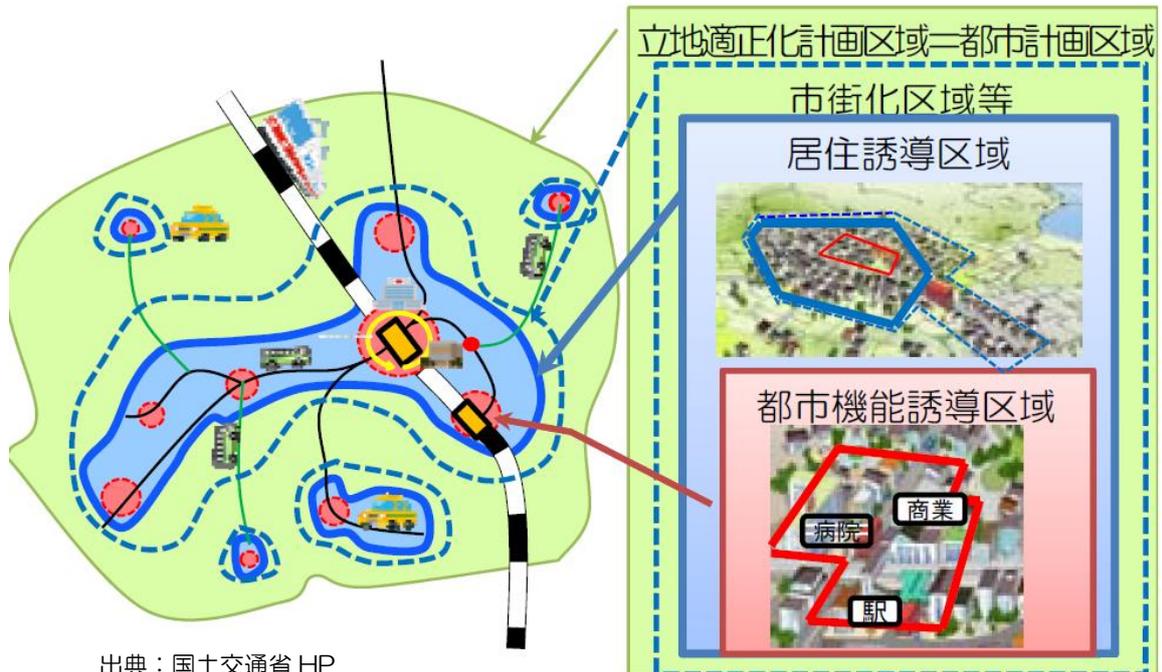
老朽化による倒壊、屋根瓦などの飛散による被害防止のための老朽危険家屋の適正管理や、大規模地震の発生可能性を勘案した建築物の耐震化について、普及啓発や必要に応じて助言や指導を行いながら、安全で安心な居住環境の維持を目指します。

- 空き家の適正管理の促進、活用

空き家は良好な居住環境を阻害している一因となっているため、所有者が第一義的には責任を持って管理すべきものであるとした上で、所有者、民間団体、行政が連携を図りながら、空き家の発生抑制や活用を促すための周知啓発に努め、適切に管理されていない空き家等については、必要に応じ助言や指導を行います。

また、居住誘導を進めるために、効率的に空き家の活用や改修等を支援していきます。

□コンパクト・プラス・ネットワークのイメージ（都市計画区域）



出典：国土交通省 HP

■立地適正化計画

市町村が都市全体の観点から作成する、居住機能や福祉・医療・商業等の都市機能の立地、公共交通の充実等に関する包括的なマスタープラン

■居住誘導区域

人口減少の中にあっても一定のエリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう居住を誘導すべき区域

■都市機能誘導区域

周辺からの交通アクセス性、都市機能の集積状況を勘案し、都市全体における各種生活サービス（医療、福祉、商業等）の効率的な提供拠点を指す区域

施策 2: 地域の特性に応じたまちづくりの推進

[施策の目的]

各地域の特性に応じた都市機能や魅力向上を図り、持続可能なまちづくりを推進することを目的としています。

[施策の目標]

K P I (重要業績評価指標)	現状値 (平成 30 年度)	目標値 (令和 5 年度)
都市部における地価の変動率 (対前年度比)	▲1.1%	0%

[市民に求められる基本的な姿勢・役割]

- 地域の特性に応じた地域主体のまちづくり活動に参加することが望まれます。

[施策の方向性]

コンパクト
+ネットワーク

●都市機能の向上



斜面密集地においては、防災性の向上や老朽家屋の建替え促進につなげるため、まちづくり協議会との協働により、地域に求められる道路等の都市基盤の整備を進めます。

また、都市核※・地域核※など市民生活の拠点地域においては、各々の特性や役割に応じた都市機能を誘導すると共に、地元のまちづくり活動への支援により都市機能の向上を図ります。

●景観形成の推進

佐世保らしい美しく魅力ある景観づくりのため、景観計画や景観条例、屋外広告物条例の運用をとおして、建築物や屋外広告物等の景観誘導を図ります。

特に本市の景観上重要な地域については、その特性に応じた重点景観計画を策定し、地域住民との協働による景観資源の保全、活用を推進します。

また、景観講座や景観賞等の啓発活動を継続し、景観に対する市民の意識醸成を図ることで、まちの魅力の発見、創造を促し、まちの活性化を図ります。



させば景観 100 選 (歴史)



させば景観 100 選 (都市)

施策 3:市営住宅の戦略的な整備

[施策の目的]

市営住宅の需要を見通し、適切な整備及び管理を行うことにより、居住環境の向上を図ることを目的としています。

[施策の目標]

K P I (重要業績評価指標)	現状値 (平成 30 年度)	目標値 (令和 5 年度)
戦略的な整備・管理による市営住宅の集約率	97%	98%

[施策の方向性]

●市営住宅長寿命化計画による整備及び修繕

市営住宅の老朽化や人口減少による住宅の需要を鑑みて、計画修繕による維持管理を中心に、北部エリア*については生活核*等に近い場所への建替えによる集約を目指します。



市営大黒住宅 2 番館



市営泉福寺住宅 1 2 号館



市営かじか住宅 A・B 棟

施策 4: 公園の機能充実

[施策の目的]

公園を安全で快適な憩いの空間として提供することで生活を豊かにすることを目的としています。

[施策の目標]

K P I (重要業績評価指標)	現状値 (平成 30 年度)	目標値 (令和 5 年度)
公園の利用者数	207,000 人	207,000 人

[市民に求められる基本的な姿勢・役割]

- 公園を憩いと交流の場として利用するとともに、清掃や巡視・点検など日常的な公園の愛護活動に参加することが望まれます。

[施策の方向性]

●公園の機能充実

公園は、運動やレクリエーション、憩いの場としての役割のほか、催しや子育て環境の向上、災害時の避難場所など、公園の特性に応じた様々な用途を果たす場所であることから、公園施設の安全性確保と機能保全、予算の平準化を図るために維持管理方針を定めた長寿命化計画に基づく改修や施設再編などを行い、公園の機能充実に努めます。

●公園の利用促進

四季折々の花木やイベント、施設紹介など魅力ある情報を、市ホームページなどを活用して情報発信し、公園の利用促進を図ります。



烏帽子岳高原リゾートスポーツの里



佐世保公園（レクリエーション交流広場）

政策名

水道政策



施策1：水の安定供給の推進

施策2：公共下水道の普及推進と安定処理

望まれる姿

上下水道を通じて快適に生活できるまち

部局の使命

公営企業として経済性を発揮しつつ、清浄にして豊富低廉な水の供給及び下水道の整備を通じて、公衆衛生の向上と生活環境の改善、都市の健全な発達に寄与することを目的としています。

政策の指標

社会指標	現状値 (平成30年度)	目指す方向
水の安定供給日数	363日	↗
公共下水道により生活排水を処理している人口の割合	53.5%	↗

問題点の整理

《施策1》

- 水を安定して供給するために必要な水源が慢性的に不足しており、本市の最重要課題の一つとなっています。

また、水道施設は戦前または終戦直後の軍港水道時代に造られたものが多いことと、起伏が激しい地形に起因して他都市よりも多くの施設を有していることから、それらが今後更新時期を迎えることで、水道事業にかかる施設の更新需要は増大する見込みとなっています。

《施策2》

- 公衆衛生の向上や都市の健全な発達を図るために、公共下水道の整備を推進しているものの、普及が遅れている状況です。

また、下水道施設は整備着手から約70年が経過しており、今後段階的な老朽化の進行が

予見されます。

問題解決の方向性

《施策1》

- 水源不足の早期解消を目指すとともに、今後増大する更新需要に対し健全な経営を持続させるため、施設のライフサイクルコスト※の低減やリスク管理を行いながら費用の平準化を図り、水道施設の計画的な更新及び再構築を行います。

《施策2》

- 未普及地域の公共下水道の整備を推進するとともに、施設の状態を長期的に予測しながら重要度及び健全度を踏まえた下水道施設の計画的な維持管理等を行います。

西九州させぼ広域都市圏における方向性

《生活関連機能サービスの向上》

- 水道の安定供給や下水の安定処理を持続していくため、県の主導的役割のもと、長崎県内における各自治体の地勢条件、人口、財政状況等を総合的に勘案し、本市上下水道の経営基盤の強化につながる広域連携の形態や枠組みについて検討していきます。

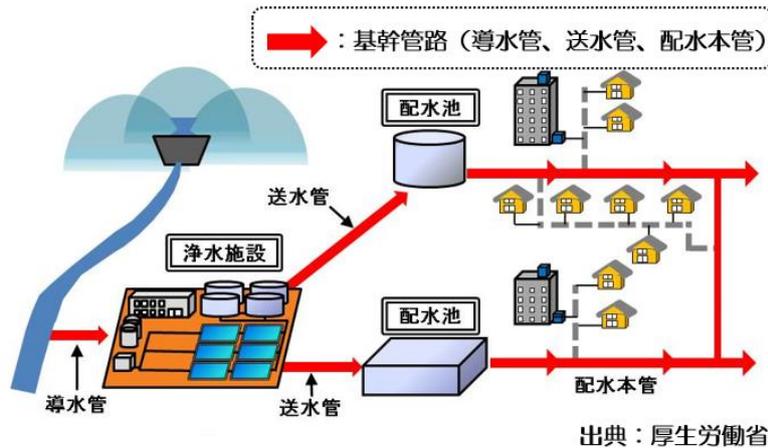
施策 1: 水の安定供給の推進

[施策の目的]

安全安心な水を安定して供給することを目的としています。

[施策の目標]

K P I (重要業績評価指標)	現状値 (平成 30 年度)	目標値 (令和 5 年度)
基幹管路の事故発生割合	2.1 件/100 km	2 件/100 km



[市民に求められる基本的な姿勢・役割]

- 宅地内の水道管及び水道機器を適切に管理することが望めます。

[施策の方向性]

● 石木ダムの建設促進

水源不足の抜本的解決策として、県及び川棚町とともに石木ダムの早期完成に向けて最大限の努力をします。

● 水道施設の整備及び水質の確保

水道施設については、優先度に基づき計画的に更新や再構築及び維持管理を行うとともに、適切な水質管理を行います。

● 危機管理体制の充実



事故等のリスクや自然災害に迅速かつ的確に対応できるよう、災害応急体制や危機管理体制を適宜見直すとともに、これに合わせた危機管理マニュアルを整備して、危機対応力の向上を図ります。

施策 2: 公共下水道の普及推進と安定処理

[施策の目的]

快適な暮らしができるよう公共下水道の普及を推進し、安定した下水処理を継続することを目的としています。

[施策の目標]

K P I (重要業績評価指標)	現状値 (平成 30 年度)	目標値 (令和 5 年度)
公共下水道が整備された区域に住む人口の割合	58.5%	65.7%

[施策の方向性]

● 公共下水道の普及推進



将来の都市像を見据えながら、公共下水道の早期整備を推進します。また、公共下水道の整備が完了した区域については、接続促進に努めます。

● 下水の安定処理



施設の健全度等を客観的に把握・評価したうえで長期的な施設の状況を予測し、計画的な維持管理等を行うとともに、処理水の適切な水質管理を行います。

● 危機管理体制の充実



事故等のリスクや自然災害に迅速かつ的確に対応できるよう、災害応急体制や危機管理体制を適宜見直すとともに、これに合わせた危機管理マニュアルを整備して、危機対応力の向上を図ります。

政策名

土木政策



施策1：暮らしと成長を支える道路ネットワークの充実

施策2：命を守る斜面地・浸水対策の推進

望まれる姿

安全で便利な社会インフラの整備と維持により安心して快適に暮らせるまち

部局の使命

拠点間を連絡する道路ネットワークをはじめ、市民の日常生活や地域経済活動を支える道路ネットワークを充実させることにより、西九州させば広域都市圏※の中核として活力あるまちづくりを推進し、快適に暮らせる街をつくることを目的としています。

また、激甚化・頻発化する気象災害などから市民の生命を守るための安全な社会インフラの整備や災害の危険箇所を周知することで、安全で安心なまちをつくることを目的としています。

政策の指標

社会指標	現状値 (平成30年度)	目指す方向
道路による都市間速達性の確保率	62.5%	↗
土木施設の老朽化に伴う事故死亡者数	0人	→
水害・土砂災害による死亡者数	0人	→

問題点の整理

《施策1》

- 本市においては、「国際旅客船拠点形成港湾」※指定に伴う佐世保港の整備により、多くのクルーズ船の寄港を目指しており、クルーズ観光客の観光バス等の増加が見込まれる中、九十九島の「世界で最も美しい湾クラブ」※加盟認定や「黒島の集落」を含む世界文化遺産、「鎮守府」と「三川内焼」の2つの日本遺産などの観光資源の活用、さらには特定複合観光施設※（IR）の導入を目指していることなど、特に本市の観光産業を取り巻く環境は大きな変化が見込まれ、今後、交通需要が拡大すると考えられます。

また、国防体制の強化を図るための防衛施設の新たな整備や、新たな企業立地に伴う交通需要の変化も考えられます。

併せて、依然残されている主要渋滞箇所など、道路の問題が市民の日常生活に影響を及ぼしています。

今後、高度経済成長期以降に整備された数多くの道路施設の老朽化が一齐に進み、施設機能を維持するための必要経費が高まっていく一方で、対応するための予算には限りがあります。

《施策2》

- 近年、降雨災害が頻発化・激甚化しており、IPCC（国連気候変動に関する政府間パネル）の報告書にも示されているように、今後も極端な降水がより強く、より頻繁となる可能性が非常に高く、これまで想定していなかった災害が発生する恐れが高まっています。

問題解決の方向性

《施策1》

- 国道・県道を中心とした広域道路ネットワークの構築による移動円滑化を図り、利便性向上と経済活動の活性化を支えます。また、市道の改良・修繕・維持については、限られた行政資源（ヒト・モノ・カネ）のバランスが取れた施策の推進を図り、計画的かつ効果的に進めます。

《施策2》

- 急傾斜地や河川などの災害危険箇所については、危険度に応じた計画的かつ効果的な対策を進めるとともに、住民が危険を認知するためのハザードマップを作成、配布し、活用を促しながら、災害から住民の生命を守る安全な環境を作ります。

西九州させば広域都市圏における方向性

《高次の都市機能の集積・強化》

- 佐世保市域において中心拠点の都市機能を維持し、将来のまちのあるべき姿の調査研究や広域的な調整に取り組みながら、コンパクト・プラス・ネットワークの実現を目指し、連携中枢都市として相応しい高次都市機能の集積・強化を図りつつ、圏域全体との連携を可能とする交通ネットワークの強化を図っていきます。

施策 1:暮らしと成長を支える道路ネットワークの充実

[施策の目的]

広域的な移動や市民の日常生活を支える道路ネットワークの強化により移動円滑化を図ること、また、安全で快適な道路環境を維持することを目的としています。

[施策の目標]

K P I (重要業績評価指標)	現状値 (平成 30 年度)	目標値 (令和 5 年度)
道路整備プログラムにより課題が解決された箇所数	0 箇所	82 箇所
健全性診断区分IV (最も悪い「緊急措置段階」) の道路施設数	5 箇所	0 箇所

[市民に求められる基本的な姿勢・役割]

- 地区自治協議会を通じて道路に関する地域課題の解決手法や優先度に関する整理、用地などの整備環境の整理を行政と協力して進めることが望めます。
- 道路の異常についての情報を行政に伝えることや、美化・清掃活動を通じて道路を大切に使うことが望めます。

[施策の方向性]

● 広域道路ネットワークの強化



本市および連携中枢都市圏である周辺地域を含め、経済活性化や市民の日常生活の利便性向上、救急活動及び災害時の避難などのための広域道路ネットワークの強化に向け、国や県と連携しながら移動時間を短縮し、安全に通行するために必要な道路整備（西九州自動車道の整備促進や地域高規格道路「東彼杵道路」の計画段階評価着手、クルーズ拠点形成にかかる道路整備など）を計画的かつ効率的に進めます。

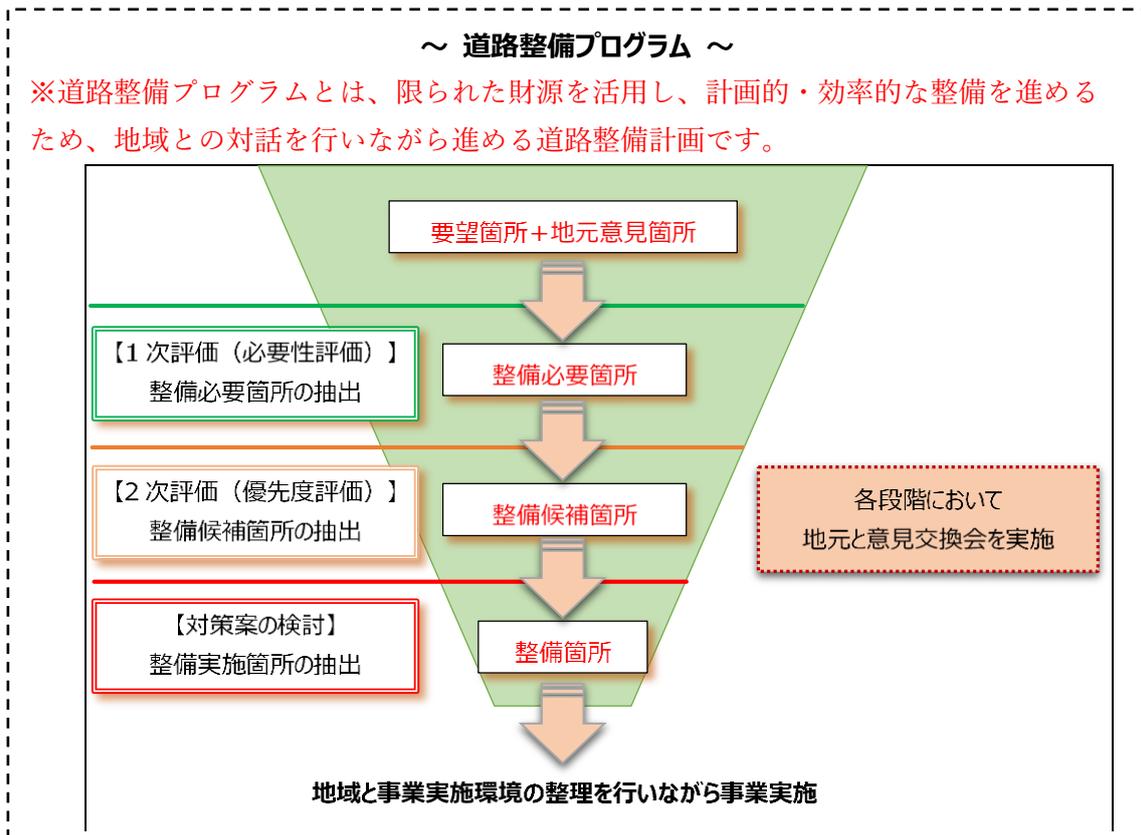


西九州自動車道（佐世保中央 IC）



● **地域と連携した生活道路ネットワークの強化**

多様化・高度化・多量化する生活道路へのニーズに対し、財政的な制約や老朽化対策が必要な既存施設の増加とのバランスを図る必要があるため、要望に順次対応する従来の方法ではなく、地域からのニーズに効率的に応えるべく改良する箇所を選択し、計画的な道路整備を行う5年間の道路整備計画（道路整備プログラム）を策定しています。この道路整備プログラムにより、課題（優先度）の整理や用地関係などの整備環境の整理を地区自治協議会と協働しながら行い、計画的かつ効果的な対策を進めます。



● **安全で快適な道路環境の維持**

老朽化する道路施設（橋梁・トンネル）を適切に維持管理し安全な施設運用を図るため、計画的な点検（施設及び附属物の変状・異常を発見しその程度を把握する）、診断（点検や調査結果により把握した変状・異常の程度を判定区分※に応じて分類する）、措置（施設の機能や耐久性を回復させるために補修等の対策や監視、通行規制などを行う）、記録（点検・調査結果、健全性の診断結果、措置又は措置後の確認結果などについて適時記録する）といったメンテナンスサイクルの着実な実施を行います。

※判定区分については以下のとおり

- I：健全な状態
- II：予防保全段階で、措置を講ずることが望ましい状態
- III：早期措置段階で、5年以内に早期の措置を講ずることが望ましい状態
- IV：緊急措置段階で、通行止めや緊急に措置を講ずるべき状態



トンネル点検状況



橋梁点検状況

●道路空間の適切な管理と柔軟な運用

快適な道路空間の維持・創出のため、道路の適切な管理をしっかりと進めるとともに、地域による草刈除草や道路空間の美化を進めるボランティアサポートを通して地域の協力による道路環境の維持・向上を進めます。

また、近年、道路沿線の賑わいづくりや価値向上につなげるため、道路空間の民間利活用を進めるなどの柔軟な運用が全国的に進められていることを受け、主体となる市民とともにその可能性を研究しながら柔軟な運用を進めます。



たくさんの市民ボランティアが参加する“させば美化プロジェクト”

施策 2: 命を守る斜面地・浸水対策の推進

[施策の目的]

頻発化・激甚化する降雨災害に対し、危険度に応じた計画的かつ効果的な対策を実施し、災害から住民の生命を守ることを目的としています。

[施策の目標]

K P I (重要業績評価指標)	現状値 (平成 30 年度)	目標値 (令和 5 年度)
急傾斜地崩壊対策事業により保全される人家戸数	4,129 戸	4,595 戸

[市民に求められる基本的な姿勢・役割]

- 危険箇所の把握などを通して日頃から防災意識を高め、万が一の際には迅速に避難することが望まれます。

[施策の方向性]

●災害危険箇所の危険度に応じた対策の実施



急傾斜地や河川などにおける災害危険箇所については、箇所の現状や周辺の土地利用の状況などを考慮し、施設整備による防災・減災対策に取り組みます。

急傾斜地については、地元要望のうち採択基準を満たし関係者の合意形成が整った場合に、急傾斜地の崩壊を防止するためコンクリート構造物などによる保護を行い、実施の際は、被災履歴や被害想定人家戸数、斜面の高さなど危険箇所の危険度に応じた計画的かつ効果的な対策を実施します。

また、河川については、地元要望や現地調査に基づき、緊急性の高い箇所から計画的な対策を実施します。



急傾斜地崩壊対策事業（対策完了）

**●住民に対する危険箇所情報の提供**

近年、頻発化・激甚化している降雨災害の現状を踏まえ、施設の能力を上回ることも想定しソフト対策による防災・減災への取り組みの強化が求められており、特に、河川については、浸水想定区域の指定に係る対象降雨が見直されるなど、気象災害への対策の強化が急務となっています。

このことを受け、急傾斜地や河川について、気象災害に対する災害危険箇所や災害予報等の伝達方法、避難場所等を示すハザードマップを整備し、危険箇所の把握と可視化を図り、市民に情報提供を行うことで避難誘導體制の充実を図ります。

●既存施設の老朽化対策

既存の急傾斜施設や河川施設について、その機能が適正に発揮されるよう、適切な点検・修繕といった既存施設の老朽化対策により、防災・減災に取り組みます。

政策名

環境政策



施策1：環境保全活動の推進

施策2：ごみの減量化と適正処理の促進

望まれる姿

自然と快適な生活が共存するまち

部局の使命

廃棄物の適正処理による生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るとともに、環境によい行動を自ら選び取り組む「環境市民」を育成することで、持続可能な循環型のまちづくりを行うことを目的としています。

政策の指標

社会指標	現状値 (平成30年度)	目指す方向
温室効果ガス削減率（平成25年度比）	8.8%	↑

問題点の整理

《施策1》

- 本市の温室効果ガス排出量は、家庭や自家用車からの排出割合が全国より高い傾向にあり、家庭での省エネ行動の浸透が十分ではありません。
また、大気、水質等の環境基準は概ね達成しているものの、公害苦情は一定件数発生しており、下水道や浄化槽の普及率は全国や長崎県の平均を下回っています。
これら経済活動や家庭生活などの影響により、自然環境の悪化が懸念されます。

《施策2》

- ごみの量は家庭系・事業系ともに、全般的に減少傾向にあるものの、減少率は鈍化しています。
また、ほとんどのごみは、適正に分別排出、リサイクルされていますが、依然として不適正排出及び不適正処理が散見されます。

問題解決の方向性

《施策1》

- 市民一人ひとりが環境に配慮した暮らしを実践するとともに、環境保全の重要性に気づき、考え、それぞれの立場に応じて自発的・積極的に環境に配慮した行動をとることができる「環境市民」を育てるため、佐世保市環境基本計画の重点プロジェクトとして位置づけている「させぼエコプラザ」を拠点とした情報発信と環境教育のプロジェクト「SASEBO“e”PROJECT」を推進します。
また、環境汚染を防止するため、大気、水質、事業場等の監視指導や下水道未整備地域での浄化槽設置の普及に努めます。

《施策2》

- ごみの減量のため、市民や事業者に対して、4R（リフューズ、リデュース、リユース、リサイクル）の周知・徹底を図るとともに、適正排出及び適正処理に関する周知・指導を行います。
また、ごみ処理を安定的に行うため、運転計画により施設運営を引き続き行い、適正かつ効率的な運転に努めます。

※SASEBO“e”PROJECT

市民・市民団体・事業者の積極的な参加や協働を促し、エコライフ推進のための情報発信や市民活動の支援、地域や学校での環境教育の推進に重点的に取り組むもの。

※4R

- ・リフューズ（Refuse）……ごみになるものを断る
- ・リデュース（Reduce）……ごみになるものを減らす
- ・リユース（Reuse）……ものをそのまま再利用する
- ・リサイクル（Recycle）……原材料に戻して再生利用する

西九州させぼ広域都市圏における方向性

《生活関連機能サービスの向上》

- 環境保全活動の推進において、圏域内自治体が連携しながら環境啓発イベントや啓発広報等の事業実施に向け検討していきます。
- 中心市のごみ処理施設及びし尿処理施設における処理能力と各市町におけるごみや、し尿の発生量の動向に基づき、中長期的な広域処理の可能性について検討していきます。

施策 1: 環境保全活動の推進

[施策の目的]

市民や事業者による環境に配慮した行動の実践を通して、良好な環境を保全することを目的としています。

[施策の目標]

K P I (重要業績評価指標)	現状値 (平成 30 年度)	目標値 (令和 5 年度)
一世帯当たり年間電力消費量	5,778 kWh	5,505 kWh
環境基準達成率 大気 (NO ₂ 、SO ₂) 水質 (BOD、COD)	100%	100%

[市民に求められる基本的な姿勢・役割]

- 自然と共存して発展する持続可能な社会の重要性を認識し、それぞれの立場に応じ、無理のない範囲で、環境に配慮した行動や環境保全活動への参加を自発的、積極的に実践することが望まれます。

[施策の方向性]

●環境教育・環境学習の推進

温暖化防止、省エネ、ごみ減量、希少野生生物保護などの各種環境問題に対して、市民や事業者が理解を深め、具体的な環境行動を実践する「環境市民」を育成するため、「させばエコプラザ」を拠点として、幼児期からのライフステージに応じた段階的な環境教育や環境学習を推進します。

●地球温暖化対策の推進

温室効果ガスの削減目標を達成するため、地球温暖化防止活動推進センターや近隣市町と連携して啓発活動を推進し、温室効果ガスの排出抑制を図ります。

また、市の事務事業から排出される温室効果ガスを率先して削減するため、環境マネジメントシステム※による効果的な温暖化対策を実践します。

●自然環境の保全

良好な自然環境を維持保全するため、市民団体や九十九島ビジターセンターなどと連携し、希少野生動植物の生息状況等の把握や保護対策を推進するとともに、自然観察会等のイベントを通して、自然とのふれ合いの場の創出や自然環境保全意識の向上を図ります。

適切な排水処理



●環境負荷の低減

市内の大気や公共用水域等の常時監視、事業者への監視指導を進めるとともに、市民負担軽減策の実施による下水道未整備地域への浄化槽の設置促進や監視指導による維持管理の適正化を図り、大気汚染、水質汚濁、騒音等の環境負荷の低減に努めます。

[民間の役割]

- 環境保全活動を行うNPO等市民団体は、市や各種団体が行う環境学習や環境イベントに協力し、市民の環境意識の醸成に取り組むことが望まれます。
- 事業者は、大気汚染、水質汚濁、騒音等の排出抑制や自然環境への配慮など、環境保全対策に主体的に取り組むとともに、省エネ設備機器や環境マネジメントシステム※を導入し、温室効果ガスの排出抑制、省エネの推進、ごみの減量を推進することが望まれます。



海域での水質検査



させばエコプラザ開所式

施策 2:ごみの減量化と適正処理の促進

[施策の目的]

日常生活や事業活動を通じて発生する廃棄物の減量化や適正処理及び安定した処理を目的としています。

[施策の目標]

K P I (重要業績評価指標)	現状値 (平成 30 年度)	目標値 (令和 5 年度)
ごみの一人 1 日あたりの排出量	986g	985g

[市民に求められる基本的な姿勢・役割]

- ごみの排出を抑制するため、商品を購入する際は、ごみになるものを断り、ごみを減らし、また、ごみの排出の際は、再利用や再生利用に必要な排出基準に従い分別することが望まれます。

[施策の方向性]

●ごみ減量リサイクルの推進

市域のごみ処理について基本的な事項を定めた「ごみ処理基本計画」により、循環型のまちづくりの推進を図ります。特に家庭系ごみの 2 段階有料化制度については、より理解を得られる制度にするための検証を行います。

●ごみの適正処理の推進

ごみの不法投棄をはじめとする不適正処理を未然に防止するため、説明会の開催やインターネット等を使った、積極的な情報提供を行います。

さらに、排出事業者や処理許可業者に対しては、産業廃棄物と一般廃棄物の区分や適正な処理方法について、周知徹底と指導を行います。

●ごみの適正排出に関する啓発指導

家庭から排出された不適正ごみについては、排出エリアごとに重点的な指導啓発を行います。また、事業系ごみの減量化推進のため、展開検査や排出事業者への訪問指導を強化します。

地域包括ケア



●効率的で安定した一般廃棄物の収集・運搬

家庭から排出される「燃やせるごみ」・「燃やせないごみ」・「資源物」については、ステーション方式による収集を行い、粗大ごみについては、戸別有料方式により収集を行うことで、効率的で安定したごみの収集・運搬に努めます。

また、事業系ごみ及びし尿等については、許可制度を通じて、安定的かつ確実な収集・運搬に努めます。

●効率的で安定した一般廃棄物処理

一般廃棄物の処理を継続的に安定して行うため、各処理施設の運営においては、適正・安全かつ効率的な運転に努めます。

また、ごみの減量化により処理施設での焼却量を減少させることで、温室効果ガスの削減に努めます。

[民間の役割]

- 自治会や資源集団回収団体は、地域の環境美化活動・資源化の活動に積極的に取り組み、ごみの減量化と適正処理に関する市の施策に協力することが望まれます。
- 事業者は、自らの責任において適正にごみを処理するとともに、無駄のない職場づくりに努めごみの排出を抑制し、再使用及び再生利用を促進するなど、ごみの減量を推進する事業活動を行うことが望まれます。



ごみ収集の状況



資源集団回収のための市民への説明会

政策名

港湾政策



施策1：人流と物流を支えるみなとづくり

望まれる姿

佐世保港を中心に人と物が交流する活力あるまち

部局の使命

佐世保港において、環境の保全に配慮しつつ、計画的な整備、適正な管理及び利用促進を行うことで、港湾の適正な利用と保全、本市の発展に資することを目的としています。

政策の指標

社会指標	現状値 (平成30年度)	目指す方向
佐世保港を利用する船舶の総トン数	14,855 千トン	↗

問題点の整理

《施策1》

- アジアのクルーズ市場の拡大を受け、三浦地区に加え、浦頭地区においてクルーズ客船の受入れが可能となる施設整備が完了していますが、一層のクルーズ客船の寄港拡大を図らなければなりません。
- 利用企業の動向や貨物航路の休止などの影響を受け、近年、取扱貨物量は減少傾向にあります。また、国際定期航路開設に向けた輸出入貨物の動向調査を行いました。が、貨物需要が少ない状況です。
- 港湾施設の老朽化が進み、緊急的な大規模補修を要するケースが生じるなど、維持管理にかかるコストが増大しています。また、国内においては、近年、大規模な自然災害が多発化しており、防災・減災に対する社会的意識が高まっています。

問題解決の方向性

《施策1》

- 国際旅客船拠点形成港湾※として、連携クルーズ船社をはじめとする寄港可能なクルーズ船社に対して、継続的なクルーズ客船の誘致活動を行い、三浦地区及び浦頭地区における国際クルーズ拠点の利用促進を図ります。
- 港湾施設の利用状況を把握するとともに、物流活性化の前提となる背後圏域における貨物需要や物流動向を注視し、ニーズに応じた施設の利用調整、支援等を行います。
- 中長期的な視点に立った計画的かつ効率的な施設の維持管理に取り組むとともに、臨海部における防災・減災へ向けた取り組みを進めます。

西九州させぼ広域都市圏における方向性

《高次の都市機能の集積・強化》

- ゲートウェイ機能※強化を図り、拠点施設（港湾施設）の整備を進めていきます。

施策 1: 人流と物流を支えるみなとづくり

[施策の目的]

人流や物流の活性化によるみなとの振興を図るため、本市経済の基盤となる港湾施設の確保並びに利用促進を目的としています。

[施策の目標]

K P I (重要業績評価指標)	現状値 (平成 30 年度)	目標値 (令和 5 年度)
クルーズ客船による乗降人員数	466,010 人	1,686,000 人

[市民に求められる基本的な姿勢・役割]

- 憩いや交流の場として、ルールを守りながらみなとを利用すること、また、市民参加型のイベント等を通じ、賑わいを創出することが望まれます。

[施策の方向性]

● 港湾施設の利用促進によるみなとの振興



市民が憩い、多くの来訪者で賑わう港湾空間を形成するため、民間活力を導入した宿泊施設の誘致など、公有財産の有効活用に取り組みます。

人流においては、近年のクルーズ客船の寄港に伴う国内外の乗船者（クルーを含む。）の交流人口の増加を促すためポートセールス※を実施します。

物流においては、新規立地企業や既存企業の物流動向について、民間団体や関係部局と連携しながら注視するとともに、貨物需要に応じ、港湾施設の利用調整、支援等を行います。

● 経済活動の基盤となる社会資本の整備

本市経済を担う人流と物流の活性化を図るため、利用者からの要請や社会情勢に対応した計画的な港湾施設の整備に取り組みます。

特に、鯨瀬ふ頭においては、継続的に航路運航を維持するため、また、利用者の安全性確保と利便性向上を図るため、港湾施設の再編事業に取り組みます。

● 安全安心な港湾施設の計画的な維持管理

港湾施設の定期的な点検を実施し、老朽化状況や利用状況を勘案しながら、計画的かつ効率的な補修を行うことで、港湾利用者に対して、安全安心な港湾施設の利用を提供します。また、予防保全的な補修を行い、維持管理コストを抑制しつつ、施設の延命化を図ります。近年頻発する自然災害から人命や財産を防護するため、既設護岸の改良など、ハード・ソフト両面から対策を行い、安全安心な港湾環境を整備します。

第4章

くらし

都市像

4

地域が社会を築く安心都市

市民生活政策

- 施策1 地域コミュニティの活性化の推進
- 施策2 安全安心施策の推進
- 施策3 人権尊重と男女共同参画社会の推進

保健福祉政策

- 施策1：健康づくりの推進
- 施策2：質の高い地域医療体制の充実
- 施策3：高齢者になっても健康で自立した生活ができる環境づくり
- 施策4：障がい者の自立と社会参加の環境づくり
- 施策5：健康を守る安全な生活環境づくり
- 施策6：国民健康保険事業等の適切な実施
- 施策7：生活保護の適正な実施と自立促進
- 施策8：福祉サービスの適正化の推進

消防政策

施策1 火災や自然災害対策の推進

施策2 救急・救助の高度化

施策3 火災予防対策の推進

防災危機管理政策

施策1 災害や緊急事態に対応できる体制の充実強化

政策名

市民生活政策



施策1：地域コミュニティの活性化の推進

施策2：安全安心施策の推進

施策3：人権尊重と男女共同参画社会の推進

望まれる姿

安全安心な暮らしを支えるまち

部局の使命

身近な絆の象徴である地域コミュニティの活性化や、人を大切に支え合う仕組みづくりを進めるとともに、交通事故や消費者被害に遭わない環境整備の充実により、誰もがいつまでも安全・安心で快適に暮らせる市民生活が実現することを目的としています。

政策の指標

社会指標	現状値 (平成30年度)	目指す方向
安全・安心な暮らしの状況を確認できる件数	6.6件	↘

問題点の整理

《施策1》

- 地域コミュニティの中心として活躍している住民自治組織（町内会等や地区自治協議会）の活動への参加・参画者の減少により住民相互のつながりが希薄化し、複雑で広域化、多様化する地域課題を解決するために必要な地域コミュニティの活力の低下が懸念されます。特に若い世代の急速な人口減少などにより既存の地域コミュニティの維持も困難となることが予測されます。

《施策2》

- 高齢者の交通事故が高い割合を占めています。また、消費者を取り巻く環境が国際化・高度情報化していることに伴い多様化、複雑化するなか、消費者被害も巧妙化、深刻化してきています。

《施策3》

- 他者の人権や多様性への理解不足から、偏見や差別、暴力など人権問題が発生しています。また、社会通念やしきたり、職場、地域活動など社会全体で、性別に基づく固定的な役割分担意識が依然として残っています。

問題解決の方向性

《施策1》

- 市民等、住民自治組織、事業者、行政など関係するすべての主体が力を合わせて、誰もが安心して暮らせる地域社会の実現を目指すために施行した「佐世保市地域コミュニティ活性化推進条例」及び「佐世保市地域コミュニティ推進計画」により、地域コミュニティの活性化を継続的かつ計画的に推進します。また、若い世代の結婚希望を地域社会全体で支えていく仕組みづくりを推進します。

《施策2》

- 警察等関係機関との連携の下、防犯意識の啓発や自主防犯活動への支援、交通弱者である高齢者や幼児に重点を置いた交通安全教室の拡充等による安全意識の高揚により、安全で安心して暮らせる環境づくりを図り、治安のよいまちづくりに貢献します。また、消費者被害の未然防止のため、消費生活に対する意識啓発を推進していきます。

《施策3》

- 「佐世保市人権教育・啓発基本計画」により、市民一人ひとりが人権について正しく理解し、尊重しあう社会を目指し啓発に取り組みます。また、「佐世保市男女共同参画によるまちづくり条例」及び「佐世保市男女共同参画計画」による事業の実施により各分野における女性活躍を推進し、仕事と生活の調和のとれた男女共同参画社会の実現を目指します。

西九州させぼ広域都市圏における方向性

《生活関連機能サービスの向上》

- 広域化により多くの結婚希望者が出会える場を創設し、婚活イベント等の情報発信を連携することで成婚者の増加を促し、人口減少の抑制に繋がっていきます。
- 圏域内で男女共同参画について啓発セミナー等を実施し、開催に係るノウハウや講師・講演の情報を共有するとともに、住民の意識向上を図っていきます。

施策 1: 地域コミュニティの活性化の推進

[施策の目的]

地域コミュニティの活性化を継続的かつ計画的に推進し、市民等がお互いに支え合い、安心して暮らせる地域社会の実現を目的としています。

[施策の目標]

K P I (重要業績評価指標)	現状値 (平成 30 年度)	目標値 (令和 5 年度)
町内会加入率	82.4%	82.4%
地区自治協議会の活動への参加者数	107,001 人	112,350 人

[市民に求められる基本的な姿勢・役割]

- 市民は、住民自治組織が安全安心な生活を送るために重要な役割を担っていることを意識しながら、自らが居住する地域の町内会等へ積極的に加入し、その活動へ主体的に参加・参画することが望まれます。

[施策の方向性]

地域包括ケア 多文化共生

●町内会の活性化



身近な地域の自治を支えている町内会等が多様な社会環境の変化を捉えながら、元気に活動を持続できる環境整備や町内会への加入促進を支援します。また、町内会が単独で実施するより、広い範囲で取り組むほうが効率的で、効果も期待できる活動は、地区自治協議会が担うなど、それぞれの役割分担を明確化することで、お互いに協力できるような体制づくりを推進します。

●地区自治協議会の運営・活動の充実

地域包括ケア



地域づくりに行政と一緒に取り組むパートナーとして、地域の活性化や課題解決に向けた活動に取り組むことが期待される、地区自治協議会の運営や活動の充実に向けて支援します。また、公立公民館をコミュニティセンター（仮称）に移行し、従来の生涯学習の実践の場としての機能に加えて、地域づくりのための活動拠点としての機能充実を図ります。

●地域コミュニティの活性化を推進していくための基盤強化

地域のつながりや住民自治組織が担う役割の重要性を理解してもらうため、継続的な情報発信や意識啓発に取り組みます。

また、地域活動を支える人材の育成、地域コミュニティの機能を補完する組織として期待されるNPO（市民活動団体等）の支援などを通して、地域の基盤を強化し、その活性化に努めていきます。

●若い世代の結婚支援

結婚したいと考える若い世代の希望を実現できるよう、結婚を多くの市民とともに社会全体でサポートする取り組みを進めます。

また、民間活動との連携や結婚を促し動機が高まる仕組みづくりを検討します。

[民間の役割]

●住民自治組織は、地域コミュニティの中心的な担い手として、誰もが参加しやすい開かれた組織を目指し主体的な活動を行うとともに、市民の町内会等への加入促進や、活動への参加・参画及び交流の促進に取り組むものとします。また、自らの活動に関する情報を積極的に市民等に提供します。

●事業者も地域社会の大切な一員であり、住民自治組織の活動への参加や協力を努めるとともに、各事業所に勤務する従業員に対し居住する地域の町内会への加入の促進や地域活動への参加・参画に配慮することが望まれます。

●地区自治協議会は、町内会の支援等地域コミュニティの維持、再構築又は形成に関することや、地域課題の解決、地域の活性化に取り組みます。

施策 2:安全安心施策の推進

[施策の目的]

誰もが安全で安心した日常生活を送れるようにすることを目的としています。

[施策の目標]

K P I (重要業績評価指標)	現状値 (平成 30 年度)	目標値 (令和 5 年度)
刑法犯罪認知件数	786 件	586 件
交通事故発生件数	861 件	698 件
消費生活相談・市民相談応答率	99.3%	100%

[市民に求められる基本的な姿勢・役割]

- 市民一人ひとりが、防犯や交通安全に対する意識を高め、また、消費行動に関する適切な知識を広めて、「自らの安全は自らで守る」という意識を持ちながら、日々行動することが望まれます。

[施策の方向性]

●防犯施策の推進

警察等関係機関、自主防犯組織等との連携・協力体制の強化を図るとともに、防犯協会や暴力追放運動推進協議会の活動に対する支援を行うことにより、市民の防犯意識啓発を図ります。

また、更生保護協会や同女性会との連携やその活動への支援の強化を図り、再犯防止に取り組みます。

●交通安全意識の啓発

高齢者や幼児を対象にした出前型の交通安全教室等を積極的に展開するとともに、警察や交通安全協会等と協力して交通安全運動を実施することにより、広く市民に対して交通安全意識の啓発を図ります。

●安全な消費生活のための環境づくり

消費生活に関する様々な相談業務に対応していきます。また、架空請求や振り込み詐欺、悪質商法等への対処法について、広報・啓発に努めるとともに、消費生活出前講座の開催を通じて、広く市民に対して消費生活に関する適切な情報を提供し、日常生活における意識の啓発を図ります。



- **災害時用備蓄品の確保**

災害発生に対応するため、被災者の救援に必要な災害時用備蓄品の確保を図ります。

- **犯罪被害者等に対する支援**

犯罪被害者等が受けた被害の回復及び軽減に向けた取組の推進、並びに犯罪被害者等を支える地域社会の形成を図ることを目的とする「佐世保市犯罪被害者等支援条例」の基本理念に基づき、犯罪被害者等に対する支援を行います。

[民間の役割]

- 各地区の交通安全協会・交通安全母の会・交通少年団等の交通安全組織は、相互に協力するとともに、佐世保市や警察等と連携し、充実した組織活動を行います。
- 自主防犯組織等は、「自分たちの安全は自分たちで守る」という意識を高め、佐世保市や警察等と連携し、地域の防犯活動に取り組みます。更生保護協会等は、再犯防止の立場から更生保護の支援や環境づくりの推進に努めます。

施策 3: 人権尊重と男女共同参画社会の推進

[施策の目的]

市民が全ての人の人権を尊重し、多様性を認め偏見や差別、暴力などがなく、性別にかかわらずだれもが活躍できる社会をつくることを目的としています。

[施策の目標]

K P I (重要業績評価指標)	現状値 (平成 30 年度)	目標値 (令和 5 年度)
人権相談件数	329 件	277 件

[市民に求められる基本的な姿勢・役割]

- 市民一人ひとりが人権尊重や男女共同参画についての理解を深め、自らが人権尊重・男女共同参画社会を形成する一員として、適切に行動することが望まれます。

[施策の方向性]

●人権への理解を深める啓発

様々な人権（同和問題・女性・高齢者・子ども・障がい者・性的少数者・外国人など）について市民が正しく理解し、相手を尊重した言動をとることができれば人権問題に関する相談件数も減少すると考えられます。そのため、人権擁護委員協議会や人権啓発推進協議会など関係団体等と連携して人権に関する講演会等や企業・地域への出前講座など啓発活動を行います。その一方で、開かれた相談窓口も重要であるため、人権擁護委員の常設相談や各地区公民館等での特設相談へ継続して支援を行い、市民が人権問題に関して気軽に相談できる窓口を確保します。

●男女共同参画社会の推進

男女共同参画推進センター「スピカ」を拠点として男女共同参画に関するセミナーや講演会を行い、性別にかかわらず仕事と生活の調和の実現に向けた支援や多様な分野における女性活躍の機会拡大を推進します。

また、女性相談等によるDV等被害者の支援やさせば女性活躍推進協議会と連携して女性が活躍できる環境の整備を推進します。

[民間の役割]

- 事業所は、全ての人の人権に配慮し、全ての労働者が活躍できる環境の整備に努めることが望まれます。

政策名

保健福祉政策



- 施策1：健康づくりの推進
- 施策2：質の高い地域医療体制の充実
- 施策3：高齢者になっても健康で自立した生活ができる環境づくり
- 施策4：障がい者の自立と社会参加の環境づくり
- 施策5：健康を守る安全な生活環境づくり
- 施策6：国民健康保険事業等の適切な実施
- 施策7：生活保護の適正な実施と自立促進
- 施策8：福祉サービスの適正化の推進

望まれる姿

誰もが、いくつになっても健やかに安心して暮らせるまち

部局の使命

健康を支える環境や地域医療の体制など、保健・医療・福祉サービスを総合的に提供できる体制をつくり、地域共生社会を目指して誰もが共に支え合い、いくつになっても健やかに安心して暮らせるまちづくりが実現することを目的としています。

政策の指標

社会指標	現状値 (平成 29 年度)	目指す方向
平均寿命に対する健康自立度	97.53%	↗

問題点の整理

《施策1》

- 健康づくりには、市民一人ひとりが日常生活の中で健康に留意した生活を送ることが重要になりますが、健康づくりに取り組む市民の割合は60.5%（佐世保市まちづくり市民アンケート調査結果）と低い状況にあります。

《施策2》

- 超高齢社会を迎え、今後も医療や介護サービスを受けながら生活する高齢者の増加が予測されることから、できる限り住み慣れた地域で生活を継続できるよう、急性期から回復期、慢性期、在宅までを含めた一体的な医療提供体制の整備が必要ですが、現状では十分

とは言えない状況です。

《施策3》

- 単身高齢者や高齢者のみ世帯、認知症高齢者が増加していく中、高齢者が安心して生活を送るための支援はますます必要となりますが、人間関係の希薄化などにより、現状では地域で支え合う体制が十分に整っているとは言えない状態です。
また、介護給付費の増大や介護人材の不足が深刻な問題となっており、介護保険制度の持続可能性に不安があります。

《施策4》

- 障がい者に必要なサービスを提供していく中で、障がいの程度の重度化・高齢化等を見据え、地域で安心して暮らしていけるような様々な支援の仕組みが十分とは言えない状況です。

《施策5》

- 食品流通の発達、市民の行動範囲の広域化に伴って、全国的に広域食中毒の事案が発生する傾向にあり、未然に防ぐための対策が十分とは言えない状況です。

《施策6》

- 将来的に医療費の増大が予想され、自らの生活の質に影響を及ぼす脳血管疾患、虚血性心疾患、慢性腎臓病のリスクとなる高血圧の被保険者が多くなっています。

《施策7》

- 生活に困窮する方に対し必要な生活保護を実施した上で、いかに生活保護からの自立を助長できるかの支援や取組が十分とは言えない状況です。

《施策8》

- 介護保険サービス事業者等が運営基準違反や給付費の不正請求等を行う事例が発生しています。

問題解決の方向性

《施策1》

- 市民の主体的な健康づくりの推進に向け、民間と連携して情報発信や機会提供を充実させるとともに、地域活性化を目指します。

《施策2》

- 「長崎県医療計画」により、医療機能の分化・連携を推進し、良質で適切な医療を効果的かつ効率的に提供する体制の構築を図ります。
また、医療・介護関係者の連携を進め、地域包括ケアシステム※の推進に取り組みます。

《施策3》

- 地域において介護予防や高齢者の生活支援に取り組む団体を支援し、地域で互いに支え合う体制づくりを推進することで、高齢者一人ひとりが住み慣れた地域で安心していきいきと暮らし続けることのできるまちづくりを目指します。
現状と将来の高齢者のニーズを十分に把握し、適切なサービスにつなぐとともに、介護人材の確保に努めます。

《施策4》

- 障がい者を含むすべての人が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる地域共生社会の実現を図ります。

《施策5》

- 国の広域連携協議会（広域的な食中毒事案に対処する機関）に参加し、国、都道府県等との連携を強化することで、食品の安全性確保を推進します。

《施策6》

- 国民健康保険については、必要な保険給付を行うとともに、保険税の徴収や保健事業を実施し、高血圧に着目した生活習慣病等の重症化予防並びに医療費適正化対策等に取り組みます。
後期高齢者医療については、運営主体である長崎県後期高齢者医療広域連合との連携の下、申請受付や保険料の徴収等を行います。

《施策7》

- 生活に困窮する方への相談窓口を広く設けるとともに、ハローワークとの連携により対象者に応じた就労支援を行い、就労・自立に向けた支援の継続を図ります。

《施策8》

- 法令や条例等の基準に基づき、社会福祉法人、介護保険・障害福祉サービス事業者に対し、指導監査を実施して、事業の運営の適正化を図ります。

西九州させぼ広域都市圏における方向性

《生活関連機能サービスの向上》

- 「医療提供体制の充実」や「在宅における医療・介護分野の一層の連携推進」に向け、県の役割や中心市の役割を一定考慮しつつ、実施すべき事業について、広域で取り組んでいきます。
- 障がい者に関わる「地域での生活支援」や「社会参加・就労支援」の理解促進、啓発事業について、研修等により広域的に実施していきます。

施策 1:健康づくりの推進

[施策の目的]

市民一人ひとりが主体的に健康づくりに取り組み、健康寿命を延伸することを目的としています。

[施策の目標]

K P I (重要業績評価指標)	現状値 (平成 29 年度)	目標値 (令和 5 年度)
平均自立期間*	(男) 78.96 年	80.50 年
	(女) 83.74 年	84.19 年

[市民に求められる基本的な姿勢・役割]

- 健康づくりに対する意識を高く持ち、自らが進んで様々な健康づくりに努めることが望まれます。

[施策の方向性]

●官民連携による健康づくりの推進

関係機関や民間事業者等と協力・連携して、食・運動・測定などの各分野で健康づくりに関する情報発信や各種機会を充実させるとともに、健康づくりに取り組むきっかけとして「健康ポイント」を導入するなど、市民の主体的な健康づくりを推進します。

●がん検診の充実

がん検診の重要性など正しい知識等を普及・啓発するとともに、未受診者への受診勧奨等を行い、受診率向上を図り、がんの早期発見に努めます。

●感染症等の予防対策の推進

感染症等に対する正しい知識等を普及・啓発し、感染症等の発生予防・蔓延防止に努めるとともに、発生時に迅速かつ適切に対応するため、県等の関係機関と連携し、健康危機管理体制の強化に努めます。

●高齢者の社会参加への支援

高齢者が気軽に外出できるように敬老特別乗車証を交付するとともに、地域での敬老行事や老人クラブ活動の支援及び老人福祉センター等の適切な管理運営に努め、高齢者の社会参加などを支援します。

[民間の役割]

- 民間企業等は、「健康経営[※]」の重要性を理解し、各種健（検）診の受診勧奨や生活習慣の改善等に取り組み、従業員の健康づくりを積極的に推進することが望まれます。

「平均自立期間」

（単位：年）

※出典：長崎県健康増進計画「健康ながさき21（第2次）」

中間見直し版（平成30年3月発行）

H22	男性	女性
全国	78.17	83.16
長崎県	77.55	83.23
佐世保市	77.53	83.15

H27	男性	女性
全国	79.24	83.71
長崎県	78.98	83.79
佐世保市	79.33	84.24

H22 からみた H27 の伸びの比較	男性	女性
全国	+1.07	+0.55
長崎県	+1.43	+0.56
佐世保市	+1.80	+1.09

施策 2: 質の高い地域医療体制の充実

[施策の目的]

市民が住み慣れた地域において安心して暮らすことができるよう、質の高い地域医療体制を充実させることを目的としています。

[施策の目標]

K P I (重要業績評価指標)	現状値 (平成 30 年度)	目標値 (令和 5 年度)
救急患者の受入病院決定率	99.3%	99.3%
人口 10 万対あたりの在宅療養支援医療機関数 (病・診)	15.6 施設	23.6 施設
医療施設等の立ち入り検査における検査項目の適合率	97.9%	100%

[市民に求められる基本的な姿勢・役割]

- 地域医療体制について正しく理解し、状況に応じて適切な医療機関・医療サービスを選択することが望まれます。

[施策の方向性]

● 適切な救急医療体制の維持



佐世保市総合医療センターを中心として、地域の医療機関とともに、初期、二次、三次救急医療体制の機能分担を推進し、適切な救急医療体制を維持します。

● 良質で適切な医療・介護の提供



医療・介護サービスの需要の増大・多様化に対応していくため、医療・介護等の各関係団体等との連携により、患者・利用者等の効率的かつ正確な情報共有の確立に向けて、ICTの活用も視野に入れた検討を行い、患者・利用者等の状況に応じた、良質で適切な医療・介護サービスを、効果的に提供する体制を構築します。

● 地域医療を守るための取組



地域医療体制を維持するためには、医師や看護師をはじめとした医療人材の偏在・不足の解消が不可欠であることから、県との役割の明確化と連携強化により人材の確保を図るとともに医療機能の効率化により、医療サービスの維持に向けた取組を進めます。

また、医療を受ける住民が、地域医療へ関心を持ち、地域医療を支える協力者として状況に応じた選択を行っていただけるよう、医師会等と協力し、“救急車の利用”や“救急医療機関の受診”などについて「適切な医療のかかり方」の普及啓発に努めます。

●適正な医療提供体制の確保

医療施設等に対し定期的に立ち入り検査を実施し、関係法令の遵守及び適切な管理状況の確認、必要に応じた改善指導等を行うことで、適正な医療提供体制の確保に努めます。また、患者やその家族が安心して医療を受けることができるよう、医療安全支援センターにおいて医療相談に対応します。

[民間の役割]

- 医療提供施設は、良質で適切な医療を提供するとともに、それぞれの有する医療機能に応じた、病病連携※・病診連携※を推進し、患者に対する切れ目のない医療の提供に努めます。
- 医師会を中心とした在宅医療・介護連携を推進する各種団体は、更にその取組を進め、地域包括ケアシステム※の構築に努めます。

施策 3: 高齢者になっても健康で自立した生活ができる環境づくり

[施策の目的]

高齢者が、可能な限り住み慣れた地域で、健康で自立した生活を送れるようにすることを目的としています。

[施策の目標]

K P I (重要業績評価指標)	現状値 (平成 30 年度)	目標値 (令和 5 年度)
要介護者以外の割合	86.7%	86.7%

[市民に求められる基本的な姿勢・役割]

- 日常生活の中で、高齢者が自ら進んで介護予防や生きがいづくりに心掛けることが望まれます。
- すべての市民が、家庭や地域活動を通じて高齢者の日常生活を支援し、お互いに支え合う地域づくりに努めることが望まれます。

[施策の方向性]

● 介護予防等の促進



介護予防に資する運動や住民集いの場といった地域住民が主体となって取り組む介護予防活動を民間関係者と連携して促進し、高齢者が要介護状態等となることの予防を図ります。

● 地域における生活支援サービスの充実



介護事業所が提供するサービスに加え、地域住民やボランティア団体等の多様な主体が提供する生活支援サービスを充実し、高齢者が認知症や要介護状態になっても住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援を一体的に提供する地域包括ケアシステム※による地域づくりにつなげます。

● 介護保険制度の適正な運営

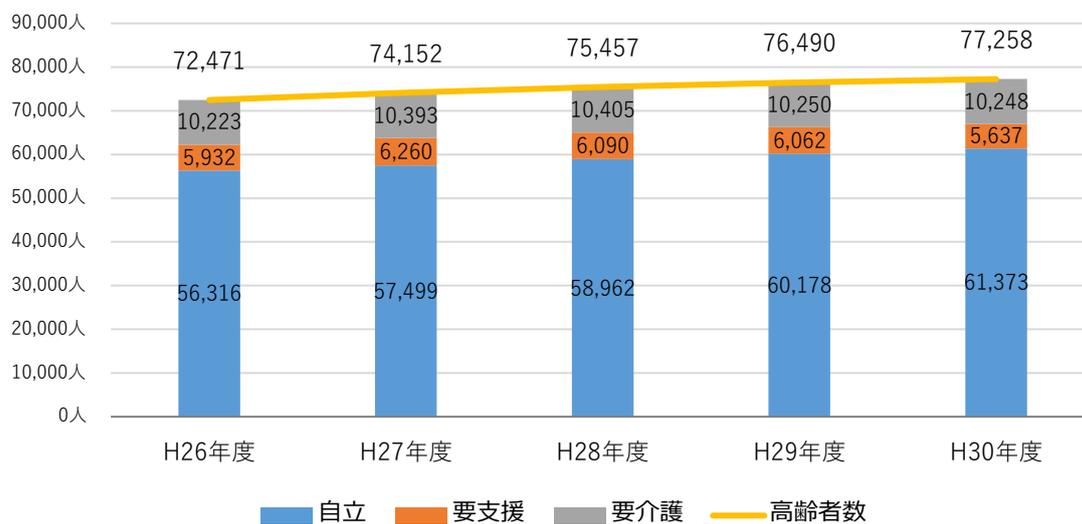
介護が必要となった方の状態にあった適切なサービス提供ができるよう、現状と将来の需要を勘案した施設整備を行うとともに、介護保険制度の適正な運営に努めます。

また、介護事業所や介護従事者等の現状とニーズを十分に把握するとともに、効果的な研修の方法などを検証し、介護人材の確保と資質の向上に努めます。

[民間の役割]

- 介護事業者、住民によるボランティア、NPO、民間企業は、高齢者の介護予防と日常生活の支援に参加し、高齢者を地域で支える体制づくりに取り組むことが望まれます。

高齢者数と要介護認定者数の推移



施策 4:障がい者の自立と社会参加の環境づくり

[施策の目的]

障がい者が地域で社会参加しながら、自立した生活を送れるようにすることを目的としています。

[施策の目標]

K P I (重要業績評価指標)	現状値 (平成 30 年度)	目標値 (令和 5 年度)
入所施設などから地域生活に移行した障がい者の数	8 人	10 人

[市民に求められる基本的な姿勢・役割]

- 障がいの有無に関わらず、誰もが普通に暮らせる社会を構築するというノーマライゼーション※の理念を理解し、地域で障がい者の自立した生活を支え合うことが望まれます。

[施策の方向性]

●障がい者の自己決定の尊重及び意思決定の支援

障がい者本人の自己決定を尊重する観点から、本人が適切に意思決定を行い、その意思を表明することができるよう、相談の実施等による意思決定の支援を行います。

●障がい者の視点に立った総合的な支援



障がい者が必要とするサービスを適切に受けられるよう、教育、福祉、医療、雇用等の各分野の連携のもと、障がい者の視点に立った総合的な支援を行います。

●障がい特性に配慮した支援

身体障がい、知的障がい、精神障がい、難病等それぞれの特性に配慮した支援を行います。

●社会的障壁の除去



関係機関や障がい者団体をはじめとする様々な主体の取組との連携を図りつつ、事業者・事業主や市民一般の幅広い理解のもと、障がいを理由とする差別の解消に向けた取組を推進します。

[民間の役割]

- 障害福祉サービス事業者は、障がい者の障がい特性、能力や適性に応じた介護や訓練等のサービスを提供するほか、民間企業を含む関係団体とともに障がい者を地域で支える体制づくりに取り組むことが望まれます。

施策 5: 健康を守る安全な生活環境づくり

[施策の目的]

食中毒など生活衛生に起因する健康被害の発生を、未然に防止することを目的としています。

[施策の目標]

K P I (重要業績評価指標)	現状値 (平成 30 年度)	目標値 (令和 5 年度)
重篤な食中毒発生件数	1 件	0 件
生活衛生許可施設等における健康被害発生件数	0 件	0 件

[市民に求められる基本的な姿勢・役割]

- 食品の安全、生活環境の安全、狂犬病の予防など、生活衛生に関する知識を深め、日常生活の中で健康被害を防止する対策を実践することが望まれます。

[施策の方向性]

●食品の安全性確保

食品の安全を確保し食中毒等の健康被害を防止するため、国・都道府県等との健康危機管理体制を強化し、事業者自らが行う衛生管理制度 H A C C P※の推進及び基準不適合の食品等の事業者に対して改善指導を行います。

●生活環境の安全性確保

生活環境に起因する健康被害を防止するため、生活衛生関係施設等に対する監視指導を行います。

●狂犬病の予防・動物愛護

狂犬病の発生を防ぎ、快適な生活環境を維持するため、新たな動物愛護管理施設を拠点として、狂犬病予防接種率の向上、犬猫等の適正飼養など動物愛護について啓発を行います。

[民間の役割]

- 佐世保市食品衛生協会をはじめとした生活衛生関係団体には、生活衛生分野の課題を共有し、公衆衛生の向上を図る役割が望まれます。

施策 6: 国民健康保険事業等の適切な実施

[施策の目的]

被保険者が、安心して医療を受けることができ、健康を保持・増進することを目的としています。

[施策の目標]

K P I (重要業績評価指標)	現状値 (平成 30 年度)	目標値 (令和 5 年度)
特定健診受診者の血圧Ⅱ度以上の割合	5.5%	5.0%
国民健康保険税収納率（現年度分）	92.55%	92%

[市民に求められる基本的な姿勢・役割]

- 国民皆保険の基盤となる国民健康保険制度を理解して、納税義務を果たし、自らの健康の保持・増進を図ることが望まれます。

[施策の方向性]

● 重症化予防等の取組

本市の国民健康保険被保険者の最重要健康課題である血圧の検査結果が高値である方に対して、保健師等による特定保健指導を実施し生活習慣の改善を支援するとともに、治療を要する被保険者に対し医療機関受診や治療に繋げる生活習慣病重症化予防に取り組むなど、被保険者の健康の保持・増進を支援するほか、医療費適正化対策を実施します。

● 保険税収納率向上の取組

納税義務者の納税意識の啓発や、適正な滞納整理を実施するなど、保険税の収納率向上に取り組みます。

● 後期高齢者医療に係る広域連合との連携

制度の運営主体である長崎県後期高齢者医療広域連合との連携のもと、保険料の徴収、各種申請・届出の受付など、市としての役割を果たします。



特定保健指導（個別）の様子



特定保健指導（集団）の様子

施策 7: 生活保護の適正な実施と自立促進

[施策の目的]

最低限度の生活を保障するため生活保護の適正な実施と生活保護からの自立を促進することを目的としています。

[施策の目標]

K P I (重要業績評価指標)	現状値 (平成 30 年度)	目標値 (令和 5 年度)
就職・稼働収入増による自立世帯数	89 世帯	110 世帯

[市民に求められる基本的な姿勢・役割]

- 健康の保持及び増進に努め、収入支出その他生計の状況を適切に把握し、自立した生活を送ることが望まれます。
- 生活保護にいたる前に生活困窮の段階で相談を行うことが望まれます。

[施策の方向性]

●生活保護の適正実施

市民が必要に応じ生活保護の相談を行い、健康で文化的な最低限度の生活支援を受けることができる体制の充実を図ります。また、生活保護制度の見直しへの対応を行うとともに、訪問活動による実態調査、医療・介護費の調査分析及び収入・資産等の各種調査を行い、生活保護の適正実施を図っていきます。

●自立支援の促進

被保護者に対しては、ケースワーカー及び就労支援相談員による就労・自立に向けた支援を行います。

また、生活困窮世帯に対しては、国の「生活困窮者自立支援事業」を通して、貧困の連鎖を断ち切るための事業を実施するとともに、関係機関との連携を図り、自立に向けた支援を行います。

生活保護世帯数等の推移

(単位：世帯)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平均
自立世帯数	81	94	110	115	89	97.8
生活保護世帯数	4,249	4,237	4,218	4,181	4,121	4,201.2
うち高齢者世帯数 (割合)	2,107 (49.6%)	2,199 (51.9%)	2,294 (54.4%)	2,362 (56.5%)	2,416 (58.6%)	2,275.6 (54.2%)

施策 8:福祉サービスの適正化の推進

[施策の目的]

市民が、安心して福祉サービスを利用できることを目的としています。

[施策の目標]

K P I (重要業績評価指標)	現状値 (平成 30 年度)	目標値 (令和 5 年度)
指導監査における指摘事項について事業者が改善した割合	100%	100%

[施策の方向性]

●福祉サービスの適正な運営支援

社会福祉法人、介護保険・障害福祉サービス事業者に対して、実地指導や監査等を実施することで、適正な運営を支援します。

[民間の役割]

●社会福祉法人は、関係法令等を遵守して、適正な法人運営と社会福祉事業の健全な経営の確保を図ります。

また、介護保険・障害福祉サービス事業者は、関係法令等を遵守し、利用者に対して適切なサービスの提供を行い、保険者等に対して報酬等の適正な請求を行います。

政策名

消防政策



施策 1：火災や自然災害対策の推進

施策 2：救急・救助の高度化

施策 3：火災予防対策の推進

望まれる姿

住む人と訪れる人たちが安全・安心を実感できるまち

部局の使命

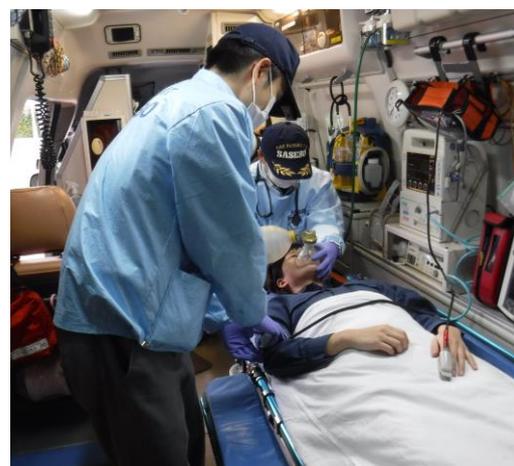
火災や自然災害並びに救急・救助に迅速かつ的確に対応するとともに、火災予防対策を推進することで、住む人と佐世保を訪れる人たちが安全・安心を実感できるまちづくりを目的としています。

政策の指標

社会指標	現状値 (平成 30 年度)	目指す方向
建物火災 1 件あたりの焼損床面積	41.2 m ²	↘
心肺停止患者の 1 カ月後の生存率	12.4 %	↗



消火活動の状況



救急活動の状況

問題点の整理

《施策1》

- 火災や気候変動などによる広域的な自然災害によって、各地で甚大な被害が相次ぎ、多くの尊い生命が犠牲となっています。

また、地域防災の中核的な役割を担う消防団員は、少子高齢化や就業形態の変化などによって全国的に減少し、地域の防災力に与える影響が懸念されています。

《施策2》

- 超高齢社会を迎え、急病や怪我などの救急が増加する一方、災害や事故も複雑になり人命の救出・救助が困難な事例も多くなっています。

また、市民の救急車の適正利用や予防救急に関する意識は高まりつつあるものの、十分に浸透しているとは言えません。

《施策3》

- 火の取り扱いに関する不注意などの火災によって、市民の生命や身体、財産に被害が生じています。

また、超高齢社会に伴い毎年火災による高齢者の死者が発生しています。

問題解決の方向性

《施策1》

- 消防庁舎のほか、通信指令システムや消防用資機材、消防水利などを計画的に更新整備し、これらの機能を最大限に活用します。

また、消防団の重要性について地域社会へ理解を求めるとともに、広く市民に消防団への加入を促します。

《施策2》

- AED（自動体外式除細動器）を使用した救命処置の普及を促進しながら、重症度の高い傷病者を一人でも多く救命できる救急体制や困難な事件事例に即応できる救助体制の高度化に取り組みます。

また、救急車の適正利用や予防救急に関する市民の理解を深めるため、意識の啓発と各種の事業展開に努めます。

《施策3》

- 市民と消防が連携して火災の予防に取り組み、人命や財産を守り、高齢者などの被害を軽減します。

また、さまざまな施設に法令遵守や防火管理の指導を行うことで火災予防対策を推進します。

施策 1: 火災や自然災害対策の推進

[施策の目的]

市民の生命を火災や自然災害から守ることを目的としています。

[施策の目標]

K P I (重要業績評価指標)	現状値 (平成 30 年度)	目標値 (令和 5 年度)
消防隊の出動から放水開始までの時間	6.4 分	6.0 分
人口千人あたりの消防団員数	6.9 人	7.0 人

[市民に求められる基本的な姿勢・役割]

- 有事の際にも冷静に 119 番通報が行え、大雨や台風などの自然災害時においても自分の命を守る行動がとれるとともに、消防団への入団をはじめとした各種地域防災活動に取り組む姿勢が望まれます。

[施策の方向性]

●火災による被害の軽減

119 番通報を受け付ける通信指令システムの機能を駆使し、火災の種別や規模に応じた消防隊の選定と出動指令を確実にを行います。

また、消防車両や資機材、防火水槽などを有効に活用した効果的な消火活動を展開します。

●自然災害に対する備え



風水害対策用の資機材を整備するとともに、人命を最優先とした情報収集のほか、災害広報や避難誘導に即応できる機能を強化します。

●消防団の充実強化

郷土愛護の精神と使命感を持った消防団員は、その多くが被雇用者であることから就業先の理解はもとより、全ての事業所の協力を得ながら活動の充実と入団しやすい環境づくりを推進するとともに、消防施設や資機材を計画的に更新整備し、地域防災の中核となる組織づくりを目指します。

併せて、消防団活動の意義や魅力を発信し市民の理解を深めます。

●組織と人づくり

消防職員や消防団員の技術が最大限に発揮できるよう、組織運営や研修・訓練のあり方に工夫を重ね、各種の災害に柔軟に即応できる体制づくりを推進します。

施策 2: 救急・救助の高度化

[施策の目的]

重症度の高い傷病者を一人でも多く救命するとともに、各種の事故に即応できる高度な体制を整備することを目的としています。

[施策の目標]

K P I (重要業績評価指標)	現状値 (平成 30 年度)	目標値 (令和 5 年度)
救急隊の出動から病院到着までの時間	35.9 分	35.0 分
救急隊が行う救命処置の適正化率	100%	100%

[市民に求められる基本的な姿勢・役割]

- A E D (自動体外式除細動器) を使用した一次救命処置に関する理解と技術が浸透し、有事の際にも冷静沈着に行動できるほか、救急車の適正利用や予防救急の意識が高まっていることが望まれます。

[施策の方向性]

● 生存率の向上



救急救命士の計画的な養成と市民による応急救護に加え、医師の指導による高度な救命処置や隊員の研修制度を更に充実させ、傷病者の生存率の向上を目指します。

● 救助技術の高度化



救助用資機材の整備を進めながら、隊員の救助技術の高度化を図り、各種の事故から市民の安全を守ります。

● 救急車の適正利用と予防救急



救急車の適正利用や家庭内事故、熱中症の防止など予防救急に関する事業を展開し、効果的で効率的な救急業務を推進します。

[民間の役割]

- 佐世保市医師会、救急指定病院及び救命救急センターは、救急隊が行う救命処置に関する指導や助言、病院実習等による病院前救護体制を消防局と連携して構築し、地域における救急の高度化に取り組みます。

施策 3: 火災予防対策の推進

[施策の目的]

火災予防の意識を高めることで、火災のない安全なまちづくりを目的としています。

[施策の目標]

K P I (重要業績評価指標)	現状値 (平成 30 年度)	目標値 (令和 5 年度)
人口 1 万人あたりの火災件数	3.5 件	3.0 件

[市民に求められる基本的な姿勢・役割]

- 地域で実施される防火教室などへ積極的に参加して火災予防の意識を高めるとともに、119番通報や初期消火などの行動を身につけ、火災が発生した時にこれらを適切に行うことが望まれます。

[施策の方向性]

●火災予防の推進

地域の防火教室や防火訓練、防火クラブや各種団体への研修を通じて、市民と消防が一体となった対策を行います。

また、住宅用火災警報器の設置や維持管理を推進することで、火災の早期発見や被害の軽減を図り高齢者などの人命を守ります。

●防火指導の充実

多くの人が利用する商業施設や福祉施設、危険物を取り扱う施設などに立入調査を実施して、関係者の法令遵守や防火管理意識の向上を目指します。

[民間の役割]

- 婦人防火クラブや少年・幼年消防クラブは、消防による研修などの活動支援を受けながら地域に密着した防火活動を実施します。

- 佐世保地区防災協議会や佐世保市危険物安全協会は、職場における社員の防火研修や消防訓練を消防と連携して積極的に実施します。

政策名

防災危機管理政策



施策1：災害や緊急事態に対応できる体制の充実強化

望まれる姿

災害に強い安心して暮らせるまち

部局の使命

災害や緊急事態から市民の生命及び財産を守り、また防災関係機関と連携して、被害を最小限に抑える環境・体制を整え、災害や緊急事態に強いまちにすることを目的としています。

政策の指標

社会指標	現状値 (平成30年度)	目指す方向
災害死亡者数	0人	→

問題点の整理

- 地震や台風、大雨等による災害により、毎年全国各地で多くの人命が失われ、災害による被害を防止又は軽減することが求められる中、本市においては、近年、大きな災害を経験していないことから「自助精神」「共助精神」といった住民の防災意識や地域での防災活動が低調な傾向にあります。

問題解決の方向性

- 各種災害から住民の生命、身体、財産を守るために、住民の防災意識を高め、自助力、共助力の向上を図り、地域における防災体制を強化します。

西九州させぼ広域都市圏における方向性

《生活関連機能サービスの向上》

- 大規模災害時の応急対応は自治体単独では困難になることから、他自治体との協定締結等により普段から支援体制等を構築し連携を図っていきます。

- 自主防災組織の結成促進や組織の活性化、地域住民への防災意識を高めること、職員の防災知識の向上等は各自治体がそれぞれ行うべきことですが、防災リーダー養成講習会等の開催を広域で検討していきます。

防災リーダー養成講習会の様子



避難所運営ワークショップの状況

施策 1: 災害や緊急事態に対応できる体制の充実強化

[施策の目的]

災害や緊急事態に迅速・的確に対応し、市民の生命及び財産を守ることを目的としています。

[施策の目標]

K P I (重要業績評価指標)	現状値 (平成 30 年度)	目標値 (令和 5 年度)
地域型防災訓練実施率	18%	100%

[市民に求められる基本的な姿勢・役割]

- 避難場所の確認など、自主的な防災対策を行うとともに、災害発生の可能性が高まったときには、自ら判断して避難するなど、「自助」が定着することが望めます。
- 地域の防災訓練等の防災活動に自主的に参加し、災害が発生する恐れのある場合又は災害発生時には、近隣住民への避難の呼びかけや要配慮者の避難誘導を行うなど、地域内での「共助」を実践することが望めます。

[施策の方向性]

●総合的な防災・危機管理体制の確立



本市の災害について、その予防、応急対策及び復旧などを定めた「地域防災計画」、武力攻撃を受けた場合や大規模テロが発生した場合に備え、迅速、的確な保護措置を定めた「国民保護計画」や、いかなる災害が発生した場合でも致命的なダメージを回避するための取組の方向性を示した「国土強靱化地域計画」を時勢の変化等に応じて適正に見直していきます。

また、これらの計画により、総合防災訓練等の実施を通じた国、県、その他の防災関係機関との連携強化、災害や緊急事態発生時に最大限即応できる防災関係機関等との総合的な防災・危機管理体制の確立、地域の強靱化に資する事業推進を図ります。

●地域における防災体制の強化



令和5年度末を目標に市内の全ての地区自治協議会が当該地区の地区防災計画を策定できるよう支援を行います。また、地域型防災訓練の支援や防災研修会等の実施により、地域住民の防災意識の向上を図るとともに、自主防災組織の育成強化及び防災リーダーの育成に努めます。

●市民への防災情報の発信

災害が発生する恐れのある場合又は災害発生時には、市民に対して、避難情報等の緊急情報を迅速かつ的確に情報伝達できるよう、戸別受信機を導入するなど防災行政無線の機能を強化するとともに、テレビのデータ放送、災害情報配信メール等の情報入手手段の周知を図り、市民の早期の避難や被害の軽減を図ります。

●大規模災害発生時の対応

「地域防災計画」又は「国民保護計画」により、「佐世保市災害対策本部」又は「佐世保市国民保護対策本部」を迅速に設置し、被害情報等の収集、人命の救助、市民への避難の指示や勧告等の伝達、国、県その他の防災関係機関や各種協定締結団体等への支援の要請等を行うなど、市民の生命及び身体の保護を最優先とした必要な対応を行います。

地域型防災訓練の様子



地元消防団の誘導により地区公民館へ避難



消火訓練



地震体験



煙体験

経営編

《まちづくり編》における内容を実現する(総合計画を推進する)ための
経営について記載しています。



行政経営

行財政運営

- 経営 1 的確な分析による戦略的な行政経営の推進
- 経営 2 市民の視点に立った行政基盤の整備
- 経営 3 健全で持続可能な財政運営の推進
- 経営 4 効果的で効率的な行政運営の推進
- 経営 5 基地との共存共生の推進

- ◆行政経営
行政全体の枠組みの再構築も含め、行政活動による効用の最大化を求める概念
- ◆行政基盤
行政全体の基盤とも言える市民との信頼関係や職員、事務システム等
- ◆財政運営
財政という枠組みの中で、最適化を求める概念
- ◆行政運営
行政全体の枠組みの中で、最適化を求める概念

行政経営戦略サイクル

行政経営戦略サイクルの考え方

佐世保市では、ヒト・モノ・カネといった限られた行政資源を有効に活用し、最大限の成果を出すために、「行政経営戦略サイクル」を導入し、展開します。

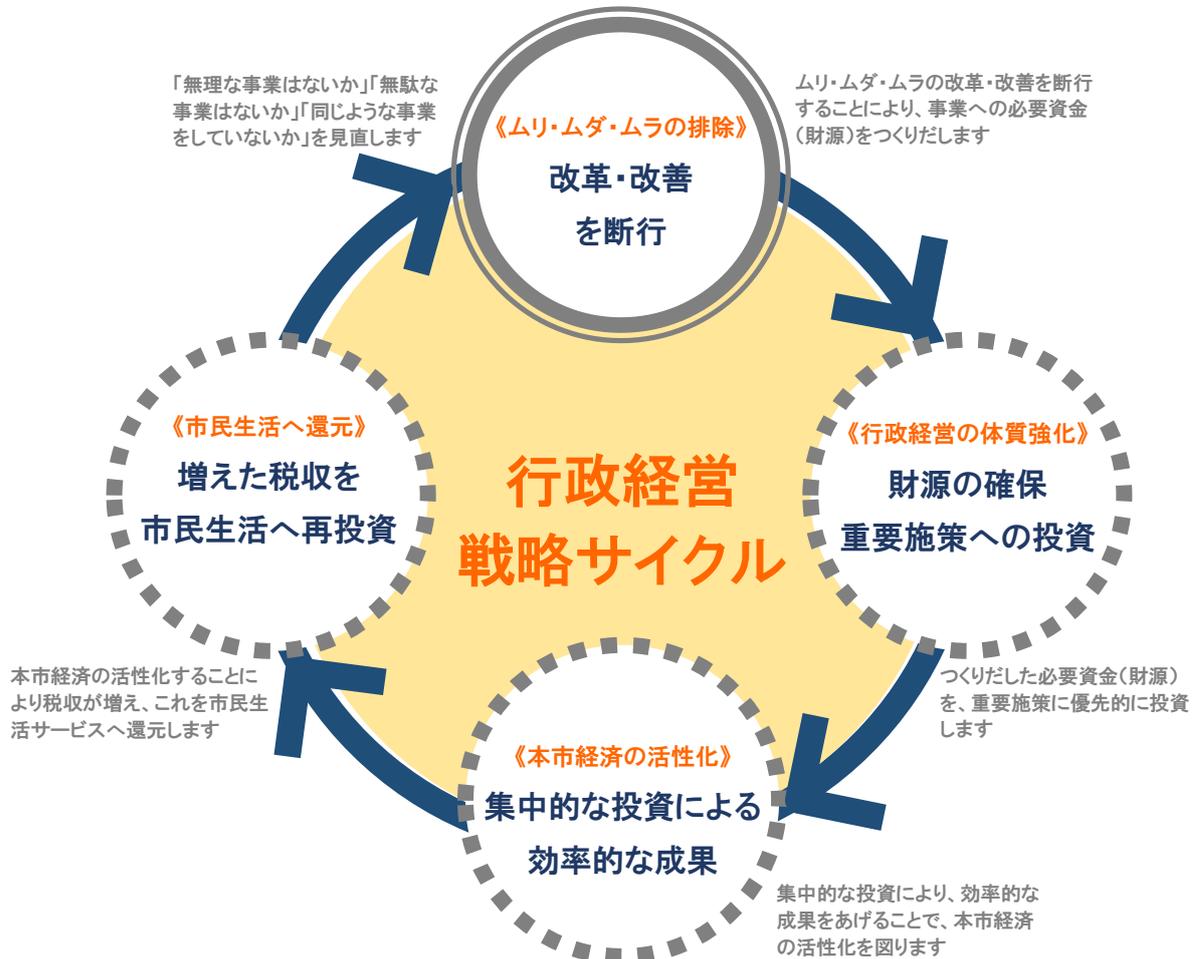
行政経営戦略サイクルが目指すところは、①ムリ・ムダ・ムラの排除、②行政経営の体質強化、③本市経済の活性化の3つです。

具体的には、まず、「無理な事業はないか」「無駄な事業はないか」「同じような事業をしていないか」といった、改革・改善を行います（ムリ・ムダ・ムラの排除）。

この改革・改善により、必要な事業に対する財源を確保することができ、この財源を「重要施策」へ優先的に投資することが可能となります（行政経営の体質強化）。

また、重要施策へ行政資源を集中的に投資することで、分野横断的に行う各重要施策の成果を効率的に出していこうと考えています（本市経済の活性化）。

その結果、増えた税収を、介護や医療保険などの社会保障費や教育・子育て支援等に関する政策へ再投資することにより、市民生活へ還元していきます。



行政経営



- 経営 1 的確な分析による戦略的な行政経営の推進
- 経営 2 市民の視点に立った行政基盤の整備
- 経営 3 健全で持続可能な財政運営の推進
- 経営 4 効果的で効率的な行政運営の推進
- 経営 5 基地との共存共生の推進

行政経営の考え方

行政経営は総合計画に掲げる「まちづくり」を達成するため、各政策や組織に対して戦略的に働きかけを行うことにより、行政活動による効用を最大化することを目的としています。

問題点の整理

人口減少社会の到来と少子高齢社会の進行により、収入（税）の増加が難しく、医療や介護等にかかる社会保障費や既存インフラの維持費等の負担の増加が予想されます。

また、本市においては、歴史的な経緯から現に基地が存在し、佐世保港のすみ分けなど特殊な課題等があります。

一方、地方分権の進展に伴い、自治体の多様な役割を担う職員には、住民に身近な存在、地域社会における「全体の奉仕者」として、これまで以上に、住民の信頼を得る職務能力、公務員としての倫理観や責任感などが重視されてきています。

問題解決の方向性

総合計画に掲げる多様性に満ちた共生社会を実現するために、戦略性をもち重点化する事業を選択し、その効果（果実）を市民生活に還元していくという「行政経営戦略サイクル」を推進します。

そのためには、目的と責任の明確化や、客観的な数値による成果の確認により、事業の最適な選択が行われるようにします。その上で、社会の潮流や多様な市民ニーズを的確に把握し、観光や文化、国際関係の構築等、創造的・戦略的な事業展開を企画・実践します。

また、安定的な行政サービス提供のため、持続可能な財政運営を推進すると同時に、施設等運営主体の工夫等、限りある行政資源の効用を最大限に発揮できる取組を進めます。

さらに、市民と行政との信頼関係を築いていくために、広報・広聴を確実に実施するとともに、行政の基盤とも言える人材育成やICTを利活用した事務の効率化等を積極的に推進します。

一方、基地が所在するという地域特性と本市の基本姿勢である基地との共存共生を踏まえ、住民負担の軽減や住民利益の拡大に努めます。

西九州させぼ広域都市圏における方向性

《経済成長のけん引》

- 広域的な観光推進に貢献できる人的体制の整備や、国際人材育成関係のセミナー等の実施募集、基地内大学の募集広報地域の拡大等、圏域で取り組めるよう検討していきます。

《高次の都市機能の集積・強化》

- 西九州させぼ広域都市圏※、ひいては九州全域が一丸となるような I R を実現し、地域経済への波及効果拡大を目指していきます。

- 「九州西部地域大学・短期大学産学官連携プラットフォーム」※との連携による共同研究、地域連携、地域貢献等を推進し、圏域内の地域課題解決を図っていきます。

《生活関連機能サービスの向上》

- 自治体 PPS※等、公共領域に係る地域振興の財源と仕組みや、資金域内循環のあり方を検討し、圏域内における地域振興の充実、域外への資金流出の抑制を図ります。
- 広域プラットフォーム※の組成によって、圏域内の公共施設への P P P (公民連携) ※導入を推進していくことにより、公共施設運営の効率化・高付加価値化を目指していきます。
- 圏域内各地域の魅力を打ち出し、一体感をもった移住定住施策の検討を進めていきます。
- 佐世保～上五島航路対策では、利便性の高い運航ダイヤの実現及び宇久平・小値賀港の母港平準化に係る協議を継続して行っています。
- 圏域内で情報や方針等の共有を図りながら、公共交通機関（バス、鉄道など）を中心とした利便性の高い交通づくりに向けた検討を進めていきます。
- 神浦～寺島～柳航路の利便性向上及び効率的な運航に関し検討を進めていきます。
- 住民の文化創造活動及び地域活性化の拠点として設置されたアルカス S A S E B O など、各文化施設の運営においては、その設置目的を達成し、持続可能な運営（経営）を実現するため、事業対象の広域化に努めていきます。
- 圏域内の行政情報を一体的に提供することで、利用者の利便性向上を図っていきます。
- システム等の標準化・共同化による事務効率化等を図っていきます。
- 圏域内で啓発セミナー等を実施し、人材育成のノウハウや講師・講演の情報を共有するとともに、男女共同参画について住民の意識向上を図っていきます。

経営 1 的確な分析による戦略的な行政経営の推進

[目的]

- ①市民第一の視点による行政活動の効用を最大化するため、目的と責任の明確化を図った上で、客観的な数値による成果の確認を行い、事業の最適な選択が行われることを目的としています。
- ②社会の潮流や多様な市民ニーズを的確に把握し、文化や国際関係の構築等、戦略的な事業展開の企画・実践を目的としています。

[目標①]

K P I (重要業績評価指標)	現状値 (平成 30 年度)	目標値 (令和 5 年度)
全施策の成果の達成度	83.7%	100%

[方向性①]

●分野横断的な戦略的プロジェクトの企画立案

政策の枠組みに捉われない、分野横断的な事業の企画を積極的に検討するとともに、円滑な施策間の調整を通じて、各種プロジェクトを着実に推進します。

●特定複合観光施設（I R）の誘致推進

多様な産業と関連し、様々な分野の活性化につながる I R の誘致を目指し、国への働きかけや説明会等による気運醸成に取り組むとともに、国の認定に向けて県と一体となって実施方針の策定、区域整備計画の作成に取り組みます。

●客観的成果を注視する行政経営

各施策に設定する指標（K P I）の変化を行政活動の目標に対する成果として明確化し、これら指標を用いて事業組立や事業内容を評価することで、市民への説明責任を果たすとともに、データに基づく、客観的・長期的課題、方向性に関する深掘りの研究を行う等、行政活動の効用を増大させる行政経営を実施します。

●大学等との連携拡充

大学等と政策課題を積極的に検討すると同時に、大学等が行う地（知）の拠点^{*}づくりの取組との連携強化を図ります。

[目標②]

K P I (重要業績評価指標)	現状値 (平成 30 年度)	目標値 (令和 5 年度)
行政を介した移住者数	231 人	170 人
市内公共交通に関する計画路線の達成率	93.7%	95.0%
主要文化施設の利用者数	614,552 人	615,000 人
多文化交流ネットワークへの参加者数	1,060 人	1,362 人

[市民に求められる基本的な姿勢・役割]

- 心豊かで文化的な生活を営む主体として、個人の自由意思に基づく様々な文化的な活動を行うことが望まれます。
- 本市での外国の人々との日常生活における様々な交流や、姉妹都市等との交流などを通じて、国際理解や多文化共生に関心を持ち、異文化間の相互理解が進んだ活気ある市民生活を送ることが望まれます。

[方向性②]

●移住希望者への情報発信や支援の充実

西九州させぼ移住サポートプラザを中心に、移住希望者に対し、長崎県や西九州させぼ広域都市圏などの関係機関と連携して、本市の移住環境や支援制度などの情報を発信するとともに、移住の相談や支援、移住後のフォローなどの取組により、本市のみならず広域都市圏における移住・定住を推進します。

●地域の振興

離島や過疎地域を中心に、関係法で定められた条件不利地域の生活利便性の向上を図る事業を実施するとともに、地域おこし協力隊等の新たな人材投入や地域住民の自主的な取組への支援により、コンパクト+ネットワーク連携による地域コミュニティを主役とした地域の振興を推進します。

●乗合バスの維持

本市の公共交通の要と位置付けている乗合バスについては、「地域公共交通再編実施計画」により計画的なバス路線の維持及びバスサービスの向上に向け、運行事業者との積極的な調整を行います。

また、鉄道等との連携など、さらなる利便性向上を図ります。

●交通不便地区対策の推進

交通不便地区対策については、地域、交通事業者、行政の三者で支えることを基本とし、地域の特性に応じた予約制乗合タクシー等の交通手段を活用しながら、不便地区の解消を図り、導入後についても利用者のサービス向上・改善に努めます。

コンパクト
+ネットワーク



●離島航路の維持及び利便性向上

黒島・高島・宇久地区住民の生活航路については、周辺航路の動向を踏まえ、関係自治体と連携して運航の維持や利便性向上を図ります。

コンパクト
+ネットワーク



●鉄道の維持及び利便性向上

広域的な移動を担う鉄道については、九州新幹線西九州ルート※の動向を踏まえ、関係自治体と連携して、J R佐世保線の輸送改善の取組や、松浦鉄道の施設整備への支援等により、運行の維持や利便性向上を図ります。

●文化に触れる機会の提供と文化的基盤の強化

年齢や性別、国籍などに関わらず、市民一人ひとりが、心豊かで文化的な生活を営むために、文化芸術施設の運営や、文化芸術活動の支援、文化情報の発信を通じ、多様な文化芸術に触れる機会を提供します。

それらの取組を通じて、都市アイデンティティ※の醸成や、都市の持続可能性を高める社会的・経済的価値を創出する人や資源といった文化的基盤を育みます。また、中心となる文化施設のあり方について検討を深めます。

多文化共生



●市民の多文化交流の推進

姉妹都市等※とのパイプを活用しながら市民への国際交流の機会を創出し、市民の文化的、教育的交流の推進を図ります。

また、全国的にも新たな在留資格の創設等による在住外国人の急速な増加が見込まれることから、講座やセミナー等を通して市民の多文化共生※意識を高め、民間国際交流団体やボランティア等と協働しながら、市民と在住外国人との円滑な共生社会を見据えた市民の多文化交流を推進します。

●国際都市間連携の推進

本市の観光・経済交流の発展まで視野に入れた、姉妹都市等を含む海外都市との都市間連携を維持・発展させます。

[民間の役割]

- 文化政策における専門性を有する公益財団法人佐世保地域文化事業財団は、本市の文化行政上のパートナーとして、一定の独立性を保ちながら、西九州させぼ広域都市圏※を中心に文化芸術の鑑賞の場、文化芸術活動支援の場としての機能強化を目指します。

経営 2 市民の視点に立った行政基盤の整備

[目的]

職員研修の充実・強化や人事評価制度の効果的な運用による人材育成、広報・広聴の取り組みの充実、ICTの利活用によって、社会情勢を踏まえ市民ニーズに柔軟に対応しながら市民の視点に立った効果的で効率的な行政基盤の構築を推進します。

[目標]

K P I (重要業績評価指標)	現状値 (平成 30 年度)	目標値 (令和 5 年度)
市職員の対応への市民満足度	78.4%	80.0%
広報紙に対する満足度	98%	98%
A I 等先進的な I C T により効率化した時間	0 時間	3,000 時間

[方向性]

●改革改善を推進できる人材の育成

職員全員が業務に主体的かつ前向きに取り組んでいくために、職員研修の更なる充実と積極的な自己研鑽の推進、人事評価制度の効果的な運用を図りながら、改革改善を推進できる人材の育成を図ります。

●広報・広聴の取り組みの充実

広報については、広報させばを基本にしながら、本市の魅力を伝えるためテレビ、ラジオ、インターネットなど、さまざまな媒体・ツールを駆使し、市内外にアピール性の高い情報提供・情報発信を行います。

広聴については、市民が市政に声を届けやすく更には効果的に汲みとることができる方法を継続的に研究し実践します。

●ICTの利活用による行政サービスの効率化・利便性向上

A I ・ R P A *等の先進技術を積極的に活用し、行政事務の効率化を図ります。

また、ICTの利活用により、時間や地理的な制約、身体的な条件等に関係なく、市民の誰もが利用しやすい便利な行政サービスを提供します。

経営 3 健全で持続可能な財政運営の推進

[目的]

健全な財政を保ちながら、安定した行政サービスが提供できることを目的としています。

[目標]

K P I (重要業績評価指標)	現状値 (平成 30 年度)	目標値 (令和 5 年度)
財源調整 2 基金（減債基金 [※] 及び財政調整基金 [※] ）の 実質的な残高の標準財政規模 [※] に対する割合	13.8%	10%程度
市税徴収率	97.16%	97.2%
「公共施設適正配置・保全基本計画」対象施設の延床 面積削減率（累積）	2.72%	6.47%

[方向性]

●適正な行財政規模への是正

地方交付税[※]が示す行財政規模や他都市との比較、市民負担とサービス水準の調整などにより、適正な行財政規模への是正を進めるとともに、国が示す地方財政対策を注視した財政運営に努めます。

また、地方交付税の法定率引き上げ等により地方財政の自立を進め、財政の自由度を高めるとともに、行政サービスを安定的に提供するための持続可能な財政基盤の構築に努めます。

●安定的な税収の確保

税負担の公平化と税収の安定確保を図るため、適正かつ公平な課税を行うとともに、自主納税の啓発と滞納整理の促進により、市税徴収率の向上を目指します。

また、新たに重要な政策分野を行うにあたっては、その実施にかかる財政需要を類推し、公共サービスを提供するための法定外目的税[※]などの恒久的な財源の導入を検討します。

●資産の適正管理及び有効活用

資産活用基本方針により、払下げや貸付等、遊休資産の有効活用を進め、公共施設については、「集約化」または「複合化」等による適正な規模への見直し及び計画的な保全による施設の長寿命化を図ります。

経営 4 効果的で効率的な行政運営の推進

[目的]

限られた財源を有効に活用した健全な財政運営のもとで、持続可能な行政運営を行うことを目的としています。

[目標]

K P I (重要業績評価指標)	現状値 (平成 30 年度)	目標値 (令和 5 年度)
行財政改革プランの達成率	94.4%	100%

[方向性]

●行財政改革の推進による持続可能な行政運営

本市の行財政運営を取り巻く環境はますます厳しくなるなか、限られた財源を活用しながら、ニーズに照らした適切な市民サービスを提供し続けるために、より質の高い行政サービスをより低いコストで提供するとともに、健全な財政運営を図ることを目的とした行財政改革プランに基づく、持続可能な行政運営を実現します。

なお、行財政改革の推進に際し、「職員の意識改革（自発的改革への取組み）」、「適正な行財政規模への是正と受益者負担の適正化」、「官民連携の推進」を改革の視点として、取り組めます。

経営 5 基地との共存共生の推進

[目的]

本市の基地に係る取組に関し、地元住民や関係団体等の意向を踏まえ、国や庁内関係部局等と連絡調整を行うなど、市民や企業が、米軍や自衛隊基地施設と共存共生できる環境を整えることにより、地域の活性化・市政の発展を目指すことを目的としています。

[目標]

K P I (重要業績評価指標)	現状値 (令和 2 年度)	目標値 (令和 5 年度)
前畑弾薬庫移転・返還の進捗率	10%	25%
佐世保地区における防衛省関係支出高（過去 5 年間平均）	834.2 億円	866.3 億円

[方向性]

●我が国の防衛政策推進への積極的な協力・支援

基地との共存共生という基本認識のもと、国が講じる防衛政策に対しては、市民生活への影響を考慮しながら、積極的に協力・支援を行います。

●本市の地域特性である基地の所在を積極的に活かしたまちづくりの推進

市民が基地の所在による効果を更に多く享受し、生活を向上させていくことができるよう、より積極的に、その特性を活かしたまちづくりの推進を図ります。

●基地起因する負担の軽減及び課題の解決（国に積極的な関与を求める）

米海軍、自衛隊、民間企業などの施設が混在する佐世保港のすみ分けをはじめ、基地が所在することによる負担や課題に対しては、これらの負担軽減や課題解決に向けた取組を推進します。また、そのためには、国の関与が必須であることから、このことについて、国に対し、強く求めていきます。

●旧軍港市転換法に基づく旧軍用財産の転換・活用促進

米軍提供施設の返還跡地等、旧軍用財産については、旧軍港市転換法[※]の趣旨にのっとり、本市の産業経済の発展や市民福祉の向上のために、適時適切な転換・活用を図ります。

第6章

総合計画の推進にあたって

本計画は、将来を見通しつつ、時代の変化や課題に的確に対応していくための「進化し続けるまちづくりの総合的な指針」です。

計画の立案（Plan）は、はじめの一步であり、さらに、その目標達成のために政策・施策等の着実な実施（Do）はもとより、成果に基づく客観的な点検評価（Check）を行い、その結果を踏まえ、必要な改善・見直し（Action）を図ることにより、本計画を推進していく必要があります。

1 総合計画のマネジメントサイクル

総合計画の推進にあたっては、計画（Plan）、実施（Do）、点検評価（Check）、改善・見直し（Action）というサイクルを継続的に回して行くことが基本です。そのためには、総合計画におけるPDCAの各段階で、それぞれの担うべき役割を意識しておくことが重要です。

Plan

- 計画（Plan）段階での求められる姿勢・担うべき役割

総合計画の策定・立案にあたっては、議会、審議会、パブリックコメント等を通じ、まちづくりの目標や指標等を共有します。

Do

- 実施（Do）段階での求められる姿勢・担うべき役割

社会経済の動向、各種ニーズ、財政状況など、課題と方向性を見極めた上で、効果的かつ効果的な政策・施策等を展開します。

Check

- 点検評価（Check）段階での求められる姿勢・担うべき役割

目標達成の状況を客観的に点検評価し、その結果を踏まえ対応等を検討します。

Action

- 改善・見直し（Action）段階での求められる姿勢・担うべき役割

目標達成の状況等を踏まえて、それぞれ必要な改善・見直し（政策・施策及び事務事業等の改善等）を行います。

◆ 総合計画のマネジメントサイクル図 ◆



附属資料

この総合計画の策定経過等を記載しています。



附属資料目次

1	佐世保市総合計画条例	161
2	策定経過	162
3	策定体制	165
4	佐世保市議会総合計画調査特別委員会	
①	総合計画調査特別委員会 委員名簿	166
5	佐世保市総合計画審議会	
①	佐世保市総合計画審議会条例	167
②	佐世保市総合計画審議会 委員名簿	168
③	佐世保市総合計画基本構想の策定について（諮問・答申）	168
6	庁内の検討体制	
①	佐世保市総合計画検討会議（部長会）委員名簿	170
②	企画委員名簿	171
③	事務局名簿	171
7	主な分野別計画等の一覧表	172
8	社会指標・K P I の解説	177
9	連携する政策・施策	189
10	用語解説	193

1 佐世保市総合計画条例

佐世保市総合計画条例

(趣旨)

第1条 この条例は、佐世保市総合計画（以下「総合計画」という。）の構成並びに佐世保市基本構想（以下「基本構想」という。）及び基本構想を実現するための基本的な事項を定める計画（以下「基本計画」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(総合計画の構成並びに基本構想の内容及び基本構想に即した事務の処理並びに基本計画の内容)

第2条 総合計画は、基本構想及び基本計画により構成するものとする。

2 基本構想は、概ね10年程度の期間を展望し、本市における総合的かつ計画的な行政の運営を図るため市政の理念並びに本市の将来像及び基本目標をその内容として策定するものとし、本市は、事務を処理するに当たっては、これに即して行うようにするものとする。

3 基本計画は、基本構想に基づき実施すべき政策及び施策並びに事業、これらの方向性その他の必要な事項を示す内容として市長が定めるものとする。

(基本構想及び基本計画の策定の方針)

第3条 基本構想及び基本計画は、総合的見地から策定されなければならない。

2 基本構想及び基本計画は、その時々地域の实情、社会経済情勢の変化等を踏まえ、これらに適合するように策定されなければならない。

3 前2項の規定は、基本構想及び基本計画の変更について、準用する。

(佐世保市総合計画審議会への諮問)

第4条 市長は、次条の規定による議会の議決を経るため基本構想の案を議案として提出しようとするときは、あらかじめ、佐世保市総合計画審議会条例（昭和45年条例第4号）第1条に規定する佐世保市総合計画審議会に諮問するものとする。

(基本構想の策定に係る議会の議決)

第5条 基本構想は、議会の議決を経て策定するものとする。基本構想を変更しようとするときも、同様とする。

(基本構想の公表)

第6条 市長は、基本構想が策定されたときは、速やかにこれを公表するものとする。基本構想が変更されたときも、同様とする。

2 前項の規定は、基本計画の策定及び変更について、準用する。
(委任)

第7条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例は、この条例の施行の日以後に策定する基本構想及び基本計画について適用し、同日前に策定した基本構想及び基本計画については、なお従前の例による。

2 策定経過

年月日	主な策定経過
平成29年 4月28日	総合計画調査特別委員会 ◆次期総合計画の策定について
平成29年 7月7日	企画委員会議 ◆基本構想策定の進め方
7月18日	検討会議（部長会） ◆基本構想の検討の視点
8月10日	企画委員会議 ◆第7次総合計画のあり方と運用体制について
8月23日	総合計画審議会 ◆諮問（次期佐世保市総合計画の策定について） ◆基本構想策定に係る検討の視点の確認
9月1日	総合計画調査特別委員会 ◆基本構想策定に係る検討の視点の確認
9月22日	企画委員会議 ◆第7次総合計画の体系の考え方について
10月23日	検討会議（部長会） ◆基本構想の構成と分野等について
10月27日	総合計画調査特別委員会 ◆基本構想の構成と分野等について
12月22日	企画委員会議 ◆各部局での指標等の設定について
平成30年 1月16日	検討会議（部長会） ◆基本構想の策定について
1月29日	総合計画調査特別委員会 ◆次期総合計画について（基本構想策定及び指標の考え方）
2月7日	検討会議（分野別部長会）（経済） ◆各分野における方向性及び指標の考え方について
2月8日	総合計画審議会 ◆産業別就業人口の将来予測について ◆基本構想及び基本構想の各分野における方向性について
2月9日	検討会議（分野別部長会）（市民生活） ◆各分野における方向性及び指標の考え方について
2月16日	総合計画調査特別委員会 ◆基本構想の各分野における方向性について
3月20日	企画委員会議（分野別）（行政経営） ◆基本構想及び新マネジメントについて

年月日	主な策定経過
3月23日	企画委員会議 ◆基本構想の各分野における方向性の確認
3月26日	検討会議（分野別部長会）（都市基盤） ◆基本構想について
3月28日	総合計画審議会 ◆基本構想及び基本構想の各分野における方向性について
3月29日	検討会議（分野別部長会）（行政経営） ◆基本構想及び新マネジメントについて
4月6日	企画委員会議（分野別）（行政経営） ◆行政経営分野の方向性の検討
4月12日	企画委員会議 ◆基本構想について
5月28日	検討会議（部長会） ◆基本構想について
6月1日	総合計画調査特別委員会 ◆基本構想について
6月26日	総合計画審議会 ◆基本構想について
7月2日	企画委員会議 ◆基本構想における行政管理分野の方向性について ◆基本計画の策定について
7月23日	検討会議（部長会） ◆基本構想における行政管理分野の方向性について ◆基本計画の策定について
10月22日	企画委員会議 ◆次期総合計画の全体構成について ◆基本構想及び基本計画について ◆指標の設定について
11月7日	検討会議（部長会） ◆基本構想及び基本計画について
11月15日 22日	総合計画調査特別委員会 ◆総合計画（中間素案）について
平成31年	企画委員会議
1月10日	◆総合計画（中間素案）について（特別委員会指摘事項の対応確認）
1月29日	検討会議（部長会） ◆総合計画（中間素案）について（特別委員会指摘事項の対応確認）
2月12日 13日 14日	総合計画調査特別委員会 ◆総合計画（中間素案）について

序
論

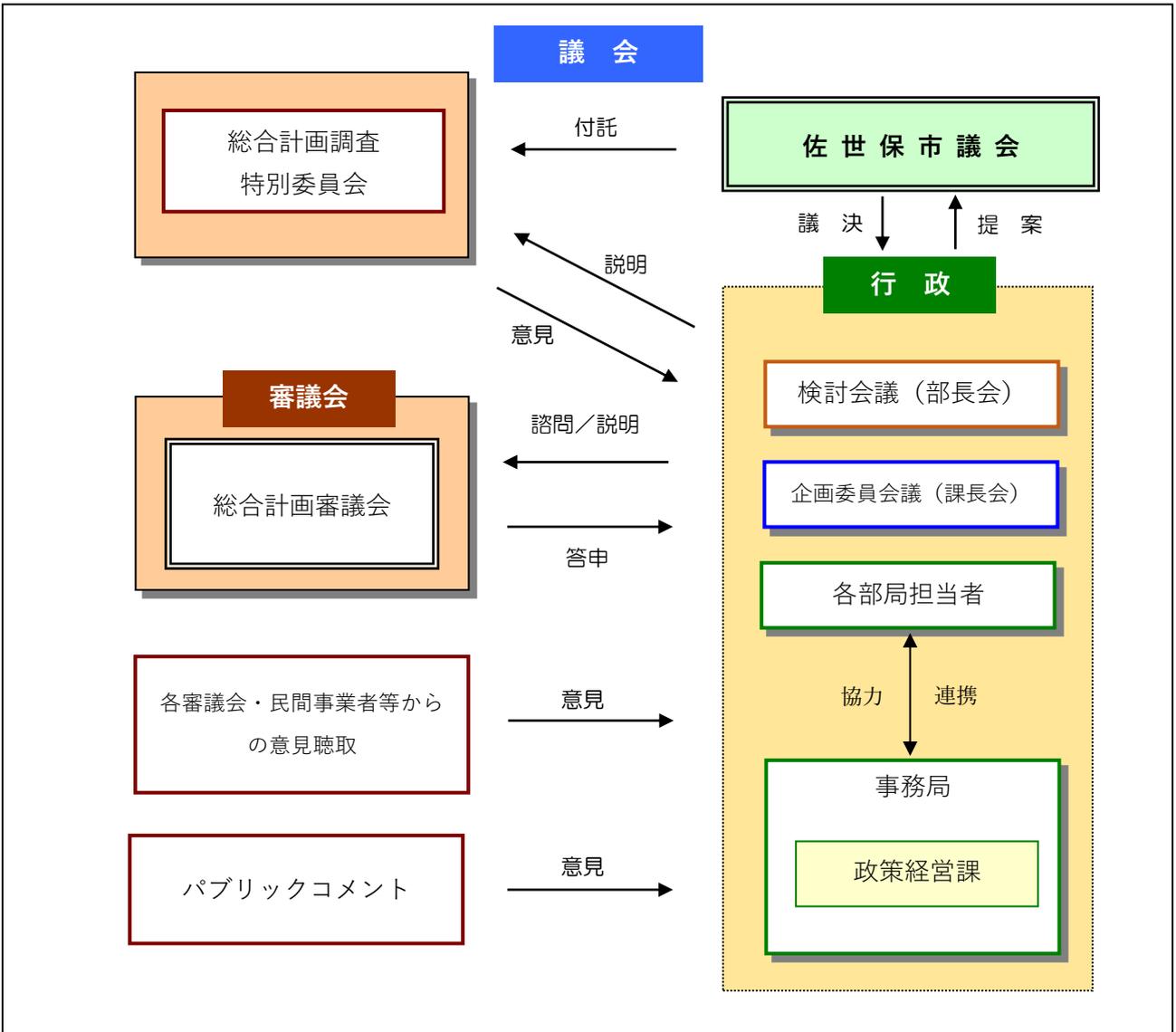
基
本
構
想

基
本
計
画

附
属
資
料

年月日	主な策定経過
3月20日	企画委員会議（行政経営） ◆総合計画の推進について
3月22日	総合計画審議会 ◆総合計画（中間素案）について ◆佐世保市の将来像（将来のイメージ）について
4月 3日	検討会議（部長会）（行政経営） ◆総合計画の推進について
令和元年	総合計画審議会
6月27日	◆答申（次期佐世保市総合計画の策定について）
7月 2日	総合計画調査特別委員会 ◆総合計画（中間素案）について
7月29日	総合計画調査特別委員会
30日	◆総合計画（案）について
9月 3日	9月定例会市議会において総合計画基本構想を提案
11月 5日	総合計画調査特別委員会
6日	◆総合計画基本構想（案）について
7日	◆総合計画基本計画（案）について
8日	
12月 4日	12月定例会市議会において総合計画基本構想を議決

3 策定体制



4 佐世保市議会総合計画調査特別委員会

委員名簿 平成28年12月21日～令和元年5月2日

※山下千秋委員のみ平成28年12月21日～平成30年10月1日（議員辞職による）

◎委員長 ○副委員長

◎ 久池井 一孝

○ 大塚 克史

久野 秀敏

永田 秀人

北野 正徳

永安 健次

森田 浩

柴山 賢一

崎山 信幸

宮城 憲彰

松尾 裕幸

山下 千秋

委員名簿 令和元年5月31日～

◎委員長 ○副委員長

◎ 草津 俊比古

○ 永田 秀人

小田 徳顕

佐藤 文子

湊 浩二郎

林 健二

森田 浩

小野原 茂

5 佐世保市総合計画審議会

佐世保市総合計画審議会条例

令和元年9月3日現在

(設置及び目的)	(部会)
<p>第1条 この条例は、本市の基本構想の設定及び総合的かつ計画的行政の推進に係る重要事項について、市長の諮問に応じて審議調査するため、佐世保市総合計画審議会（以下「審議会」という。）を設置し、その組織及び運営について必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p style="text-align: center;">(任務)</p> <p>第2条 審議会の任務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 基本構想の策定及び変更に関すること。</p> <p>(2) その他市長が特に指示する事項</p> <p style="text-align: center;">(委員)</p> <p>第3条 審議会は、委員20人以内で組織し、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。</p> <p>(1) 関係行政機関の職員</p> <p>(2) 学識経験を有する者</p> <p>(3) その他市長が認める者</p> <p>2 前項第1号の委員に事故があるときは、その職務上の代理者が委員の職務を行うことができる。</p> <p style="text-align: center;">(委員の任期)</p> <p>第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、任期中であつてもその本来の職を離れたときは、委員の職を失うものとする。</p> <p>2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>3 委員は、再任されることができる。</p> <p style="text-align: center;">(会長及び副会長)</p> <p>第5条 審議会に会長及び副会長1人を置く。</p> <p>2 会長及び副会長は、委員のうちから互選する。</p> <p>3 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。</p> <p>4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき若しくは欠けたときは、その職務を代理する。</p> <p style="text-align: center;">(会議)</p> <p>第6条 審議会の会議は、必要に応じて会長が招集する。</p> <p>2 審議会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p> <p>第7条 審議会の会議において必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聞くことができる。</p>	<p style="text-align: center;">(部会)</p> <p>第8条 会長が必要と認めるときは、審議会に専門的事項を分掌させるため部会を置くことができる。</p> <p>2 部会は、会長の指名する委員をもつて組織し、部会長は部会に属する委員の互選による。</p> <p>3 部会長は、部務を掌理し、部会における審議の経過及び結果を審議会に報告しなければならない。</p> <p>4 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちあらかじめ部会長が指名した者がその職務を代理する。</p> <p>5 前各項に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が会長の同意を得て定める。</p> <p style="text-align: center;">(専門調査委員)</p> <p>第9条 審議会に専門的事項について調査させるため、専門調査委員を置くことができる。</p> <p>2 専門調査委員は、学識経験を有する者、関係行政機関の職員その他適当と認める者のうちから市長が委嘱又は任命する。</p> <p style="text-align: center;">(幹事)</p> <p>第10条 審議会に幹事若干人を置き、本市の職員のうちから市長が任命する。</p> <p>2 幹事は、審議会の審議をたすける。</p> <p style="text-align: center;">(庶務)</p> <p>第11条 審議会の庶務は、企画部政策経営課において行う。</p> <p style="text-align: center;">(委任)</p> <p>第12条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この条例は、昭和45年4月1日から施行する。</p> <p style="text-align: center;">～ 以下の改正附則（略）～</p>

	委員氏名	所属・役職名
◎	木村 勝彦	長崎国際大学 副学長
○	馬郡 謙一	佐世保商工会議所 副会頭
	折原 浩一	ながさき西海農業協同組合 理事金融部長
	平野 重美	佐世保市水産振興協議会 針尾漁業協同組合代表理事組合長
	飯田 満治	佐世保観光コンベンション協会 理事長
	落合 知子	長崎国際大学 教授
	鴨井 鐵太郎	佐世保市社会福祉協議会 副会長
	宮原 明夫	佐世保市医師会 会長
	森 百合子	佐世保市PTA連合会 会長
	川原 ゆかり	長崎短期大学 副学長
	林 俊孝	佐世保市民生委員児童委員協議会連合会 会長
	田中 泰彦	佐世保工業高等専門学校 准教授
	橋山 良男	(旧)佐世保市連合町内連絡協議会 元副会長
	西岡 誠治	長崎県立大学 教授
	津久井 稲緒	長崎県立大学 准教授
	永松 和人	長崎県北振興局 局長
	長谷川 和彦	市民公募 (前ひと・まち育む元気プラン市民会議座長)
	池田 和枝	市民公募 (佐世保市地方創生推進協議会委員)
	若本 照子	市民公募
	八頭司 健一	市民公募

佐世保市総合計画基本構想の策定について (諮問・答申)

29政第167号 平成29年8月23日
佐世保市総合計画審議会 会長 木村 勝彦 様
佐世保市長 朝長 則男
次期佐世保市総合計画基本構想の策定について (諮問)
佐世保市総合計画審議会条例第2条の規定により、次期佐世保市総合計画基本構想の策定について、貴総合計画審議会の意見を求めます。
以上 (政策経営課)

佐世保市長 朝 長 則 男 様

佐世保市総合計画審議会

会長 木 村 勝 彦

次期佐世保市総合計画基本構想の策定について（答申）

当審議会は、佐世保市総合計画条例（平成27年条例第4号）第4条の規定に基づき、平成29年8月23日付け29政第167号により、佐世保市長から下記諮問案件について意見を求められましたので、審議のうえ、下記のとおり附帯意見を添えて答申いたします。

記

諮問案件 「次期佐世保市総合計画基本構想の策定について」

1 審議会の結論

- (1) 平成31年3月22日に当審議会に示された第7次佐世保市総合計画基本 構想（中間素案）は、今後の本市のまちづくりの方針とその実現に向けた目指すべき方向性を明らかにしており、概ね妥当と判断する。
- (2) 将来像（佐世保市の将来のイメージ）については、次の2点を提案する。

「海風 薫る“キラっ都”SASEBO」

「海風 薫り 世界へはばたく“キラっ都”SASEBO」

【理由】

海風 薫る	本市の魅力のひとつは、世界に向けて開かれた海と港があること きらきらと輝く海からそよぐ心地よい風が、市民のみなさんを包み込む
キラっ都	広く市民に浸透している“キラっ都”というフレーズを、今後も引き続き 本市のイメージとして使っていきたい
SASEBO	日本の最西端・佐世保が、国際都市“SASEBO”となっていく
世界へはばたく	令和の新時代の幕開けを迎え、国内だけでなく、世界の“SASEBO”としては ばたいていくことを目指す

2 附帯意見

- (1) 第7次佐世保市総合計画は「一政策一部局」の体系で構成されているが、政策の目的を常に意識し、政策の目的（まちづくりの目的）に適切に対応した施策の体系と部局の構築に努められたい。
- (2) 本市には、海外に向かって開かれていたという「歴史性」と、それに培われてきた「文化性」という土壌、これに加えて「多様性」を受け入れる秀でた風土がある。

第7次基本構想は概ね妥当として判断するものの、この風土を活かし、「世界中どこに出しても恥ずかしくない」という先端的なものをより輝かせ、日本の中で超一流といわれている佐世保の持ち味を前面に出しながら、市長のリーダーシップのもと、適宜実効性のある政策の展開を期待する。

以 上

6 庁内の検討体制

佐世保市総合計画検討会議（部長会）委員名簿

令和元年9月3日現在

市長	朝長 則男	都市整備部長	池田 正樹
副市長	川田 洋 ◆令和元年8月1日付で 佐世保市特別顧問へ就任	土木部長	杉本 和孝
		港湾部長	神崎 良平
		市民生活部長	中西 あけみ
副市長	山口 智久	保健福祉部長	塚元 勝
副市長	田中 英隆	保健所長	井上 文夫
議会事務局長	池田 真二	子ども未来部長	渡辺 恵美
基地政策局長	東 隆一郎	環境部長	木村 陽三
行財政改革推進局長	佐々木 謙一	会計管理室理事	岡本 敏幸
企業立地推進局長	豊原 稔	選挙管理委員会事務局長	吉永 洋明
防災危機管理局長	中尾 和章	監査事務局理事	竹下 由美
契約監理室長	小寺 紀彰	農業委員会事務局長	中里 忠義
企画部長	中島 勝利	消防局長	西崎 正明
政策推進センター長	檜 貢	水道局長	谷本 薫治
総務部長	田所 和行	水道局経営管理部長	湯村 哲美
財務部長	橋口 昌浩	水道局事業部長	鎌田 健治
観光商工部長	井元 保雅	教育長	西本 眞也
農林水産部長	吉田 敏之		

佐世保市総合計画 企画委員会議（課長会）名簿

令和元年9月3日現在

議会運営課長	宮崎 謙一郎	みなと振興・管理課長	有富 暢一
基地政策局主幹	吉本 泉	コミュニティ・協働推進課長	中島 幸彦
行財政改革推進局主幹	坂口 篤史	保健福祉政策課長	辻 英樹
企業立地推進局次長	川口 康博	子ども政策課長	須藤 貴光
防災危機管理局主幹	里元 雅志	環境政策課長	高島 秀喜
契約課長	小寺 紀彰	会計管理室副理事	久野 幸雄
政策経営課長	中尾 健一	選挙管理委員会事務局長	吉永 洋明
総務課長	宮嶋 孝也	監査事務局主幹	溝口 安彦
財政課長	吉田 裕一郎	農業委員会事務局長	中里 忠義
商工物産課長	長嶋 大樹	消防局総務課	塚田 健一
農業畜産課長	松瀬 哲	水道局総務課長	柄本 泰久
都市政策課長	溝口 勝利	教育委員会総務課長	松尾 浩樹
土木政策・管理課長	合満 篤		

佐世保市総合計画 事務局名簿

令和元年9月3日現在

政策経営課長	中尾 健一	政策経営課主幹	池口 慎二
政策経営課係長	宿利 英紀	政策経営課係長	佐保 雄一
政策経営課係長	末永 信介		◆平成30年4月1日付で 政策推進センターへ異動

7 主な分野別計画等の一覧表

《 しごと 》 活力あふれる国際都市

主な計画等名称	計画期間	概要	所管部局課
佐世保競輪経営方針	令和2年度～ 令和6年度	車券売上と競輪事業収益を確保し、競輪事業から一般会計へ安定的かつ持続的に繰り出すため、5年間の経営方針を定めたもの。	観光商工部 競輪事務所
佐世保市農村環境計画	平成24年度～ 令和3年度	農業農村整備事業を行う際に環境との調和に配慮するため、農村の環境に関する総合的な調査を行い、環境保全の基本方針として策定された計画。	農林水産部 農林整備課

《 ひと 》 育み、学び、認め合う『人財』育成都市

主な計画等名称	計画期間	概要	所管部局課
第2期新させぼっ子未来プラン (次世代育成支援佐世保市行動計画) (佐世保市子ども・子育て支援事業計画)	令和2年度～ 令和6年度	子どもと子育てに関する施策を総合的に推進するための計画。	子ども未来部 子ども政策課
佐世保市 教育振興基本計画	令和2年度～ 令和5年度	第7次佐世保市総合計画における教育分野の活動計画であり、教育委員会が所管するもの以外の分野別計画との整合性を保ちながら事業の推進を図ることを目的として策定したものの。 令和元年度に第3期として策定。	教育委員会 教育委員会総務課

《 まち 》 西九州を牽引する創造都市

主な計画等名称	計画期間	概要	所管部局課
佐世保市都市計画マスタープラン	平成23年度～ おおむね10年間	都市計画を効果的、効率的に進めるため、長期的な視点にたち、市全体の将来像とその将来像の実現に向けた土地利用、道路、公園などの都市計画に関する基本的な方針を示すもの。	都市整備部 都市政策課
佐世保市景観計画	平成22年度～	佐世保らしい景観の形成を総合的かつ計画的に推進するための基本的な考え方、基本方針及び景観形成基準等をまとめた計画。	都市整備部 まち整備課
佐世保市営住宅長寿命化計画	平成30年度～ 令和9年度	市営住宅の供給のあり方（維持管理・建替・用途廃止等）を適切にマネジメントするための計画。	都市整備部 住宅課

佐世保市緑の基本計画	平成 14 年度～ 令和 3 年度	緑豊かな都市づくりの長期ビジョンとその実現に向けた施策の取組を体系的に示した計画。	都市整備部 公園緑地課
佐世保市水道ビジョン 2020	令和 2 年度～ 令和 11 年度	本市水道事業の将来像や在り方、今後の方向性を示した、本市水道事業のマスタープランとなる計画。	水道局 水源対策・企画課
佐世保市下水道ビジョン 2020	令和 2 年度～ 令和 11 年度	本市下水道事業の将来像や在り方、今後の方向性を示した、本市下水道事業のマスタープランとなる計画。	水道局 水源対策・企画課
道路施設補修計画	平成 20 年度～ 令和 9 年度	道路施設（橋梁、トンネル等）の計画的な維持管理の方針を定め、道路施設の安全性の確保と機能保全に努めるとともに維持管理予算の平準化を図るための計画。	土木部 道路維持課
河川施設長寿命化計画	令和元年度～ 令和 50 年度	護岸、河川附属物（樋門等）、ポンプ設備等の河川施設の計画的な維持管理の方針を定め、河川施設の安全性の確保と機能保全に努めるとともに維持管理予算の平準化を図るための計画。	土木部 河川課
急傾斜施設長寿命化計画	令和元年度～ 令和 50 年度	急傾斜施設の計画的な維持管理の方針を定め、急傾斜施設の安全性の確保と機能保全に努めるとともに維持管理予算の平準化を図るための計画。	土木部 河川課
佐世保市環境基本計画	平成 30 年度～ 令和 9 年度	本市の環境保全に関する施策を総合的・計画的に推進するために策定した計画。「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、温室効果ガス排出削減に向けた目標や方針を定めた佐世保市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を含んで策定。	環境部 環境政策課
第 2 次佐世保市環境教育 等推進行動計画	令和元年度～ 令和 4 年度	「環境教育等による環境保全の取り組みの促進に関する法律」に基づき、本市の環境教育施策の運営指針並びに具体的な方向性・目標を定めた計画。	環境部 環境政策課
ごみ処理基本計画	平成 30 年度～ 令和 3 年度	「廃棄物処理法」に基づき、ごみ減量化や総合的なごみ処理方針を定めた計画。	環境部 環境政策課
生活排水処理基本計画	令和 2 年度～ 令和 6 年度	「廃棄物処理法」に基づき、生活排水の処理について定めた計画。	環境部 環境政策課
佐世保港湾計画	平成 14 年度～	利便性や安全性さらには快適性に優れた港湾空間の構築を目指し、総合的な港湾の整備を推進するために策定された計画。	港湾部 みなと整備課

《 くらし 》 地域が社会を築く安心都市

主な計画等名称	計画期間	概要	所管部局課
佐世保市地域コミュニティ推進指針	平成 24 年度～	本市における地域コミュニティの方向性や活性化の目標、取組内容の基本的な考え方を示すために設定した指針。	市民生活部 コミュニティ・協働推進課
第 2 期佐世保市地域コミュニティ推進計画	平成 30 年度～ 令和 4 年度	町内会の活性化や地区自治協議会の運営・活動の充実など、地域コミュニティの活性化に向けた各施策を総合的かつ計画的に推進するための地域コミュニティ活性化推進条例に基づき策定した計画。	市民生活部 コミュニティ・協働推進課
佐世保市備蓄計画	平成 28 年度～	大規模災害に備え備蓄体制の強化を図り、更なる市民生活の安定を確保するため、長崎県が策定した基本方針並びに佐世保市地域防災計画に基づき、備蓄品目や備蓄数量等を計画的に整備、購入するために策定した計画。	市民生活部 市民安全安心課
第 10 次佐世保市交通安全計画	平成 28 年度～ 令和 2 年度	「交通安全対策基本法」に基づき、交通安全対策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定した計画。	市民生活部 市民安全安心課
佐世保市人権教育・啓発基本計画（改訂版）	平成 27 年度～	市民一人ひとりが人権の大切さを認識し、日常生活の様々な場面で実践に結び付けるため人権教育及び啓発を推進するために策定した計画。	市民生活部 人権男女共同参画課
第 3 次佐世保市男女共同参画計画	平成 30 年度～ 令和 4 年度	男女が個性や能力を発揮し、自らの意志と行動であらゆる分野に対等に参画する男女共同参画社会の実現に向けた施策を総合的に推進するために策定した計画。	市民生活部 人権男女共同参画課
第 2 次けんこうシップさせば 21	平成 25 年度～ 令和 4 年度	市民の生涯にわたる健康づくりを総合的かつ計画的に推進することを目的に策定。	保健福祉部 健康づくり課
佐世保市歯・口腔の健康づくり推進計画	平成 25 年度～ 令和 4 年度	市民の歯科疾患の予防に取り組み、家庭、地域、学校、職場、医療機関、行政が一体となり健康増進に寄与することを目的に策定。	保健福祉部 健康づくり課
第 3 次佐世保市食育推進計画	平成 28 年度～ 令和 3 年度	さまざまな関係機関や団体と連携し、また食育の担い手の育成や活躍の場の提供を図りながら市民が生き生きと豊かに暮らすための食育を推進することを目的に策定。	保健福祉部 健康づくり課
佐世保市老人福祉計画・第 7 期佐世保市介護保険事業計画	平成 30 年度～ 令和 2 年度	「高齢者支援に関する基本的な考え方」を明確にし、いかに高齢者支援体制の確保及び整備を図っていくのか、それらの実現に向け、	保健福祉部 長寿社会課

		取り組むべき施策について明確にするための計画。	
佐世保市障がい者プラン	平成 30 年度～ 令和 8 年度	本市の障がい者に関する計画的かつ総合的に推進するための指針となる計画。	保健福祉部 障がい福祉課
佐世保市障がい福祉計画・佐世保市障がい児福祉計画	平成 30 年度～ 令和 2 年度	「佐世保市障がい者プラン」をもとに、障がい福祉サービス等の提供に関する体制やサービスを確保するための方策等を示した計画。	保健福祉部 障がい福祉課
佐世保市国民健康保険保健事業実施計画	平成 30 年度～ 令和 5 年度	健康・医療情報を活用し、生活習慣病を起因とする被保険者の疾病の予防・健康増進を図り、効果的かつ効率的に保健事業を実施するための計画。	保健福祉部 医療保険課
佐世保市地域福祉計画・地域福祉活動計画	令和元年度～ 令和 5 年度	地域福祉を推進するための基本理念や推進体制、地域住民等の主体的活動の活性化等を目的とした具体的な取組を示した計画。	保健福祉部 保健福祉政策課
佐世保市地域防災計画	昭和 38 年度～	風水害、地震、原子力災害等の各種災害における災害予防対策、災害応急対策及び災害復旧に関する事項別の方針等を定めた計画。	防災危機管理局
佐世保市国民保護計画	平成 18 年度～	国民保護法に基づき、万が一、外国からの武力攻撃や大規模テロ等が発生した場合、住民の避難や救援、武力攻撃災害への対処等の国民保護措置を迅速かつ的確に行い、国民の生命、身体及び財産を保護するための計画。	防災危機管理局
佐世保市国土強靱化地域計画	令和 2 年度～	大規模な自然災害等が発生した場合に致命的なダメージを回避し、仮に被害を受けることがあっても、それを可能な限り最小化し、迅速に回復することができる取組の方向性を示した計画。	防災危機管理局

≪ 行政経営 ≫

主な計画等名称	計画期間	概要	所管部局課
過疎地域自立促進計画	平成 28 年度～ 令和 2 年度	過疎地域自立促進特別措置法に基づき、佐世保市内の過疎地域（吉井・世知原・宇久・小佐々・江迎・鹿町）の振興を図るための計画。	企画部 地域政策課
佐世保市地域公共交通網形成計画	平成 27 年度～ 令和 6 年度	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づき、本市の持続可能な公共交通網の形成に向けた基本的な指針となるもの。	企画部 地域交通課
佐世保市地域公共交通再編実施計画	平成 30 年度～ 令和 3 年度	将来にわたって公共交通サービスを維持していくことを目的としたバスの運行体制一体化やバス路線再編に合わせた利便性向上策など	企画部 地域交通課

		の取組をまとめた計画。	
佐世保市文化振興基本計画	令和2年度～ 令和9年度	佐世保市における文化振興のための基本計画。計画達成のための成果指標がある。	企画部 文化振興課
佐世保市ICT戦略(仮)	令和2年度～ 令和5年度	本市における情報化の基本方針や取組の方向性を示すもの。	総務部 情報政策課
佐世保市公共施設適正配置・保全基本計画	平成29年度～ 令和18年度	次世代へ過大な負担を残さないことで、市民が継続して必要とされる行政サービスを楽しむことができるようにするという考えのもと、公共施設等の更新・統廃合・長寿命化等を総合的かつ計画的に行い、財政負担の軽減・平準を図り、時代に即した行政サービスを実現するため、今後の公共施設等のあり方についての方針を示すもの。	財務部 資産経営課
第6次佐世保市行財政改革推進計画(後期プラン)	平成29年度～ 令和3年度	社会情勢が変化する中で、持続可能な行政運営を行う必要があることから、施策・事務事業の選択と限られた行政資源を集中等を行い、より質の高い行政サービスをより低いコストで提供するとともに、健全な財政運営を図るための取組を示した計画。	行財政改革推進局
佐世保市基地政策方針	令和4年度～ 令和9年度	本市における基地政策の基本方針や取組の方向性を示すもの。	基地政策局

8 社会指標・KPI の解説

社会指標・KPI	解説
指標名 ■ = 社会指標 ■ = KPI	①指標の意味（どのような社会状態を確認できるか） ②目標値とした理由 ③指標算出の数式 ④比較可能な参考値（H30）
■人口	①本市の社会規模を量的（人口）に把握することで、都市の持続可能性を確認できる ②縮小社会を和らげるため、2030年時点で23万人を目指す ③本市の推計人口 ④375,293人（H28中核市の平均値）
■市内総生産	①本市の社会規模を質的（付加価値総額）に把握することで、都市の持続可能性を確認できる ②人口が減少したとしても、一人あたりの生産性を高め総額の維持を目指す ③第1次+第2次+第3次産業+輸入品に課される税等 ④1,535,394百万円（H28中核市の平均値）※統計データを公表している都市を対象に算出
■市内総生産 （第2次、第3次産業）	①第2次、第3次産業全体の活力を確認できる ②H28時点の第2,3次産業の総生産の維持を目指す ③長崎県の市町民経済計算における本市の第2,3次産業総生産 ④1,520,886百万円（H28中核市の平均値）※統計データを公表している都市を対象に算出
■観光消費額	①本市域外からの需要の取り込み効果を確認できる ②現状の消費額から+20%を目指す ③1人当たりの消費額×観光客数 ④84,459百万円（中核市の平均値）
■利益を上げた企業の割合	①地域経済が円滑に循環していることが確認できる ②本計画最終年度に50%の達成を目指す ③法人市民税法人税割納税企業数/法人市民税納税企業数×100% ④比較可能な参考指標なし
■ふるさと納税制度による寄附額	①本市特産品（返礼品）の認知度及び販売額の向上を確認できる ②過去最高額であったH28実績を目指す ③ふるさと納税制度による当該年度の寄附金の合計額 ④2.86億円（全国1,788実施団体の平均値）
■競輪事業の事業収益額	①競輪事業の成果を確認できる ②R5は施設の大規模改築による休場のため、車券売上額の減に伴う収益減となるが、大規模改築後の収益は回復を見込んでいる ③車券売上見込み額-開催に必要な経費+競輪開催以外の収益額 ④412,000千円（全国43競輪場の平均値）
■市内総生産 （第1次産業）	①第1次産業全体の活力を確認できる ②H28時点の第1次産業総生産の維持を目指す

序論

基本構想

基本計画

附属資料

社会指標・KPI	解説
	③長崎県の市町民経済計算における本市の第1次産業総生産 ④9,138百万円（H28中核市の平均値）
■新規就農者数	①農業の持続可能性を確認できる ②過去5年間の平均人数を毎年確保することを目指す ③新たに就農（雇用就農は除く）した人数（当該年度） ④比較可能な参考指標なし
■認定農業者1人あたりの生産額	①農業の生産性が向上していることが確認できる ②農業就業人口の減少率（2010→2015）8.1%と同等の増加を目指す ③認定農業者の生産額（作目毎の（生産面積等×基準単収）の合計）／認定農業者数 ④比較可能な参考指標なし
■農山村の持つ地域資源の維持・継承面積	①当該地の面積により、地域資源が適切に維持・継承されていることを確認できる ②減少を抑制し、現状面積の維持を目指す ③多面的機能支払交付金事業における活動組織の取組面積 ④比較可能な参考指標なし
■新規就業者数	①水産業の持続可能性を確認できる ②過去5年間の平均人数を毎年確保することを目指す ③新たに漁業に就業（雇用者を含む）した人数（当該年度） ④比較可能な参考指標なし
■漁業者1人あたりの漁獲高	①水産業の生産性が向上していることが確認できる ②漁協組合員の減少率（2014→2018）9.4%と同等の増加を目指す ③本市内の漁獲高／漁業者数（漁協組合員（法人経営体を含む）） ④比較可能な参考指標なし
■就職率	①求職者に対する就職件数の割合で、多様な雇用環境が創出されていることを確認できる ②過去最高値であるH30のレベルの維持を目指す ③就職件数／佐世保公共職業安定所管内における求職者 ④33.4%（全国平均）
■立地企業の新規雇用計画人数	①本市への投資が促進していることが確認できる ②佐世保相浦工業団地やオフィス系企業の誘致に加え、市内企業の増移設等を上乗せし、R5に3,600人を目指す ③H18以降に立地した企業の新規雇用計画人数の累計 ④比較可能な参考指標なし
■合計特殊出生率	①人口の自然増の要因である出生率を把握することで、子どもを安心して産み育てられる社会であることを確認できる ②人口減少を和らげるため、現状値以上を目指す ③15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計した値 ④1.38（H20～H24全国平均）
■子ども女性比	①人口の自然増の背景としての潜在力を把握することで、子どもを安心して産み育てられる社会であることを確認できる

社会指標・KPI	解説
	②人口減少を和らげるため、現状値以上を目指す ③0歳から4歳までの人口(男女計)/15歳から49歳までの女性人口 ④0.19033 (H29 全国平均)
■乳幼児健康診査受診率	①母子の実態把握し、支援に繋げる乳幼児健康診査の受診状況から、子どもの心の安らかな発達の促進と育児不安の軽減の状況を確認できる ②全国平均の過去3年間の平均値を目指す ③乳幼児健康診査受診者数/乳幼児健康診査対象者数 ④95.6% (H29 全国平均)
■乳幼児福祉医療費受給資格の認定率	①乳幼児福祉医療費の認定申請がされることで、子どもが適正に医療を受けられる環境にあること及び受給を通じて子育て家庭に対する経済的支援が広く行き届いていることを確認できる ②対象世帯の全ての認定を目指す ③乳幼児福祉医療費受給資格認定者数/乳幼児の人口(生活保護世帯の乳幼児を除く。) ④比較可能な参考指標なし
■地域子ども・子育て支援事業の平均利用回数	①子どもと保護者が身近な施設でどれだけ子育ての支援を受けているのか確認できる ②施設でのサービス等を概ね週1回利用することを目指す ③地域子育て支援センターなどの地域子ども・子育て支援事業の利用者数/就学前在宅児童数 ④比較可能な参考指標なし
■保育所待機児童数(10月1日現在)	①保育を必要とする子どもが、どれだけ保育所等に入所できないか確認できる ②保育所等の待機児童が年間を通じて発生しないことを目指す ③各年10月1日時点の待機児童の数 ④27.4人(全国平均)
■幼児教育・保育の量の確保率(10月1日現在)	①幼稚園、保育所等の入所定員がどれだけ需要の見込みに対し満たされているか確認できる ②幼稚園、保育所等の利用需要に対して過不足なく提供体制が整っていることを目指す ③幼児教育・保育施設の入所者数/幼児教育・保育の利用者の見込み数 ④比較可能な参考指標なし
■市民1人あたりの生涯学習に関わった回数	①生涯を通じ、あらゆる場所で学び続けている人が増えていることが確認できる ②より多くの人が学び続ける社会を目指す ③生涯学習事業への参加、生涯学習拠点及び拠点スポーツ施設の利用者数/本市人口 ④比較可能な参考指標なし
■全国学力調査結果	①児童・生徒の学力の定着状況が確認できる ②全国平均を目指す ③全国学力調査の本市の平均正答率/全国平均正答率×100 ④58%(本市平均)、61%(全国平均)
■全国体力・運動能力調査結果	①児童・生徒の体力・運動能力の状況が確認できる ②全国平均を目指す

社会指標・KPI	解説
	<p>③全国体力・運動能力調査の本市の平均得点／全国平均得点×100</p> <p>④49点（本市平均）、50点（全国平均）</p>
<p>■全国学習状況調査児童生徒質問紙結果</p>	<p>①「人の役に立つ人間になりたいと思いますか」という問いに対する肯定値を測ることで、「認め合い、共感できる人」が増えていることを確認できる</p> <p>②全国平均+2%を目指す</p> <p>「人の役に立つ人間になりたいと思いますか。」という問いに対する肯定値。全国学習状況調査児童生徒質問紙調査当該項目の本市の平均／全国の平均×100</p> <p>④95.5%（本市平均）、95.1%（全国平均）</p>
<p>■放課後子ども教室等に携わった大人の人数</p>	<p>①学校・地域・家庭が一体となって、子どもの育成に関わっていることが確認できる</p> <p>②減少を抑制し、現状の参加者数の維持を目指す</p> <p>③市内の放課後子ども教室に携わった大人の総人数及び家庭教育推進事業に参加した大人の人数</p> <p>④比較可能な参考指標なし</p>
<p>■健全育成事業への参加者数</p>	<p>①参加者数の増加により、青少年の健全育成環境が向上していることを確認できる</p> <p>②減少を抑制し、現状の参加者数の維持を目指す</p> <p>③青少年健全育成会への補助金を活用した事業に参加した人数＋徳育推進標語コンクール応募数＋徳育推進フォーラムへの参加者数＋補導に従事した補導委員の延べ人数</p> <p>④比較可能な参考指標なし</p>
<p>■生涯学習事業への参加者数</p>	<p>①多くの市民が生きがいをもって、地域のつながりや豊かな郷土を維持・発展させていることが確認できる</p> <p>②参加者数向上を目指す</p> <p>③「生涯学習推進事業」＋「生涯学習支援事業」＋「英語シャワー事業」＋「文化財の調査・保護・活用事業」＋「世界遺産保存整備事業」＋「福井洞窟整備・発掘事業」＋「針尾送信所保存整備事業」＋「文化財展示施設等管理運営事業」に係る参加者等</p> <p>④比較可能な参考指標なし</p>
<p>■生涯学習拠点施設の利用者数</p>	<p>①生涯学習が行われる環境の充実度が確認できる</p> <p>②利用者数向上を目指す</p> <p>③市立図書館利用者数＋公立公民館利用者数＋総合教育センター利用者数＋少年科学館利用者数</p> <p>④比較可能な参考指標なし</p>
<p>■拠点スポーツ施設の利用者数</p>	<p>①スポーツができる環境の充実度が確認できる</p> <p>②過去5年間の平均値を目指す</p> <p>③拠点スポーツ施設（「体育文化館」＋「総合グラウンド（庭球場・陸上競技場・野球場）」＋「温水プール」＋「東部スポーツ広場」＋「小佐々中央運動広場」）の利用者数</p> <p>④比較可能な参考指標なし</p>
<p>■都市部（都市核、地域核、生活核等）における人口密度</p>	<p>①人口が減少しても、20万人規模の都市機能が維持されることが確認できる</p> <p>②現状レベルの維持を目指す</p> <p>③都市部人口（人）／都市部面積（ha）</p>

社会指標・KPI	解説
	④人口密度 40 人/ha (都市計画法による市街地の要件)
■市街化区域内の人口密度	①市街化区域において、一定の居住人口が確認できる ②市街化区域居住率の維持を目指す ③市街化区域人口 (人) / 市街化区域面積 (ha) ④人口密度 40 人/ha (都市計画法による市街地の要件)
■都市部における地価の変動率 (対前年度比)	①主要地点の地価の変動で、魅力あるまちづくりの形成状況が確認できる ②主要地点の地価の下落を抑制することを目指す ③主要地点の地価変動率/主要地点数 ④▲0.5% (全国平均)、▲1.2% (長崎県平均)
■戦略的な整備・管理による市営住宅の集約率	①公営住宅が適正に整備・配置されていることが確認できる ②市営住宅の集約により都市部 (都市核、地域核、生活核等) の人口密度の向上を目指す ③5,219 戸 (2040 年の目標管理戸数) / 年度末の管理戸数 ④比較可能な参考指標なし
■公園の利用者数	①利用価値の高い公園が整備されていることが確認できる ②人口減による利用者の減少を利用率向上で補い、現状値の維持を目指す ③指定管理者制度を導入している公園における年間利用者数の合計 ④比較可能な参考指標なし
■水の安定供給日数	①水が常に安定的に供給されていることが確認できる ②1 年を通じて水を安定供給することを目指す ③年間日数 (365 日又は 366 日) - 影響世帯数 100 戸以上の断減水の年間発生日数 ④364 日 (H29 全国平均、H29 長崎県平均)
■公共下水道により生活排水を処理している人口の割合	①公共下水道の普及を通して、生活環境の改善を確認することができる ②公共下水道への接続の向上を図ることで、生活環境の改善を目指す ③公共下水道により生活排水を処理している人口/本市人口 ④74.3% (H29 全国平均)、57.2% (H29 長崎県平均)
■基幹管路の事故発生割合	①基幹管路の適切な更新により、水の安定供給ができる状況が確認できる ②過去 3 年間の平均値以下を目指す ③基幹管路の年間事故発生件数 / (基幹管路総延長/100 km) ④4.5 件/100km (H29 全国平均)、8.4 件/100km (H29 長崎県平均) ※基幹管路の定義については事業者によって異なる ※佐世保市の基幹管路は導水管・送水管・配水本管 (口径 400 mm 以上)
■公共下水道が整備された区域に住む人口の割合	①公共下水道に接続できる状態であることを確認できる ②R19 年度までに公共下水道の整備を完了するため、R5 までに 65.7% の整備を目指す ③公共下水道が整備された区域内の人口/本市人口 ④78.8% (H29 全国平均)、62.3% (H29 長崎県平均)
■道路による都市間速達性の確保率	①市内のみならず連携都市圏内の都市間交通の円滑化の状況を確認できる ②現状以上を目指す

社会指標・KPI	解説
	<p>③連携都市圏を構成する 8 都市間リンクのうち、基準の最短所要時間を満足している都市数の率。通勤通学圏域についての基準最短所要時間は 30 分、それ以外については 50 分</p> <p>④比較可能な参考指標なし</p>
<p>■ 土木施設の老朽化に伴う事故死亡者数</p>	<p>①膨大な土木施設が安全に管理されていることが確認できる</p> <p>②施設の老朽化に伴う事故死亡者を発生させないことを目指す</p> <p>③土木施設の老朽化が原因の事故による死亡者数（実測数）</p> <p>④比較可能な参考指標なし</p>
<p>■ 水害・土砂災害による死亡者数</p>	<p>①適切な治水・砂防対策を行っていることが確認できる</p> <p>②水害や土砂災害による死亡者を発生させないことを目指す</p> <p>③水害及び土砂災害を原因とした死亡者数（実測数）</p> <p>④比較可能な参考指標なし</p>
<p>■ 道路整備プログラムにより課題が解決された箇所数</p>	<p>①適切な道路改良により、本市が管理する道路の課題が解消されていることを確認できる</p> <p>②広域的な移動や市民の日常生活を支える道路ネットワークを充実させることを目指す</p> <p>③R1 から運用を開始した道路整備プログラムにより課題が解決した箇所数（実測数）</p> <p>④比較可能な参考指標なし</p>
<p>■ 健全性診断区分Ⅳ（最も悪い「緊急措置段階」）の道路施設数</p>	<p>①適切な道路補修により、道路が正常に機能していることが確認できる</p> <p>②最も悪い診断区分を速やかに解消し、その状態を維持することを目指す</p> <p>③道路施設の定期点検に基づく診断結果が健全性区分Ⅳ（緊急措置段階）の施設数（実測数）</p> <p>④比較可能な参考指標なし</p>
<p>■ 急傾斜地崩壊対策事業により保全される人家戸数</p>	<p>①急傾斜地におけるリスクが、確実に解消されていることが確認できる</p> <p>②災害危険箇所における市民の生命を守る安全な環境を確保することを目指す</p> <p>③現状値（整備完了箇所における保全人家戸数）＋平成 30 年度～令和 5 年度までに完了する予定箇所の保全人家戸数</p> <p>④比較可能な参考指標なし</p>
<p>■ 温室効果ガス削減率（平成 25 年度比）</p>	<p>①地球規模での環境負荷低減状況が確認できる</p> <p>②少しでも CO₂ の削減率を増やすことを目指す</p> <p>③H25 と比較した排出ガスの削減量/H25 排出量</p> <p>④6.1%（H25 全国平均）、10.5%（H25 長崎県平均）</p>
<p>■ 一世帯当たり年間電力消費量</p>	<p>①家庭における電力消費量により、環境負荷の低減状況を確認できる</p> <p>②パリ協定による日本の温室効果ガス削減目標と同程度の削減を目指す</p> <p>③家庭での年間総電力消費量/世帯数</p> <p>④4,701kwh（全国平均）</p>
<p>■ 環境基準達成率 大気（NO₂、SO₂） 水質（BOD、COD）</p>	<p>①市域における大気及び水質の環境が市民生活のうえで望ましい状態が確認できる</p> <p>②国が示す環境基準の達成を目指す</p> <p>③環境基準達成地点数/測定地点数</p> <p>④NO₂：一般環境大気測定局 100%、自動車排出ガス測定局 99.7%、SO₂：一般環境大気測定局 99.8%、自動車排出ガス測定局 100%、BOD：94.0%、COD：78.6%（H29 全国達成状況）</p>

社会指標・KPI	解説
<p>■ごみの一人1日あたりの排出量</p>	<p>①ごみ処理に起因する二酸化炭素の排出抑制が確認できる。 ②ごみ排出量の削減を目指す ③ごみ排出量（過去3年間）／年間日数（365日又は366日）／人口 ④920g（全国平均）、952g（長崎県平均）</p>
<p>■佐世保港を利用する船舶の総トン数</p>	<p>①人や物の交流が拡大していることが確認できる ②現状値以上を目指す ③佐世保港を利用するクルーズ客船や旅客船、貨物船等（米海軍の艦船等を除く。）の船舶のトン数を利用毎に合算 ④比較可能な参考指標なし</p>
<p>■クルーズ客船による乗降人員数</p>	<p>①船を利用した交流人口の拡大を確認できる ②クルーズ客船集客100万人を目指す ③佐世保港に寄港する全てのクルーズ客船の乗船客の上陸人員数＋乗込人員数 ④本市：204,150人：全国11位（H29外航船舶の乗降人数）</p>
<p>■安全・安心な暮らしの状況を確認できる件数</p>	<p>①市民生活における地域の安全・安心の状態を確認できる ②現状値の減少を目指す ③（交通事故発生件数＋刑法犯罪認知件数）／本市の人口×1,000 ④9.8件（全国平均）、6.1件（長崎県平均）</p>
<p>■町内会加入率</p>	<p>①地域の絆の高まりを量的（町内会加入率）に捉え、その度合いを確認するもの ②減少を抑制し、現状値の維持を目指す ③町内会等から報告があった加入世帯数／国勢調査を基にした推計世帯数 ④68.5%（中核市平均）、81.0%（長崎県平均）</p>
<p>■地区自治協議会の活動への参加者数</p>	<p>①地域の絆の高まりを質的（地区自治協議会の活動への参加者数）に捉え、その度合いを確認するもの ②年+1%の増加を目指す ③地区自治協議会が取り組む活動（行事や会議等）への参加者数 ④比較可能な参考指標なし</p>
<p>■刑法犯罪認知件数</p>	<p>①日常の生活を脅かす要素（犯罪）が減少していることが確認できる ②過去10年間の減少率の年平均値を目指す ③長崎県警察本部の統計における本市で発生した刑法犯罪認知件数 ④3.2件（本市）、6.4件（全国平均）、2.7件（長崎県平均）≪人口千人あたりの件数≫</p>
<p>■交通事故発生件数</p>	<p>①日常の生活を脅かす要素（交通事故）が減少していることが確認できる ②過去10年間の減少率の年平均値を目指す ③長崎県警察本部の統計における本市で発生した交通事故（人身事故）件数 ④3.5件（本市）、3.4件（全国平均）、3.4件（長崎県平均）≪人口千人あたりの件数≫</p>
<p>■消費生活相談・市民相談応答率</p>	<p>①市民の相談に的確に対応していることが確認できる ②100%を目指す ③消費生活相談及び市民相談の応答件数／消費生活相談及び市民相談受付件数 ※応答（相談者へ適切な助言や情報提供及び他機関の紹介を行ったり、事業者との仲介を行</p>

社会指標・KPI	解説
	<p>い解決したもの)</p> <p>④比較可能な参考指標なし</p>
■人権相談件数	<p>①（相談しやすい体制が前提）社会における人権問題の減少が確認できる</p> <p>②全国の過去5年間の減少率を目指す</p> <p>③長崎地方法務局佐世保支局における人権に関する相談の受理件数（過去5年間の平均）</p> <p>④比較可能な参考指標なし</p>
■平均寿命に対する健康自立度	<p>①誰もが、いくつになっても健康に暮らしていることが確認できる</p> <p>②現状以上を目指す</p> <p>③本市の男女それぞれの平均自立期間／平均寿命×100の率を、男女別人口を用いて加重平均（男女別の率にそれぞれの人口をかけたものを足し合わせ、総人口で割る）したもの</p> <p>④97.37%（H27本市）、97.15%（H27全国平均）</p>
■平均自立期間	<p>①人生における健康な期間（平均）を確認できる</p> <p>②過去6年間の平均伸び率の10%増を目指す</p> <p>③厚生労働科学研究班による「健康寿命の算定プログラム」を用いて、人口、死亡数、介護保険の要介護認定者数等を使用して算定</p> <p>④P124を参照</p>
■救急患者の受入病院決定率	<p>①適切かつ効率的な救急医療体制が整っていることを確認できる</p> <p>②佐世保市二次輪番病院長会議により、救急病院への交渉手順を【Ⅰかかりつけ医、Ⅱ近隣の救急告示病院、Ⅲ二次輪番当番病院、Ⅳ総合医療センター】と定めた方針に基づいて4回までに受入病院を決定することを目標とするもの</p> <p>③4回以内の問い合わせで受入病院が決定した搬送件数／全搬送件数×100</p> <p>④比較可能な参考指標なし</p>
■人口10万対あたりの在宅療養支援医療機関数（病・診）	<p>①住み慣れた場所で生活ができる医療環境が整備されていることを確認できる</p> <p>②長崎県平均値を目指す</p> <p>③（市内在宅療養支援医療機関数×100,000）／本市人口</p> <p>④23.6施設（長崎県平均）</p>
■医療施設等の立ち入り検査における検査項目の適合率	<p>①民間事業者が関係法令等を遵守している状況が確認できる</p> <p>②100%を目指す</p> <p>③立ち入り検査適合項目数／全検査項目数×100</p> <p>④比較可能な参考指標なし</p>
■要介護者以外の割合	<p>①いつまでも住み慣れた地域で、自立した生活が可能な社会であることが確認できる</p> <p>②減少を抑制し、現状維持を目指す</p> <p>③（65歳以上の高齢者数－要支援認定者を含まない要介護認定者数）／65歳以上の高齢者数×100</p> <p>④86.5%（全国平均）、85.2%（長崎県平均）</p>
■入所施設などから地域生活に移行した障がい者の数	<p>①障がい者の地域での社会参加が促されていることが確認できる</p> <p>②国の目標（4年間で入所見込み者数の9%以上の移行）を目指す</p> <p>③障がい者入所施設や精神科病院からグループホームなどの地域生活に移行した障がい者</p>

社会指標・KPI	解説
	の数 ④入所施設から地域への移行した障がい者の割合：1.87%（H29 本市平均）、1.45%（H29 全国平均）
■重篤な食中毒発生病数	①食に起因する健康被害の発生が抑制されていることが確認できる ②被害が発生しないことを目指す ③死亡食中毒又は50人以上の大規模食中毒の発生病数 ④62件（全国）、2件（長崎県）
■生活衛生許可施設等における健康被害発生病数	①生活衛生許可施設等の衛生環境の保持や狂犬病予防により、健康被害の起こらない公衆衛生状態であることが確認できる ②被害が発生しないことを目指す ③生活衛生許可施設等で特定された健康被害や狂犬病の発生病数 ④1件（全国）、0件（長崎県） ※水質汚染事故や狂犬病など厚生労働省へ報告義務のある事例のみ計上
■特定健診受診者の血圧Ⅱ度以上の割合	①血圧Ⅱ度以上（収縮期血圧160以上又は拡張期血圧100以上）の者の割合により、国民健康保険被保険者の生活習慣病重症化の抑制状態を確認できる ②毎年度▲0.1%を目指す ③血圧Ⅱ度以上の者／特定健康診査受診者×100 ④6.3%（H29 長崎縣市町国民健康保険平均）
■国民健康保険税収納率（現年度分）	①国民健康保険制度の持続可能性が確認できる ②県が定めた標準的な収納率（90%）の+2%を目指す ③現年度分収納額／現年度分調定額×100 ④92.45%（H29 全国平均）、93.70%（H29 長崎県平均）、91.76%（H29 中核市平均）
■就職・稼働収入増による自立世帯数	①社会のセーフティネットが機能し、自立につながる事が確認できる ②減少傾向にあるため、過去3年間の最大実績であるH28実績を目指す ③生活保護者が就職や収入の増加により生活保護から自立した世帯数 ④24世帯（H29 全国平均）、90世帯（H29 中核市平均）
■指導監査における指摘事項について事業者が改善した割合	①民間事業者が関係法令等を遵守している状況が確認できる ②100%を目指す ③改善事項数／指摘事項数×100 ④比較可能な参考指標なし
■建物火災1件あたりの焼損床面積	①火災による建物被害の抑制を確認できる ②現状値の減少を目指す ③建物火災により焼損した床面積の合計／建物火災件数（過去5年間の平均） ④48.8㎡（過去5年間の全国平均）
■心肺停止患者の1ヵ月後の生存率	①地域間・国際間での蘇生率等の比較が確認できる ②現状値以上を目指す ③1ヵ月後の生存者数／心臓疾患で倒れた後に心臓マッサージ等が行われた人の総数（過去5年間の平均）

社会指標・KPI	解説
<p>■ 消防隊の出動から放水開始までの時間</p>	<p>④16.1%（過去5年間の全国平均）</p> <p>①火災への迅速な対応状況が確認できる</p> <p>②資機材の軽量化や消防技術向上等により、0.4分の短縮を目指す</p> <p>③建物火災で消防隊が放水を開始するまでの所要時間の合計／建物火災件数</p> <p>④6.5分（国の整備指針）</p>
<p>■ 人口千人あたりの消防団員数</p>	<p>①地域防災体制の充実度が確認できる</p> <p>②人口千人あたりの消防団員数を7.0人としたうえで、消防団員数の現状維持を目指す</p> <p>③消防団員数／人口×1,000</p> <p>④6.8人（H29全国平均）、5.0人（H29：人口10万～30万都市平均）</p>
<p>■ 救急隊の出動から病院到着までの時間</p>	<p>①病院との連携により症状に応じた救急搬送が来ていることが確認できる</p> <p>②当該指標は出動件数との関連性が高いため、過去の出動実績に隊員増員分を加味し、0.9分の短縮を目指す</p> <p>③救急隊が患者を病院に搬送するまでの所要時間の合計／救急件数</p> <p>④39.3分（H29全国平均）</p>
<p>■ 救急隊が行う救命処置の適正化率</p>	<p>①救急隊員が適切な救命処置を実施していることが確認できる</p> <p>②常に適切な処置をすることを目指す</p> <p>③医師が適正と評価した救急件数／検証の対象となった救急件数（心肺停止患者等）</p> <p>④比較可能な参考指標なし</p>
<p>■ 人口1万人あたりの火災件数</p>	<p>①火災発生状況が確認できる</p> <p>②全国平均を目指す</p> <p>③火災件数／人口×10,000（過去5年間の平均）</p> <p>④3件（全国平均）</p>
<p>■ 災害死者数</p>	<p>①大規模災害時においても、最悪の事態が発生しない防災体制であることが確認できる</p> <p>②発生しないことを目指す</p> <p>③地震や台風、大雨等の災害を原因とした死亡者数</p> <p>④比較可能な参考指標なし</p>
<p>■ 地域型防災訓練実施率</p>	<p>①市民による防災意識の向上が確認できる</p> <p>②全地区自治協議会において実施されることを目指す</p> <p>③地域型防災訓練の実施割合＝訓練を実施した延べ地区自治協議会数／27地区自治協議会数</p> <p>④比較可能な参考指標なし</p>
<p>■ 全施策の成果の達成度</p>	<p>①第7次総合計画において想定した全施策の目標が達成していることが確認できる</p> <p>②計画年度終了時に、目標未達のKPIを発生させないことを目指す</p> <p>③各KPIの達成率の平均値 ※各KPIの現状値から目標値までの達成度を達成率として算出</p> <p>④比較可能な参考指標なし</p>
<p>■ 行政を介した移住者数</p>	<p>①市外から定住者を取り込めていることが確認できる</p> <p>②H28からの事業実施により移住者数は増加傾向にあるが、平準化した後も一定数の移住</p>

社会指標・KPI	解説
	者を維持していくことにより、定住人口減少の緩和を目指す ③西九州させば移住サポートプラザでの移住相談や支援を経て本市移住に至った人数 ④74人（長崎県平均）、95人（H29 中核市平均）
■市内公共交通に関する計画路線の達成率	①市内の公共交通網が円滑に移動可能な状態にあることが確認できる ②現在、運行(航)している公共交通の路線数の維持と、市内における交通不便地区の解消を目指す ③運行(航)中のバス、鉄道、航路、乗合タクシー等路線数/計画路線数（交通不便地区対策予定路線を含む） ④比較可能な参考指標なし
■主要文化施設の利用者数	①市民の文化意識の高まりを確認できる ②減少を抑制し、現状値維持を目指す ③主要文化施設（アルカス S A S E B O、市民文化ホール、島瀬美術センター）の利用者数 ④比較可能な参考指標なし
■多文化交流ネットワークへの参加者数	①市民の多文化交流意識の高まりを確認できる ②国の在住外国人増加率以上の参加率向上を目指す ③国際交流団体会員数+ウェルカムサポーター登録者数+在留外国人をサポートする市民ボランティア数 ④比較可能な参考指標なし
■市職員の対応への市民満足度	①市民と行政のコミュニケーションが円滑であることが確認できる ②全市民の8割の満足度を目指す ③「とても満足している」「ある程度満足している」を選択した市民アンケート回答者数/全回答者数 ④比較可能な参考指標なし
■広報紙に対する満足度	①本市の広報紙のあり方に関する市民の意向が確認できる ②過去5年間の平均以上を目指す ③広報させば紙面で行うアンケートで「大変良い」「良い」と答えた件数（12か月分）/回答総数（12か月分） ④比較可能な参考指標なし
■AI等先進的なICTにより効率化した時間	①本市の行政事務の効率化が確認できる ②AI導入で1,200時間+RPA導入で1,800時間の効率化を目指す ③AIやRPAなど先進的なICT技術を使い、行政事務が効率化された時間 ④1,800時間（中核市：枚方市実績）
■財源調整2基金の実質的な残高の標準財政規模に対する割合	①本市の財政余力が確認できる ②目安とされる10%程度を目指す ③財源調整2基金（特殊要素除く）の残高/標準財政規模 ④H29 総務省調査：5%~10%の自治体（39.1%）、10%~20%以下の自治体（37.8%）
■市税徴収率	①市税が適正かつ公平に確保されていることが確認できる ②新たな納付方法を導入することなどで、現状値以上を目指す

社会指標・KPI	解説
	③実際に納税された額／納税されるべき額 ④97.2%（中核市平均）
■「公共施設適正配置・保全基本計画」対象施設延床面積削減率（累積）	①人口規模と財政規模を勘案した、適正な施設保有状況が確認できる ②毎年0.75%の削減を目指す ③当該基本計画期間である H29 から R18 まで（20 年間）の削減目標を▲15%としていることから、目標値の設定は、現状値に 20 年間の削減目標を単純に単年度ベースに分割した数値（15%÷20 年=0.75%）を各年度に上乘せした数値。なお、現状値は、H27 との対比 ④保有面積：4.6 m ² /人（本市）、3.8 m ² /人（類似都市）
■行財政改革プランの達成率	①行財政改革推進計画に計画した目標が達成していることが確認できる ②100%を目指す ③評価 A 以上の取組項目数／すべての取組項目数 ④比較可能な参考指標なし
■前畑弾薬庫移転・返還の進捗率	①本市が国へ要望している米軍提供施設である前畑弾薬庫の返還までの進捗状況が確認できる ②早期返還に向け進捗率の上昇を目指す ③事業進捗率 ④比較可能な参考指標なし
■佐世保地区における防衛省関係支出高（過去 5 年間平均）	①佐世保地区における防衛省関係の支出高を把握することで、基地（自衛隊・米軍）所在による経済効果が確認できる ②防衛省予算の伸び率と同程度を目指す ③佐世保地区における海上自衛隊、陸上自衛隊及び九州防衛局の支出高合計の過去 5 年間平均 ④比較可能な参考指標なし

9 連携する政策・施策

クルーズ誘客



クルーズ客船の経済効果の拡大施策

◆観光消費による地域経済の活性化は…

観光商工政策

施策1 観光の振興

- 地域資源の活用による観光消費の拡大
- 国内外から選ばれる観光地づくり
- オール佐世保の受入体制

◆観光客の移動時間を短縮し、安全に通行させるには…

土木政策

施策1 暮らしと成長を支える道路ネットワークの充実

- 広域道路ネットワークの強化
- 地域と連携した生活道路ネットワークの強化

◆クルーズ客船の寄港拡大は…

港湾政策

施策1 人流と物流を支えるみなとづくり

- 港湾施設の利用促進によるみなとの振興

コンパクト
+ネットワーク



コンパクト・プラス・ネットワークに向けた施策

◆コンパクトなまちづくりへの対応は…

都市政策

施策1 居住誘導の推進

- 持続可能なまちを目指した居住誘導の推進

施策2 地域の特性に応じたまちづくりの推進

- 都市機能の向上

◆拠点間をつなぐネットワークは…

土木政策

施策1 暮らしと成長を支える道路ネットワークの充実

- 広域道路ネットワークの強化
- 地域と連携した生活道路ネットワークの強化

行政経営

経営1 的確な分析による戦略的な行政経営の推進

- 乗合バスの維持
- 交通不便地区対策の推進
- 離島航路の維持及び利便性向上
- 鉄道の維持及び利便性向上



適切な生活排水の処理に向けた施策

◆ 下水道整備区域における適切な生活排水の処理は…

水道政策

施策 2 公共下水道の普及推進と安定処理

- 公共下水道の普及推進
- 下水の安定処理

◆ 上記以外の区域における適切な生活排水の処理は…

環境政策

施策 1 環境保全活動の推進

- 環境負荷の低減



地域包括ケアシステムの推進に向けた施策

◆ 地域に暮らす高齢者への介護は…

保健福祉政策

施策 3 高齢者になっても健康で自立した生活ができる環境づくり

- 介護予防等の促進
- 地域における生活支援サービスの充実

◆ 地域に暮らす障がい者への支援は…

保健福祉政策

施策 4 障がい者の自立と社会参加の環境づくり

- 障がい者の視点に立った総合的な支援
- 社会的障壁の除去

◆ 地域に暮らす高齢者・障がい者への医療は…

保健福祉政策

施策 2 質の高い地域医療体制の充実

- 良質で適切な医療・介護の提供

◆ 地域に暮らす高齢者・障がい者・子どもや子育て世帯への身近な支援は…

市民生活政策

施策 1 地域コミュニティの活性化の推進

- 町内会の活性化
- 地区自治協議会の運営・活動の充実

子ども未来政策

施策 1 母子保健の推進と安心な育児環境の充実

- 妊娠・出産等に関する知識の普及
- 母子への切れ目ない支援と育児不安の軽減

施策 2 地域での子どもと子育ての支援

- 地域における子育て支援の充実
- 地域における子どもの健全育成

環境政策

施策 2 ごみの減量化と適正処理の促進

- 効率的で安定した一般廃棄物の収集・運搬

救急と
医療体制



救急と医療体制の充実に向けた施策

◆緊急時の救助・搬送は…

消防政策

施策2 救急・救助の高度化

- 生存率の向上
- 救助技術の高度化
- 救急車の適正利用と予防救急

◆救助・搬送後の医療体制は…

保健福祉政策

施策2 質の高い地域医療体制の充実

- 適切な救急医療体制の維持
- 地域医療を守るための取組

防災・減災



防災・減災に向けた施策

◆災害の総合的な対応は…

防災危機管理政策

施策1 災害や緊急事態に対応できる体制の充実強化

- 総合的な防災・危機管理体制の確立
- 地域における防災体制の強化
- 市民への防災情報の発信
- 大規模災害発生時の対応

◆災害のための訓練や備えは…

消防政策

施策1 火災や自然災害対策の推進

- 自然災害に対する備え

◆災害発生時の上下水道は…

水道政策

施策1 水の安定供給の推進

- 危機管理体制の充実

施策2 公共下水道の普及推進と安定処理

- 危機管理体制の充実

◆災害のための備蓄は…

市民生活政策

施策2 安全安心施策の推進

- 災害時用備蓄品の確保

◆災害危険箇所の情報提供や対策の実施は…

土木政策

施策2 命を守る斜面地・浸水対策の推進

- 災害危険箇所の危険度に応じた対策の実施
- 住民に対する危険箇所情報の提供



多文化共生の実現に向けた施策

◆多様な文化に適応できる人財の育成は…

教育政策

施策1 学校教育の充実

- 新しい時代に求められる資質・能力の育成

◆多文化が交流する共生社会を築くには…

市民生活政策

施策1 地域コミュニティの活性化の推進

- 町内会の活性化

◆多文化交流を進めるには…

行政経営

経営1 的確な分析による戦略的な行政経営の推進

- 市民の多文化交流の推進

あ行

アイデンティティ 一般には、社会や他者との関係の中で獲得される自分らしさ。ここでは、グローバル社会の進展の中において獲得されるべき自己の資質・能力の意。

R P A Robotic Process Automation の略。AI等の技術を用いて業務効率化・自動処理を行うこと。

インセンティブ 意欲向上や目標達成のための刺激、誘因、外的動機づけ。

E C electronic commerce の略。インターネット上で商品やサービスを売買すること。

海風の国 佐世保・小値賀観光圏のブランドコンセプト。日本の本土最西端に位置し、太古の昔から海風によって様々な文化・歴史と交流し、島々、浦々に特徴ある生活文化が根付き発展した当圏域を表すもの。

エリアマネジメント 地域における良好な環境や地域の価値を維持・向上（快適な環境創出、美しい街並み、地域のブランド力、良好なコミュニティの形成など）させるための、住民、事業者、地権者等による主体的な取組。

か行

環境マネジメントシステム 組織や事業者が環境保全に関する取組を進めるにあたり、環境に関する方針や目標を自ら設定

し、その達成に向けて取り組む体制、手続き等の仕組みのこと。「Environmental Management System」を略して「EMS」とも呼ばれる。

旧軍港市転換計画 旧軍港市転換法に基づき、旧軍港市を平和産業港湾都市に相応しいよう建設する計画。

旧軍港市転換法 旧軍港市である横須賀市、呉市、佐世保市及び舞鶴市を平和産業港湾都市に転換することにより、平和日本実現の理想達成に寄与することを目的とする法律。（昭和25年施行）

九州新幹線西九州ルート 福岡市（博多駅）と長崎市（長崎駅）を結ぶ新幹線。（「長崎ルート」や「長崎新幹線」と表記されることもある）

九州西部地域大学・短期大学産学官連携プラットフォーム 長崎・佐賀・福岡3県の17の大学・短期大学と、長崎県・佐世保市などの地方公共団体、さらに経済・産業界とが連携して、地域の発展に向けて取り組むための組織。

ゲートウェイ機能 広義には「玄関口」という意味で、様々なネットワーク同士（交通網等）をつなぐ機能を指す。

健康経営 従業員の健康を会社の財産ととらえ、会社の成長のために、従業員の健康づくりに積極的に取り組むこと。

減債基金	地方公共団体の借入金の返済を計画的に行うための積立金。
広域プラットフォーム	複数の地方公共団体にまたがって、行政・金融機関・企業などが知識や情報の交換を行う仕組み。
国際旅客船拠点形成港湾	国際クルーズ拠点の形成を官民連携の取組により推進する、特に重要な港湾として国土交通大臣より指定を受けた港湾。

さ行

財政調整基金	地方公共団体における年度間の財源の不均衡を調整するための積立金。
させぼ産品	市内に既にある特産品（伝統的工芸品を含む）に加え、商品開発やブランド化により新たに特産品になるものを加えたもの。
佐世保市都市計画マスタープラン	都市計画法に基づき、土地利用や道路、公園などの都市計画に関する基本的な方針を示すもの。
SASEBOまち元気協議会	商店街（三ヶ町、四ヶ町、京町、戸尾）、商業施設（五番街、えきマチー丁目）、商工会議所、市によって構成されており、中心市街地全体、いわゆる「まちなか」をひとつの「面」として捉え、回遊性向上などによる活性化を目指す協議体。
自治体PPS	Power Producer Supplier の略。現在は、旧一般電気事業者以外の小売電気事業者を「PPS」あるいは「新電力」と呼び、自治体が

姉妹都市等	<p>出資するものを自治体PPSという。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○アメリカ合衆国 <ul style="list-style-type: none"> ・ニューメキシコ州アルバカーキ市（姉妹都市） ・カリフォルニア州サンディエゴ港（姉妹港） ○オーストラリア連邦 <ul style="list-style-type: none"> ・ニューサウスウェールズ州コフスハーバー市（姉妹都市） ○中華人民共和国 <ul style="list-style-type: none"> ・福建省廈門市（友好都市） ・遼寧省瀋陽市（友好交流都市） ○大韓民国 <ul style="list-style-type: none"> ・京畿道坡州市（姉妹都市） ・釜山広域市西区（国際親善都市） ○日本 <ul style="list-style-type: none"> ・大分県九重町（姉妹都市）
生活核	身近な地域における日常生活と都市活動の維持のための拠点
世界で最も美しい湾クラブ	湾を活かした観光振興と資源保護、そこに暮らす人々の生活様式や伝統の継承、および景観保全を目的に活動するフランスに本部を置くNGO(非政府組織)。

た行

多文化共生	国籍や民族などの異なる人々が、互いのちがいを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと。(多文化共生推進プログラム、総務省、2006.3)
地域核	周辺地域を含んだ圏域における

附属資料 10 用語解説

<p>日常生活と都市活動の拠点</p> <p>地域包括ケアシステム</p>	<p>可能な限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを継続することができるように、医療、介護、予防、住まい、生活支援・福祉サービスが相互に関係し、連携しながら在宅の生活を支援する体制。</p>	<p>都市アイデンティティ</p> <p>都市核</p>	<p>「佐世保市らしさ」を意味し、本市ならではの魅力や独自性を、市民の愛着や誇りとともに都市イメージとして定着させるもの。</p> <p>都市全体及び周辺市町を含む広域的な圏域における中核を担う拠点。</p>
<p>地（知）の拠点</p>	<p>大学が地方公共団体と連携して、地域のための教育・研究や社会貢献を進めること。</p>	<p>な行</p> <p>西九州させば広域都市圏</p>	<p>近隣の市町と連携して、行政サービスにかかる費用の節減や、共同で経済支援を行うなど、スケールメリットを生かした取組を進めるための枠組みであり、佐世保市を中心市として、平戸市、松浦市、西海市、東彼杵町、川棚町、波佐見町、小値賀町、佐々町、新上五島町、伊万里市、有田町の12の自治体で構成。</p>
<p>地方交付税</p>	<p>地方公共団体が等しく行うべき事務を遂行することができるよう、一定の基準により国が交付する税。</p>	<p>日本版 DMO</p>	<p>Destination Management/Marketing Organization の略。</p> <p>地域の多様な関係者を巻き込みつつ、科学的アプローチを取り入れた観光地づくりの舵取り役を担う法人。</p>
<p>地方分権改革</p>	<p>各地域が地域の課題に自らの判断と責任で取り組みやすくするため、住民に身近な行政を、できるだけ住民に近い地方自治体が担っていけるように変えていく取組のこと。国と地方自治体の関係を上下・主従の関係から対等・協力の関係にすること（機関委任事務の廃止）や、国・県からの事務・権限の移譲、法令による全国一律の基準や国の関与などに関する規制緩和（義務付け・枠付けの見直し）等を行っている。</p>	<p>認定農業者</p>	<p>農業経営基盤強化促進法に基づき市町村の認定を受けた農業経営者等。</p>
<p>特定複合観光施設</p>	<p>カジノ施設、国際会議場施設、展示施設等、魅力増進施設、送客機能施設、宿泊施設から構成される一群の施設であって、民間事業者により一体として設置・運営されるもの。</p>	<p>ノーマライゼーション</p>	<p>障がいの有無にかかわらず、誰もが当たり前暮らせる社会こそがノーマルな社会であるとし、その実現に向けて様々な社会条件を整えていこうとする考え方。</p>

は行

バッファゾーン	核（コア）となる景観資産等の周囲の景観を形成する地帯。
H A C C P	Hazard Analysis and Critical Control Point の略。 食品の安全性を高度に保証する衛生管理手法の一つ 具体的には、食品等事業者が原材料の受入から最終製品にいたる一連の工程の各段階で発生する危害を分析し、その危害の発生を防止することができるポイントを重点的に管理する手法。
病病連携	役割（機能）の異なる病院間の連携のこと。 （例：急性期病院と回復期病院の連携）
病診連携	役割（機能）の異なる病院と診療所間の連携のこと。 （例：かかりつけ医と手術を行う病院の連携）
標準財政規模	地方公共団体が標準的な行政サービスを行う上で必要な一般財源の規模。
P P P（公民連携）	Public Private Partnership の略で、公共施設等の建設や維持管理などに民間の資金と知識・経験を活用し、公共サービスの提供を民間が主導して行うこと。
ファミリーサポート	子育て等の援助を受ける方とその援助を行う方との相互援助活動をコーディネートすること。
平均自立期間	日常生活動作が自立している期間の平均で、介護保険の要介護

度の要介護2～5を不健康（要介護）な状態とし、それ以外を健康（自立）な状態として算定。

法定外目的税

地方税法（国の法律）に定められた税目以外に、地方自治体が特定の目的に使用するため条例で設定する税。

ポートセールス

港の管理者が船社や関連企業等に自らの所有する港のメリットを説明し、クルーズ客船等の船舶や貨物を誘致すること。

北部エリア

佐世保市都市計画マスタープランにおける「吉井地域（吉井支所管内）、世知原地域（世知原支所管内）、小佐々地域（小佐々支所管内）、江迎地域（江迎支所管内）、鹿町地域（鹿町支所管内）」をいう。

ま行

まち・ひと・しごと創生総合戦略

人口急減・超高齢化という大きな課題に対し、官民が一体となって取り組み、各地域がそれぞれの特徴を活かした自律的で持続的な社会の創生を目指す戦略。

密度の経済

人口密度の高い場所で行政サービス等を効率的に行うことで、様々なコストを引き下げることができる考え方。例えば、人口が密集する地域であれば、公共交通手段や水道光熱を効率的に提供でき、住民一人あたりの税負担は軽くなるが、一方で過疎化が進み人口が減った地域では住民一人あたりの税負担は大きくなる。

ら行

ライフサイクルコスト
施設等の設計及び施工から解体
や廃棄に至る過程に必要な費用
の合計額のこと。

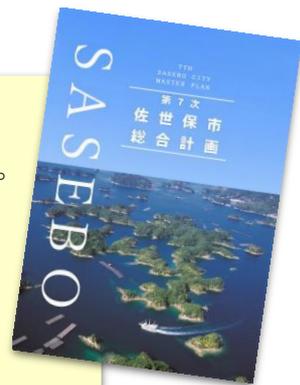
療育環境改善
障がいのある子どもの発達を促
し、日常生活の困り事を少しで
も軽減できるように学校や医
療、家庭が連携できる環境づく
りに取り組むこと。

MEMO

MEMO

「第7次佐世保市総合計画」は
佐世保市ホームページでもご覧いただけます。

スマートフォン等の
QRコードリーダーで
読み取ってください。



第7次佐世保市総合計画

令和2年3月発行

[編集・発行]

佐世保市役所 企画部 政策経営課

〒857-8585 長崎県佐世保市八幡町1番10号

TEL 0956-24-1111 (代表)

FAX 0956-25-9676

